

はじめに

川越町では、「第7次川越町総合計画」では、「つながる笑顔 ず～～～っと暮らしたい町 かわごえ」をまちの将来像として掲げ、その将来像の実現に向け、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に進めるとともに、平成30年3月に「川越町障害者計画」、令和3年3月に「第6期川越町障害福祉計画・第2期川越町障害児福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も、みんなが笑顔でいきいきと暮らせるまちづくりをめざし、障害福祉施策を推進してまいりました。

近年、本格的な人口減少や少子高齢化、地域社会の変化等に伴い、福祉に対するニーズはますます複雑化・複合化しています。障害福祉の分野におきましても、住み慣れた地域での自立と社会参加の促進、障害者及び親の高齢化への支援や障害児への途切れない一貫した支援等を目的とした環境づくりが一層求められています。

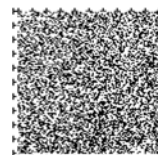
こうした状況の中で、国の動向や社会情勢の変化、多様化・複雑化する障害のある人やそのご家族等のニーズを反映させるため、「第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・第3期川越町障害児福祉計画」を策定いたしました。本計画では、「すべての人がともにつながり認め合う、いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念に、すべての人がその人らしい生活を、地域で自立して営んでいくことができるまちづくりをめざすものです。

本計画では、前計画を踏襲しつつも、近年、多発している自然災害への対策が急務となっており、障害者の安全確保に向けた防災・減災体制を整備するため、施策体系に「防災」の項目を新たに設けるなど、見直しを行っております。本計画に沿って、各施策・事業を進め、基本理念の実現をめざすとともに、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました川越町障害者計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査・ヒアリング調査にご協力いただきました町民の皆様や関係機関の方々に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

令和6年3月

川越町長 城田 政幸



目 次

第1部 計画策定にあたって

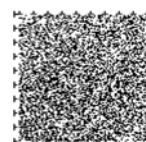
- 1. 計画の背景と趣旨 2
 - (1) 計画策定の趣旨 2
- 2. 計画の法的根拠と位置付け 3
 - (1) 計画の法的根拠 3
 - (2) 計画の位置付け 4
 - (3) 計画の期間 5
 - (4) 障害保健福祉圏域 5
 - (5) SDGsとの関連 6

第2部 基本的な考え方

- 1. 計画の基本方針 8
- 2. 施策の体系 9

第3部 第5期川越町障害者計画

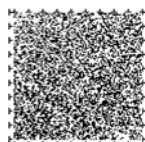
- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 12
 - (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 13
 - (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 13
 - (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 13
- 2. 安全・安心な生活環境の整備 15
 - (1) 障害のある人の活動・交流を支える体制づくりとボランティア活動の推進 16
 - (2) 住宅の確保 17
 - (3) 移動しやすい環境の整備等 18
 - (4) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 18
- 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 19
 - (1) 情報提供の充実等 19
 - (2) 意思疎通支援の充実 20
 - (3) 行政情報のアクセシビリティの向上 20
- 4. 防災、防犯等の推進 21
 - (1) 防災対策の推進 21
 - (2) 防犯対策の推進 22



5. 保健・医療の推進	23
(1) 精神保健・医療の適切な提供等	24
(2) 保健・医療の充実等	24
6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	25
(1) 相談支援体制の構築	27
(2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	28
(3) 障害のある子どもに対する支援の充実	29
(4) 障害福祉サービスの質の向上等	29
(5) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進	29
7. 教育の振興	31
(1) インクルーシブ教育システムの推進	32
(2) 教育環境の整備	33
(3) 福祉教育の推進	33
(4) 療育体制の充実	33
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	35
(1) 総合的な就労支援	36
(2) 経済的自立の支援	36
(3) 障害者雇用の促進	36
(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	37
9. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	38
(1) 障害者スポーツ、文化・芸術活動の充実	38

第4部 第7期川越町障害福祉計画

1. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	42
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	42
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	43
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	43
(5) 相談支援体制の充実・強化等	44
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	44
2. 障害福祉サービス等の利用実績と利用見込み	45
(1) 訪問系サービス	45
(2) 日中活動系サービス	48
(3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）等）	52
(4) 相談支援サービス	54



3. 地域生活支援事業の実施実績と実施目標	56
(1) 理解促進研修・啓発事業	56
(2) 自発的活動支援事業	57
(3) 相談支援事業	58
(4) 成年後見制度利用支援事業	59
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	60
(6) 意思疎通支援事業	61
(7) 日常生活用具給付等事業	62
(8) 手話奉仕員養成研修事業	64
(9) 移動支援事業	65
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	66
(11) 日中一時支援事業（任意事業）	67

第5部 第3期川越町障害児福祉計画

1. 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	70
(1) 障害児支援の提供体制の整備等	70
2. 障害児通所支援等の利用実績と利用見込み	72
(1) 障害児通所支援	72
(2) 障害児相談支援	75

第6部 計画の推進

1. 計画の進行管理	78
2. 関係機関等との連携体制	79
3. 情報提供の推進	79

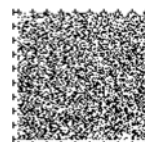
資料編

障害のある人を取り巻く状況

1. 町人口の状況	82
2. 障害のある人の数の推移	83
3. アンケート調査結果の概要	91
4. ヒアリング調査結果の概要	133

参考資料

1. 川越町障害者計画策定委員会の組織及び運営に関する規則	138
2. 川越町障害者計画策定委員会 委員名簿	140
3. 策定経過	141
4. 諮問	143
5. 答申	144
6. 用語解説	145



本計画における『障害』の表記について

川越町では、これまでに策定してきた「川越町障害者計画」や「川越町障害福祉計画」、「障害児福祉計画」において、「障害」の「害」の表記について漢字による「障害」としています。

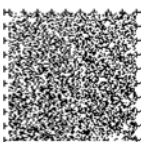
現在のところ、表記に関しては様々な意見や考え方があり、町民全体の意識の醸成が図られているわけではありませんが、たしかに「害」の字に差別や偏見を感じている人が少なからずいることは事実です。

しかし、本計画では、あえて「障がい」ではなく「障害」を使用することにしました。

それは、「障害」はその人自身ではなく、社会の側にある。障害のある人＝社会にある障害と向き合っている人たちと捉えていくべきとの理由からです。

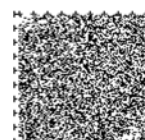
これは、国連の障害者権利条約の根底にある考え方でもありますが、障害のある人たちに孤立感や不快感を抱かせる社会の差別や偏見をなくすためには、単なる表記の問題ではなく、そういった社会の障害を取り除いていこうという意識改革こそが大切だと考えたからです。

皆さんも、「障害」や「障がい」という表記を目にしたとき、その理由や背景に思いをめぐらせてみてください。



第1部

計画策定にあたって



1. 計画の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

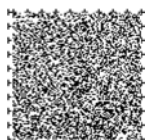
わが国では、地域福祉の推進を図って、すべての住民が役割を持ち、「支え手」と「受け手」に分かれることなく支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成していくことが重要となっています。

そして、地域コミュニティの働きと公的な福祉サービスが協働することで、住民が助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現していくことが喫緊の課題となっています。

また、近年、多くの法制度の施行や改正が行われ、障害のある人や障害のあるお子さんを取り巻く環境は大きく変化しています。本町で障害者手帳を持っている方は、令和2年度に572人、令和5年度で618人となっており、増加傾向にあります。障害のある人の重度化・高齢化、家族の高齢化が進むなか、障害のある人一人ひとりの地域生活をどのようにサポートしていくかも、大きな課題となっています。

障害のある人が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けるためには、障害のある人のニーズを捉え、障害特性に応じた住まい・相談・就労・社会参加・障害福祉サービスの充実など、ライフステージに応じたサービスの提供が必要です。また、介助における困りごと、親亡き後や緊急時の対応への不安など、家族の負担を軽減する取組も欠かせません。

「川越町障害者計画」、「第6期川越町障害福祉計画」、「第2期川越町障害児福祉計画」の計画期間が令和5（2023）年度で終了することから、障害福祉関連の法体制の整備状況や、住民ニーズ等の社会情勢、本町の障害のある人の施策の実施状況等を踏まえつつ、総合的に障害のある人の施策を推進するため、計画を策定し施策・事業のさらなる推進を図ります。



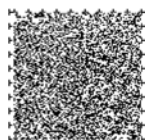
2. 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の法的根拠

「川越町障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく法定計画で、本町における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な目標を定める計画です。

「川越町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく法定計画で、令和 8（2026）年度を目標年度として障害のある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業について計画期間の必要量及びサービスの受け皿の確保のための方策を定める計画です。

「川越町障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく法定計画で、障害児支援の提供体制の基盤整備について数値目標を定めるとともに、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について計画期間の必要量及びサービスの受け皿の確保のための方策を定める計画です。

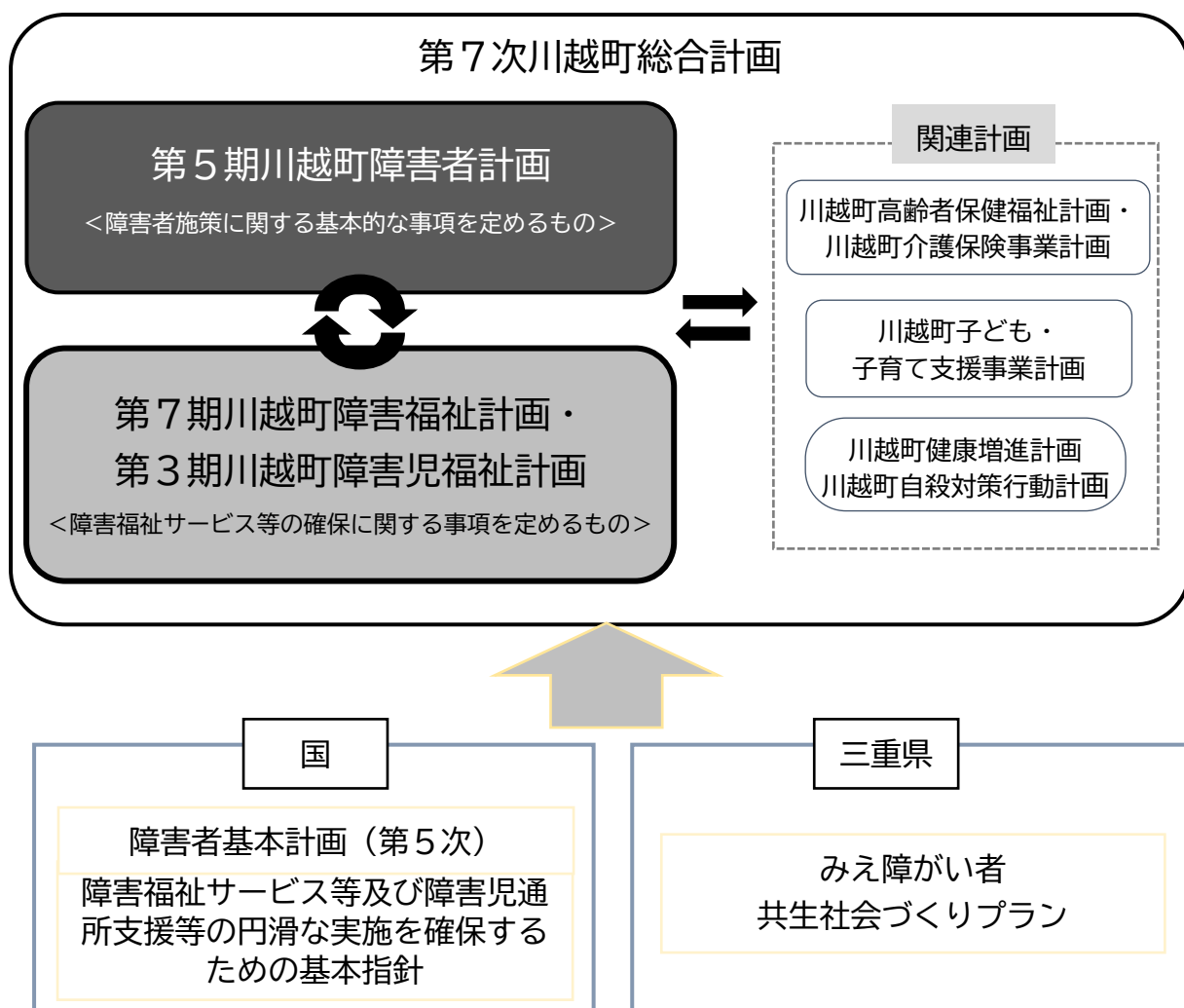


(2) 計画の位置付け

本計画は、国の「障害者基本計画」、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」などの内容を踏まえ、本町の障害福祉施策の方向性を定めるものです。

また、本計画は、本町の最上位計画である「第7次川越町総合計画」における基本計画の施策を推進するための個別計画として位置付け、「川越町高齢者保健福祉計画・川越町介護保険事業計画」、「川越町子ども・子育て支援事業計画」、「川越町健康増進計画」、「川越町自殺対策行動計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

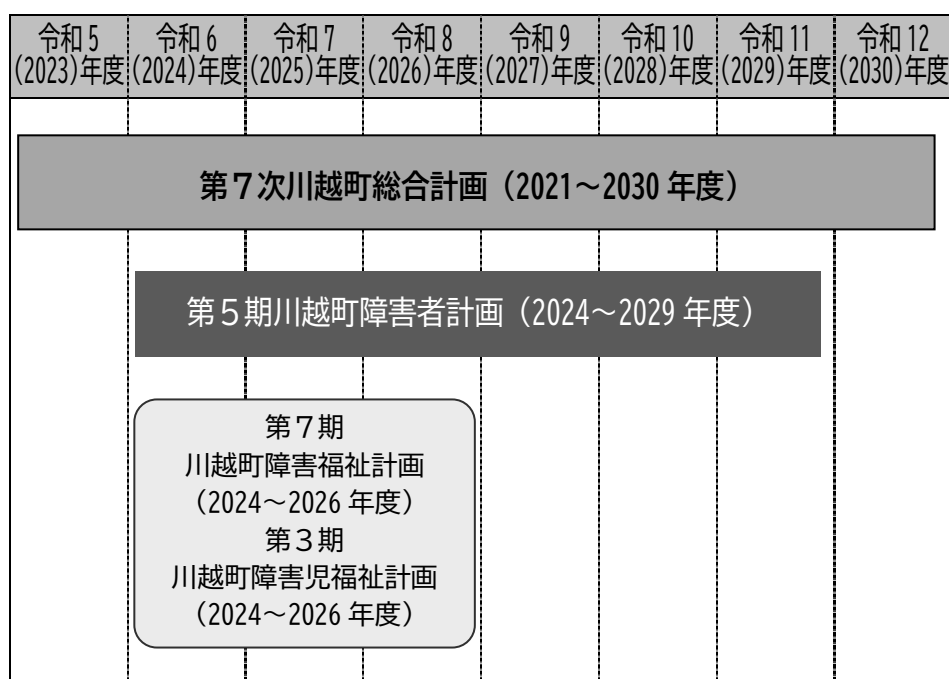
さらに、障害のある人及び町民へのアンケート調査や各障害者団体及び事業所へのヒアリングの実施を踏まえ、障害のある人やその他の関係者の意見を参考に策定しています。



(3) 計画の期間

第5期川越町障害者計画の期間は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

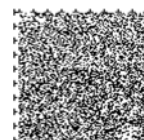
第7期川越町障害福祉計画および第3期川越町障害児福祉計画の期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。また、国などの動向を踏まえ期間中の見直しなどに柔軟に対応できるようにします。なお、本計画は、国・県の計画と整合を図りながら計画期間を定めているため、総合計画における基本構想、基本計画の策定時には随時見直しを行うこととします。



(4) 障害保健福祉圏域

障害のある人に適切なサービスを受けてもらうため、広域的な障害福祉サービスの提供体制を整える必要があります。

そのため三重県では、「障害保健福祉圏域」を設定しており、本町は四日市市、菰野町、朝日町の1市3町で「四日市圏域」を構成しています。市町と県が協働で策定する「圏域プラン」（障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針）を踏まえながら、広域的な連携の下で当計画を策定しています。



(5) SDGsとの関連

国際連合が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざして、令和12（2030）年までに達成すべき17の目標と169のターゲットが提示されています。

こうした「持続可能性」や「多様性、包摂性」といった視点を本計画の理念や施策に反映し、関連するSDGsの目標の達成に寄与するため、障害のある人の自立や社会参加の支援等具体的な取組を進めていきます。

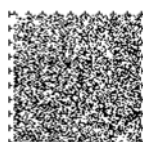


（国際連合広報センターホームページより）

17の目標のうち、本計画と関連する項目は以下の3項目になります。

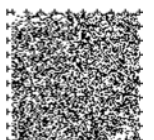
17の目標	内 容
 3 すべての人に健康と福祉を	【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 8 働きがいも経済成長も	【働きがいも経済成長も】 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
 10 人や国の不平等をなくそう	【人や国の不平等をなくそう】 国内および国家間の格差を是正する

（内容の文章は原文を引用しています。）



第2部

基本的な考え方



1. 計画の基本方針

障害者基本法においては、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障害のある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

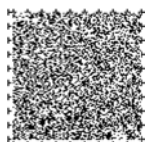
障害のある人は、これまで保護される立場とみなされがちでしたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけられました。いつ、いかなるときにおいても人としての尊厳を保持されなければなりません。またこれまで、障害のある人は、障害があるというだけでなく、社会との関係のなかで日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障害のある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような社会情勢などを背景として、本計画では、国の障害者基本計画（第5次）で掲げられる基本原則「地域社会における共生の慈実現」「障害者差別その他の権利利益の侵害の禁止」「国際的な協調の下での共生社会の実現」などの考え方に則り、障害のある人もない人も、全ての人がその人らしい生活を、地域で自立して営めることが求められます。

「第7次川越町総合計画」においてめざす将来像キャッチフレーズとして掲げている「つながる笑顔 ず～～～っと暮らしたい町 かわごえ」の実現に向け、「すべての人がともにつながり認め合う、いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げるとともに、アンケート結果などに基づく障害のある人の現状等を踏まえ、取組を推進することをめざします。

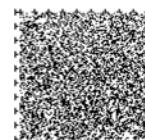
<川越町障害福祉施策推進の基本理念>

**すべての人がともにつながり認め合う、
いきいきと暮らせるまちづくり**



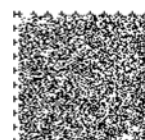
2. 施策の体系

1. 差別の解消、 権利擁護の推進及び 虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
2. 安全・安心な 生活環境の整備	(1) 障害のある人の活動・交流を支える体制づくりとボランティア活動の推進 (2) 住宅の確保 (3) 移動しやすい環境の整備等 (4) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
3. 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実	(1) 情報提供の充実等 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 行政情報のアクセシビリティの向上
4. 防災、防犯等の 推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進
5. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等
6. 自立した生活の 支援・意思決定支援 の推進	(1) 相談支援体制の構築 (2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (3) 障害のある子どもに対する支援の充実 (4) 障害福祉サービスの質の向上等 (5) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進
7. 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 福祉教育の推進 (4) 療育体制の充実
8. 雇用・就業、 経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
9. 文化芸術活動・ スポーツ等の振興	(1) 障害者スポーツ、文化・芸術活動の充実



第3部

第5期川越町障害者計画



1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

現状と課題

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

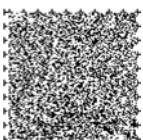
- あらゆる場面で障害のある人の権利が守られるよう、権利擁護の取組を推進しています。また、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会で作成したリーフレットを用いて福祉サービス等の情報発信を図っています。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をめざし、障害や障害のある人に対する理解の一層の促進を図ることが課題です。
- 知的障害のある人や精神障害のある人など、判断能力が不十分な障害のある人については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。社会福祉協議会と連携し、その人らしく暮らし続けられるよう支援を通じて権利を守ることに務めています。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害を理由とする差別は、障害のある人の自立や社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、町では、障害への理解と障害者差別解消法の普及・啓発などの取組に務めています。
しかし、障害のある人に対するアンケート調査によると、「障害があることで差別を感じたり、いやな思いをする(した)ことがある・少しある」と回答した方が34.4%(障害のあるお子さんの保護者50%)となっており、その解消に向けた取組みを進める必要があります。
- 親の会(くろがねもち友の会)有志が運営している『どんぐり』での活動は、保護者どうしが集まり、意見や情報を交換する場として活動を続け、地域住民との交流の場の企画も行っています。(コロナ禍は休止)。

(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

- 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会こころのバリアフリー推進部会では、精神障害がある人もない人も住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、精神障害がある当事者の方々とふれあいを通じた啓発イベント『こころの健康・福祉のフェスティバル』を開催しています。



- 関係機関等からの要望に応じ、民生委員・児童委員や福祉協力員に対して、また、生活・介護支援サポーター養成講座で障害福祉に関する情報提供を行っています。

施策の方向

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

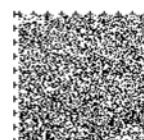
- ◇ 成年後見制度や日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）などの権利擁護にかかわる制度を周知し、利用を促進していきます。
- ◇ 障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速な対応を図るために、相談支援事業所等の関係機関との連携協力体制の整備に努めます。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

- ◇ 障害のある人となない人との相互理解や積極的な交流を図るため、各種広報媒体を活用し、啓発・広報活動を推進するとともに、交流・ふれあいの機会の提供に努めます。
- ◇ 障害の有無にかかわらず、すべての人が共生する意識を持てるよう、小・中学校や高等学校との連携を強化し、福祉教育を推進します。
- ◇ 障害者差別解消法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する町職員向けガイドライン」の周知に努めます。
- ◇ 精神障害のある人に対する偏見の解消に関する啓発を推進するとともに、精神障害のある人の地域生活移行促進に努めます。

(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

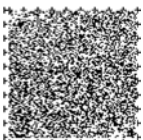
- ◇ 行政機関等が行う各事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁を除去するための合理的配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、必要な環境整備を推進します。



- ◇ 行政機関の職員等に対し、障害のある人に関する理解を促進するため、外見からは分かりにくいという点やコミュニケーションが難しいという点など、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人の特性を理解するとともに必要な配慮事項等についての研修を実施し、窓口業務における障害のある人への対応の徹底を図ります。
- ◇ 障害のある人が地域で暮らし続けていくために、現状では障害のある人どうしの交流の場や、障害のある人ない人に限らず互いに触れ合える場が十分に整備されているとは言えません。令和6年5月に川越町ボランティア活動拠点施設を設置・開始し、今後は地域における障害に対する理解をさらに高めていくことが求められているなかで、障害のある人と地域の人とのふれあいの場・機会を検討します。

主な事業

- 広報・啓発事業
- 成年後見制度利用支援事業



2. 安全・安心な生活環境の整備

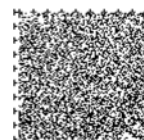
現状と課題

(1) 障害のある人の活動・交流を支える体制づくりとボランティア活動の推進

- 障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障害のある人が参加しやすいようにしていくことが必要であることから、まずは、障害のある人自身の活動意欲を高めていくための支援に努めていくことが求められます。
- 障害のある人が、地域で自分らしく暮らすことができる共生のまちづくりを推進するためには、地域の方々の「障害のある人と日頃から分け隔てなく接していくことができる意識づくり」が必要です。
当町では、地域ボランティアが作業所行事や就労環境整備事業等の事業をきっかけとして、障害のある人たちと交流を図っています。
- 障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、制度による公的サービスの提供(利用)だけでなく、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、みんなで支えあう地域づくりを進めています。地域におけるボランティア活動の内容については、行政番組や議会だより、ボランティアだより(1回/年)等の媒体を活用して紹介を行っています。
- ボランティア活動に関心がありながらも、きっかけがなく活動に結びつかない人が多く存在し、また若いメンバーの加入も若干はあるものの仕事が優先となりがちであり、一人ひとりが、自分が得意としていることで、もっと気軽に参加できるような機会の提供と、仕組みづくりの発想が必要です。

(2) 住宅の確保

- 障害のある人など住宅確保要配慮者が賃貸住宅を探す際、入居契約に至らないなど、住まい探しが課題となっています。



(3)移動しやすい環境の整備等

- 障害のある人だけでなく、高齢者等の地域で生活する人が、安心して活動できるような、道路や公共施設等の住環境整備を進めていくとともに、社会参加の機会が、移動手段が確保できないことによって奪われることのないよう、生きがいを持って生活を送ることができる地域づくりの推進も求められています。
- 社会参加促進のため、タクシー料金助成事業・自動車燃料費助成事業を継続して実施しています。傾向としては、家族介護運転が認められていることから、タクシー料金助成事業を希望する人は減少傾向にあります。また、タクシー料金、JR旅客運賃等の割引制度について、障害者手帳交付時に周知を図っています。その他、運転免許取得費用の助成や、自動車操作装置改造費用の助成も福祉サービスとして備えています。

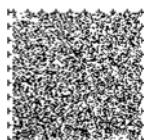
(4)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

- 障害のある人が地域において、安全・安心に暮らすことができる住環境の整備、障害のある人が移動しやすい環境の整備、障害のある人に配慮したまちづくりの推進等を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進することが必要です。

施策の方向

(1) 障害のある人の活動・交流を支える体制づくりとボランティア活動の推進

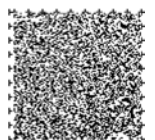
- ◇ 地域における共生社会の実現に向け、さまざまな地域課題に対応できる人材育成に努めていきます。
- ◇ 生活交流会の事業内容を見直すとともに、文化・スポーツイベントの実施なども含めた交流機会の検討を行い、参加者の拡大を図ります。
- ◇ 障害のある人やひきこもり状態にある人などが気軽に立ち寄ることができる「居場所」の創設を進めます。「居場所」では、生活における困りごとの相談対応、創作活動・生産活動の機会を通じ、社会交流をサポートしていきます。



- ◇ ボランティア活動の拠点を活用し、さまざまなボランティアやボランティア団体、NPO法人などの活動の活性化を図ります。
- ◇ ボランティア養成講座を開講し、ボランティアとして活動する人材の育成に努めます。また、ボランティアコーディネーターを活用し、ニーズとボランティア活動をつなぐとともに、ボランティア活動どうしの連携強化を図ります。
- ◇ 主体的なボランティア活動の推進に向けて、自分の持つ知識や技能、経験などを活かし、さまざまな分野のボランティア活動の中から自分に適した活動が選択できるよう、ボランティアセンターを中心に情報提供に努めます。
- ◇ 障害者等就労環境整備事業を通じて、障害がある人と地域ボランティア団体等との交流活動を支援し、相互理解を促進します。
- ◇ 大学生、専門学生、高校生等も参加可能な学生ボランティアの育成につなげます。
- ◇ 令和6年5月に川越町ボランティア活動拠点施設を設置・開始し、地域におけるボランティア活動の拠点としてその機能が発揮されることにより、より活発なボランティア活動の推進が図られることをめざすなかで、障害のある人と地域の人とのふれあいの場・機会を検討します。
- ◇ 地域行事、文化活動、スポーツ活動などに障害のある人が気軽に参加できるよう、障害のある方々の意見を十分に聴きながら、主催者等に働きかけ、環境整備や必要な支援に努めます。

(2) 住宅の確保

- ◇ 安心して生活できる場を確保するため、必要な居住支援サービスの支給決定と給付を行います。
- ◇ 障害のある人が希望する地域生活の実現に向け、地域にあるさまざまなサービスを組み合わせた利用ができるよう、共同生活援助の充実やサービス提供事業者との連携を図ることに努めます。
- ◇ 住宅確保要配慮者の入居に関する相談の際は、適切な支援機関（三重県居住支援連絡会等）へ繋ぐことに努めます。



(3) 移動しやすい環境の整備等

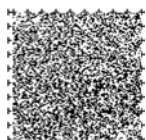
- ◇ 道路の拡幅など、生活道路の整備・修繕を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。
- ◇ 新たな地域公共交通を検討し、利用者ニーズを踏まえた、利便性の高い地域公共交通を促進します。
- ◇ 引き続き、障害のある人の社会参加の促進と支援を行うため、タクシー料金助成事業や自動車燃料費用の助成、障害者（児）移動支援事業など、外出支援にかかる事業を実施します。
- ◇ 障害のある人の社会参加の促進を目的とした移動サービスについて、生活課題やニーズを理解しながら、サービスの工夫・創出とともに、必要な支援（人材育成など）に努めていきます。

(4) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

- ◇ 障害のある人が地域で生活するための基盤となる公共施設等について、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、改修等を行う際は、バリアフリー化を通じてアクセシビリティの向上に努めます。
- ◇ 障害のある児童・生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、エレベーターの設置、スロープ等の整備に努めます。
- ◇ 公共施設の計画的な施設改良や整備に努め、障害のある人の状況に応じた柔軟な対応を進めます。

主な事業

- 障害者団体への助成
- ボランティア育成活動事業
- 公共施設等改修整備事業
- ふれあいバス運行事業
- 自発的活動支援事業



3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

現状と課題

(1) 情報提供の充実等

- 障害福祉に関する情報を町ホームページに掲載しています。
- 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会で障害福祉に関するパンフレットを作成し、町役場等で配布しています。
- 視覚障害を持っている人に対して、日常生活用具給付事業として活字文書読上げ装置を給付しています。

(2) 意思疎通支援の充実

- コミュニケーション支援事業については、四日市市、菰野町と共同実施し、手話通訳者の派遣事業を実施しており、情報提供とコミュニケーション手段の確保として、聴覚に障害のある人が各種活動へ参加する際に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。その他、町単独事業として、要約筆記奉仕員派遣事業を備え、聴覚障害のある人への意思疎通支援体制の整備に努めています。

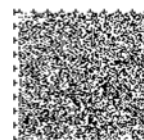
(3) 行政情報のアクセシビリティの向上

- 視覚障害を持っている人に対して、生活訓練事業として、スマートフォンやパソコン利用の訓練を行っています。
- 令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、引き続き、全ての障害のある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、障害のある人の情報の取得・利用及び意思疎通支援に係る取り組みを積極的に推進していきます。

施策の方向

(1) 情報提供の充実等

- ◇ 社会参加や日常生活上の利便性の向上のため、聴覚や視覚に障害のある人への情報支援に努めます。



(2) 意思疎通支援の充実

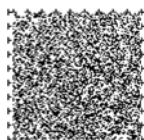
- ◇ 聴覚に障害のある人の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、社会参加の促進を図るため、ニーズに応じて手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
- ◇ 視覚に障害のある人への点字を学ぶ場の周知など、情報支援や学習の機会の発信に努めます。

(3) 行政情報のアクセシビリティの向上

- ◇ 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合などに障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備に努めます。

主な事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 手話通訳者派遣事業
- 要約筆記者派遣事業
- 生活訓練事業



4. 防災、防犯等の推進

現状と課題

(1) 防災対策の推進

- 自ら避難することが困難であり、迅速な避難に支援を要する人に対し、適切な支援をめざし、避難行動要支援者登録制度を実施しています。現在登録同意を得ている人の数は359名で登録同意率は増加しています(令和5年3月末現在)。
- 防災への関心が高まる中、災害への不安を感じている障害のある人は増加しています。特に避難への不安が強く、「避難所への移動が大変」「避難所生活が不安」と考え、「避難しない」と考えている人もいます。
- 本町では、いきいきセンターを福祉避難所として指定しており、災害時においては、障害のある人など、特に配慮を要する人の利用を想定しています。しかし、「いつ避難したらいいのか?」「福祉避難所を知らない」といった実態もあります。
- 令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされたことを受け、令和4年度から、地域の人たち(地区役員、民生委員・児童委員等)と行政、支援機関が協働しながら個別避難計画の作成を進めていますが、作成は11.56%の状況です(令和5年12月現在)。

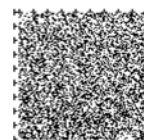
(2) 防犯対策の推進

- 地域で暮らす障害のある人の中には、特殊詐欺など、犯罪被害に遭ったり、トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。障害のある人の被害を未然に防ぐために、被害防止に向けた情報提供や、地域や関係機関の人たちに対し、障害特性についての理解を深めていくことが必要です。

施策の方向

(1) 防災対策の推進

- ◇ 地域住民の防災意識の高揚と自主防災組織などの中核となる人材の育成を促進し、障害のある人が速やかに避難できるよう、情報発信するとともに、指定緊急避難場所の周知などに努めます。



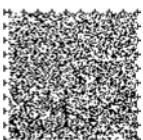
- ◇ 避難行動要支援者の把握とともに、障害のある人の避難支援に係る個別避難支援計画の作成を進め、定期的な名簿等の整備・見直しを行うことで災害時の避難支援等の実効性を高めていきます。
- ◇ 指定した町の福祉避難所の適正な設備整備や人員配置に努め、災害発生時の障害のある人の避難生活の支援に努めます。
- ◇ 福祉避難所の指定にあたって、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等との協定等の締結に努めます。
- ◇ 避難所において、障害のある人が、非日常の生活で安心して過ごせるよう、プライバシーの保たれたスペースの設置や、障害特性に応じた日常生活用具等の確保に努めます。
- ◇ 避難行動要支援者の命を救うために、平時から個別避難計画の作成を軸にしながら地域で支え合う仕組みづくり“インクルーシブ防災”に努めていきます。
※ インクルーシブとは、包括的な・排除しない
- ◇ 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会で防災・情報ノート「My Note…わたしの情報ノート…」を作成し、障害のある人など支援を必要としている人が、事前にノートに記入しておくことにより災害時や外出時において、自分が必要としている支援を迅速に支援者に伝えることができる仕組みづくりを整備しており、その周知に努めます。

(2) 防犯対策の推進

- ◇ 障害のある人を狙った犯罪防止のために、警察や関係機関との連携を図ります。
- ◇ 犯罪に関する情報発信、町民の防犯活動の支援、啓発などを行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。

主な事業

- 災害時要援護者台帳整備事業
- 個別避難計画整備事業
- 緊急通報装置貸与事業



5. 保健・医療の推進

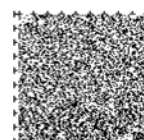
現状と課題

(1)精神保健・医療の適切な提供等

- 精神保健に関する課題が、障害福祉相談以外に、母子保健・子育て支援、高齢・介護、生活困窮・生活保護等の相談場面においても多くみられています。相談内容が多様化しており、地域における支援、危機介入が求められています。
- 平成30年から令和5年(各年4月1日現在)までの6年間に自立支援医療(精神通院)の利用者数は約 1.4 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約 1.7 倍に増加しています。一方、相談支援において、医療に繋がっていない人や、治療を中断してしまっている人も存在し、支援が求められています。

(2)保健・医療の充実等

- 令和3年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児とその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、保育や教育の拡充に係る施策、その他必要な施策を進めることになりました。
- 障害のある子どもの発達支援については、一人ひとりの成長、発達の段階に合った相談に応じられるよう相談窓口を一元化するとともに、保健・医療・福祉の連携強化に努めています。
- 成人期においては、特定健康診査や各種がん検診等の定期的な健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療の促進と、健康を保持増進するための事業に取り組むと同時に、保健師及び栄養士の専門職による保健指導につなげています。
- 町では、福祉医療費助成(所得制限設けず)を支給しています。精神障害のある人に対する福祉医療費助成については、その対象が1級・通院のままとどまっているため、検討が必要です。



- 難病患者は、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等」の対象となっており、難病法に基づく対象疾患は令和6年4月1日から現在の338疾患から341疾患に拡大、医療費助成の対象となっています。各種支援を円滑に利用できるようにするために、難病相談支援センターや、地域における支援関係者の連携を図っています。

施策の方向

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

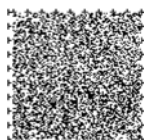
- ◇ 精神疾患の未治療や治療を中断されている人への、適切な支援が必要です。支援関係機関との連携を図り、相談支援・訪問支援（アウトリーチ）事業を充実させていきます。
- ◇ 精神保健の推進を図るために、精神障害に対する誤解や社会的偏見の除去を図り、関係機関と連携しながら、支援を推進します。

(2) 保健・医療の充実等

- ◇ 健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣の予防を推進します。
- ◇ 障害の負担の軽減等を図るために、公費負担医療費制度等の周知・活用を促進します。
- ◇ 福祉医療費助成制度の対象者について、適用範囲拡大の検討を行います。
- ◇ 医療的サービスの必要な障害のある人については、医療と福祉が並行してサービスを提供し、地域での生活を続けることができるよう、医療と福祉の連携を充実させます。

主な事業

- 障害者医療費の助成
- 各種検診事業
- 特定保健指導



6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

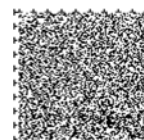
現状と課題

(1) 相談支援体制の構築

- 障害のある人が、地域で安心した生活を送るためには、さまざまなサービスへつなげるためのきめ細やかな調整やコーディネート等の相談支援が必要となり、その対応力の向上が求められています。
- 相談支援事業については、1市3町を四日市圏域とし、共同委託方式で実施しています。委託先は、主に精神障害に対応する「障害者相談支援センターソシオ」、「障害者相談支援センターHANA」の2か所があり、知的障害に対応する「陽だまり」、「ブルーム」の2か所、身体障害に対しては「障害者自立生活支援センターかがやき」の1か所、計5事業所で事業を実施しています。また、設置が市町村の努力義務となった基幹相談支援センターの設置についても、四日市障害保健福祉圏域で検討を進めていきます。
- 障害福祉サービスの利用計画の作成(計画相談支援・障害児相談支援)については、四日市障害保健福祉圏域において報酬の上乗せ事業を行うなど、計画相談の受け皿の確保とともに専門性の高い相談への対応を促進しています。
- 障害のあるお子さんの保護者に対するアンケート調査では、就学中や、または今後就学するにあたっての困っていることについて「どこに相談したらよいかわからない」の回答が26.7%ありました。現在、四日市圏域で5事業所に相談支援事業を委託していますが、相談支援制度は利用する側にとっては分かりにくい状況であるとも言えます。

(2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- 障害の重度化や、障害のある人の高齢化および「親亡き後」を見据え、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応ができる体制整備が必要です。また、障害のある人のみならず、高齢や生活困窮等に起因する複雑化・複合的な課題を抱える人の相談については、他分野との連携を図ることにより必要な支援を行うことができるよう、相談体制・情報提供体制の充実に取り組むことが求められます。



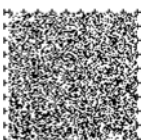
- サービス等利用計画についての相談および作成などの支援が必要な場合、障害のある人の自立した生活を支え、それぞれの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかなケアマネジメントによる支援が求められています。

(3)障害のある子どもに対する支援の充実

- 障害のあるお子さんが地域で不自由なく生活を送ることができるよう、障害のあるお子さんやその家族に対する相談支援体制の充実や、療育・教育に対する支援の充実が求められます。

(4)障害福祉サービスの質の向上等

- 障害のある人が自分らしく日常生活・社会生活を営むことができるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実と、その周知を図っていくことが求められます。そのため、事業所の充実等の量の確保と、人材の育成等の質の向上に取り組む必要があります。
- 障害福祉サービスは年齢や障害の種類や程度により、利用状況に差がみられています。施設や病院からの地域生活への移行の取り組みなどを背景として、居宅生活の支援や生活の場が必要な重度の障害のある人は、今後も増加することが考えられます。障害のある人の地域での生活を維持する上で生じるニーズに応じた支援を提供していくため、居宅介護(ホームヘルプサービス)、短期入所(ショートステイ)、生活介護(デイサービス)等の居宅支援や、親の高齢化によりケアの体制などに変化が起きる一連の経過の中で「親亡き後の子ども」に対する不安への対応や、生活の場としてのグループホームの確保は引き続き必要となってきます。
- 高齢の障害のある人において課題となっている「65 歳問題」(65 歳になり介護保険サービスの対象となると、従来のサービス支給量・内容について変容および自己負担が増える場合がある)については、サービス希望への意向を十分尊重し、障害特性に配慮しながら障害のある人の高齢化に伴い利用できる福祉サービスについては、利用者のニーズや状態、移行に応じたサービス利用につなげていく必要があります。



- 障害のある人一人ひとりが、日中活動系サービスを通して自らの持つ能力を伸ばし、あるいは維持できるサービス内容の質の向上に努めていく必要があります。また、特別支援学校卒業生や重度の障害のある人の受け入れを確実に進めていく必要があります。

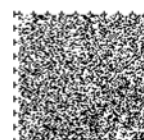
(5)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進

- 障害のある人に対して、日常生活用具及び住宅改修工事費を給付することにより、日常生活の便宜を図ることが求められるとともに、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入または修理に要した費用を補助することで、障害のある人の日常生活の支援が求められます。

施策の方向

(1) 相談支援体制の構築

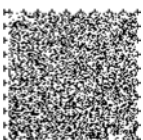
- ◇ 相談支援事業については、相談支援体制の充実・強化を図り、四日市障害保健福祉圏域における共同委託方式で実施するとともに、基幹相談支援センターの設置に向けた協議を進めます。また基本相談支援を基盤とした計画相談支援の充実を図るための連携に努めます。
- ◇ 地域が抱える課題に向き合い、障害のある人やその家族が安心して地域で生活するため、四日市障害保健福祉圏域で整備した「地域生活支援拠点等」における支援を進めていきます。
- ◇ 自立支援協議会を設置運営するとともに、関係機関とのネットワークの構築に努め、地域のサービス基盤の整備を進めていきます。
- ◇ ケアマネジメントの適切な実施に向けて、資格を持った相談支援従事者の確保とともに、研修等により資質向上を図ります。
- ◇ 障害のある人、お子さんやその家族に対する支援を強化するため、インフォーマルサービスを含め、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望が見出せる支援が行えるよう、相談支援事業所との連携に努めます。
- ◇ 三重県障害者相談支援センターをはじめとした支援機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- ◇ 町民一人ひとりの福祉課題やニーズにきめ細やかに対応し、必要な支援に結びつけていくため、行政による窓口相談機能の充実を図るとともに、積極的な周知を図ります。



- ◇ 地域課題などを適切に把握・対応するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、当事者団体、地域団体等との連携を図っていきます。
- ◇ 複雑化・複合的な課題を抱える相談に対しては、他分野との連携を図ることにより相談体制・情報提供体制の充実に取り組みます。
- ◇ 障害のある人にとって、悩みや困りごとの相談はもちろん、福祉サービスやサポートに繋がるための相談はとても重要です。相談窓口についてチラシや町ホームページなどにより、わかりやすい周知に努めます。

(2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ◇ 障害のある人およびその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、居宅介護、短期入所などの障害福祉サービスについて、支給決定と給付を行います。
- ◇ 四日市障害保健福祉圏域で設置した「地域生活支援拠点等」において、障害のある人の家族に急な事態が生じた場合の緊急支援として、ショートステイ（短期入所）等のスムーズな利用における仕組みづくりを進めていきます。
- ◇ 障害、発達に課題のある児童・生徒の夏休みなど、長期休暇における居場所の確保に努めるとともに、障害のある人等を日常的に介助している家族の一時的な休息や就労等の便宜を図るため、日中一時支援事業を実施します。
- ◇ 地域移行を希望する施設入所者および精神科長期入院者の把握に努め、移行の推進を図っていきます。
- ◇ 地域移行の推進や安心した地域生活のためにニーズの把握と相談に努めます。
- ◇ ヤングケアラーを始めとする障害のある人の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障害のある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。



(3) 障害のある子どもに対する支援の充実

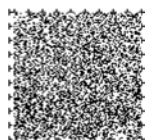
- ◇ 障害のある子どもの発達支援については、保健・医療・保育・教育等の関係機関との連携強化に努め、児童発達支援、保育所等訪問支援、及び放課後等デイサービス並びに障害児相談支援を実施する事業所との連携を図りながら、支援体制の確保に努めます。
- ◇ 保育士の資質の向上を図り、専門性を高めた障害児保育事業を引き続き実施します。
- ◇ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、計画的に環境の整備を行うとともに、指導員の確保・育成、関係機関との連携を図り、障害のある子どもの受け入れに努めます。

(4) 障害福祉サービスの質の向上等

- ◇ 入浴や排せつ、食事の介護を必要とする障害のある人が利用する生活介護について、支給決定と給付を行います。
- ◇ 療養上の管理や看護、医学的管理下における介護などを必要とする障害のある人が病院において利用する療養介護について、支給決定と給付を行います。
- ◇ くろがね作業所については、通所者だけに限らず、障害のある人が集うことができ、地域住民とともに活動できる拠点としていくため、事業の拡大やサロンの設置なども含めた多機能化を図ります。
- ◇ 自立生活訓練事業について、情報発信を行い、地域住民の参加を得ながら、有効な交流の場となるよう努めます。

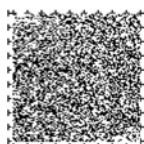
(5) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進

- ◇ 補装具や日常生活用具の給付については、障害の特性に合わせた適切な給付に努めるとともに、新たな給付品目の追加を検討していきます。



主な事業

- 障害者相談支援事業
- 地域移行支援
- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 短期入所(ショートステイ)
- 日中一時支援事業
- 障害児相談支援
- 放課後等デイサービス
- 訪問型児童発達支援
- 療養介護
- 療養介護重度障害者タクシー料金助成事業
- 重度障害者自動車燃料費助成事業
- 心身障害者(児)理髪等福祉サービス事業
- 生活交流会の実施
- 補装具費の支給
- 重度障害児(者)日常生活用具給付事業
- 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
- 計画相談支援
- 地域定着支援
- 共同生活援助(グループホーム)
- 施設入所支援
- 移動支援事業
- 児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 生活介護



7. 教育の振興

現状と課題

(1)インクルーシブ教育システムの推進

- 「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒が共に学ぶことのできる教育の推進に努める必要があります。「合理的配慮」の観点から、保護者、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を行うとともに、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう環境整備に努めていく必要があります。

(2)教育環境の整備

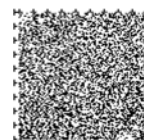
- 教育機関と療育機関、保育所・幼稚園等と療育機関との連携を役割分担も含め、どのように強化していくかが課題となっています。
- 心理士の面談、発達検査の実施、各保育所(園)、小学校、中学校への巡回観察、ケース検討会等の延べ件数は、令和4年度は387件となっており、高いニーズがあります。
- 障害のある子どもが小学校就学の段階で学び場を決める際に、保護者の思いとの相違が出てくることがあり、就学後に不適応を起こすケースが出ていることが課題となっています。

(3)福祉教育の推進

- アンケート調査では、障害のある人に対する理解を深めていくために必要なこととして、学校での福祉教育と回答する人が約半数を占めています(一般市民49.2%)。学校や地域の中で、障害のある人達との交流や体験を通じて福祉や障害について学ぶ場の充実が必要です。

(4)療育体制の充実

- 発達障害等の障害の多様化により、療育の対象となる子どもの増加の課題もあり、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が密接に連携しているネットワークの構築が必要です。
成長の段階に合わせて、適切な療育を提供しながら、切れ目のない一貫した支援を行うための柔軟な支援体制が求められます。

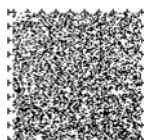


- 令和3年度より子ども家庭課が設置され、発達支援を実施するために、保育士(みえ発達障害支援システムアドバイザー)の他、心理士、教員資格を有する相談員が配置され、健康推進課や学校教育課等関係機関と連携を取りながら、相談・巡回相談・療育教室などの事業を行っています。
- 「相談支援ファイル」は、医療、保健、福祉、教育等の各機関が、一貫して繋がった支援を行うためにお子さんの障害や、発達に関する評価、相談支援の内容とその効果、子どもや保護者のニーズ等を記録し、保護者とともに必要な情報を共有するためのファイルです。早期からの一貫した支援を行うため、支援情報の円滑な引き継ぎ体制の整備が課題となっており、義務教育期間だけの支援ではなく、子どもの能力、特性を踏まえた十分な教育が受けられる就学先の決定などのその継続した取り組みを推進していくことが求められています。
- 発達障害の早期発見・療育については、母子保健事業の担当課である健康推進課との連携を密にし、乳幼児健診後のフォロー(心理相談、言語訓練、療育教室)を行っています。
療育教室では、2歳児～5歳児までを対象とし、年齢ごとに1クール5～7回の教室を実施しています。未就園児の発達課題については、早期(2歳半頃)からのフォローを継続することで、子どもの成長とともに保護者の児への関わり方等が変化するなどの姿が見られ、早期療育の有効性が現れています。令和4年度より、出張療育、発達支援巡回を実施しており、保護者の仕事等の都合で療育教室に来られなかったり、保護者に理解を得るのが難しい家庭における支援が必要な子に対し、早期発見・早期支援ができるように努めています。

施策の方向

(1) インクルーシブ教育システムの推進

- ◇ 一人ひとりの障害の程度や特性に合わせた就園・就学を支援するとともに、発達に課題のある子どものライフステージに応じた、一貫性のあるきめ細やかな支援に努めます。



- ◇ 各学校における障害のある幼児・児童・生徒に対する合理的配慮の提供に当たっては、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいことを引き続き周知します。
- ◇ 医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒や病気療養児等長期入院を余儀なくされている幼児・児童・生徒が教育を受けたり、他の幼児・児童・生徒と共に学んだりする機会を確保するため、必要に応じて医療的ケアを行う職員の配置を検討していきます。

(2) 教育環境の整備

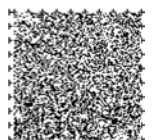
- ◇ 早期に発達の課題を見つけ、就学に向けて、早い段階から保護者と話し合いを重ねていきます。
- ◇ 発達に課題のある子どもの面談や発達検査の実施、学校への巡回観察等のニーズが高まっているなか、子どもたちをあらゆる視点で見てもらえるコーディネーターの配置を検討していきます。
- ◇ 義務教育終了後の進路を見据え、各学校において、関係機関との連携のもと、障害のある児童・生徒の個々の状況に応じた適切な進路指導の実施に努めます。

(3) 福祉教育の推進

- ◇ 福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりを持ち、福祉教育の推進に努め、障害のある人に対する理解と人権意識の高揚を図ります。
- ◇ 学校や地域の中で、子ども同士が交流する機会や体験を通じて、福祉や障害について学ぶ場の充実に努めるとともに、保護者や地域住民の参加による「福祉教育」の充実に図ります。

(4) 療育体制の充実

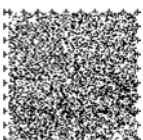
- ◇ 関係機関のさらなる連携強化のもと、障害のある児童がライフステージを通じて一貫した療育を受けられるよう療育体制の構築を図り、保護者への支援、早期療育体制の充実を進めていきます。



- ◇ 発達支援として、各保育所（園）・幼稚園・学校・保護者等から依頼のあった園児・児童・生徒の発達状況について、保育士、心理士らが巡回を実施し、助言指導を行います。
- ◇ 早期に発達の課題を見つけ、早期療育の実施をし、必要に応じては児童発達支援に繋げるなど、保健・福祉・医療・教育に関する関係機関と連携しながら適切な支援に繋げることに努めます。
- ◇ 乳幼児健康診査、各種相談、教室等、発達障害を含めた障害の早期発見に努めるとともに、継続的な支援に取り組めます。また必要に応じて、専門機関へつなぐための支援を行います。
- ◇ 発達課題への早期対応に向けた療育環境の整備を推進するとともに、一人ひとりのニーズに合った適切な療育・教育が提供できるよう、きめ細やかな支援体制づくりに努めます。
- ◇ 身近な地域で療育指導、相談などが受けられる療育機能の充実を図るため、療育教室「運動あそび教室」「あそびの教室」や出張療育を実施していきます。
- ◇ みえ発達障がい支援システムアドバイザーを中心に発達に課題のある子どもを早期に発見し、成長過程に応じた適切な支援を行います。また、関係機関と連携を図り、相談への助言や必要なサービス、関係機関へのコーディネートに努めます。
- ◇ 「相談支援ファイル」を途切れのない支援ツールとして活用していきます。

主な事業

- 障害児保育事業
- 発達障害児等支援事業
- 特別支援教育推進事業
- 障害児相談支援
- 乳幼児健診・相談事業



8. 雇用・就業、経済的自立の支援

現状と課題

(1)総合的な就労支援

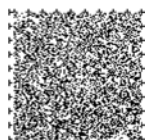
- 障害のある人の就労を支援するため、四日市障害者就業・生活支援センター(プラウ)、公共職業安定所(ハローワーク)など、関係機関と連携し、障害のある人の雇用を考えている企業等を開拓し、マッチングを行っています。また、障害のある人の仕事に関する相談を受けるだけでなく、生活全般にわたる困りごとへの支援も必要となることから、専門的な支援や関係機関との連携を進めています。
- 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会・雇用部会において、障害のある人の雇用に携わる関係機関、団体等のネットワークを構築し、地域課題の共有と解決に向けた協議、情報発信、働き方についての啓発などの取組を行っています。

(2)経済的自立の支援

- 障害のある人の働く機会の確保や工賃(給料)の向上をめざし、役場業務の一部(公共施設の草刈など)を、就労支援事業所に発注しています。また、障害者優先調達推進法に基づき、就労支援事業所等からの物品等の優先調達に努め、受注機会の増進と安定的な運営を図っており、今後も継続した取り組みが求められます。
- 町では、独自事業として障害者年金の支給を行っています。

(3)障害者雇用の促進

- 前期計画策定時以降、就労系障害福祉サービスの利用者の一人当たり平均利用日数は増加傾向にあります。障害福祉サービスから一般就労への移行者もみられようになり、就労定着支援の利用者もでてくることから、長く安定して働き続けられるよう、支援機関や医療機関、ご家族とも連携を図っています。
- 就労系障害福祉サービスから一般就労への実績がみられはじめており、それに伴い、定着支援を行っています。就職後、働きやすい職場づくりができるよう会社等との連携を図っています。



(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- 障害のある人が、働いて活躍できる場として「障害者就労環境整備計画」を策定し、農福連携による障害者就労支援を進めました。ミニトマトの栽培から販売までの一連の作業について、作業の切り出しや、生産現場における課題を整理することが出来ました。

施策の方向

(1) 総合的な就労支援

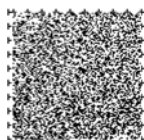
- ◇ 四日市障害者就業・生活支援センター「プラウ」、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化し、就労先の確保や就労継続のための支援体制の充実を図ります。
- ◇ 障害がある人の雇用への理解を深めるため、広く住民や企業などにむけた広報、啓発活動の推進に努めます。
- ◇ 障害者優先調達促進法に基づき、業務委託等の役務の発注については、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進していきます。

(2) 経済的自立の支援

- ◇ 障害のある人が、制度への理解が十分でないことにより、障害のある人に係る各種福祉サービスを利用することができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

(3) 障害者雇用の促進

- ◇ 障害のある人の自立した生活に向けて、障害者総合支援法に基づく自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の支給決定と給付を行います。
- ◇ 障害のある人が、自身の「働く力」を最大限に発揮し、最も適した「働く場」に移行できるよう、適切な就労アセスメントの実施体制の構築を図っていきます。
- ◇ 障害者雇用を促進するため、四日市障害者就業・生活支援センター「プラウ」、公共職業安定所（ハローワーク）などと連携するとともに、商工会会員に対し、事業者に対する障害者雇用に関する情報提供（トライアル雇用やジョブコーチ制度、各種障害者雇用助成金制度等）を行います。

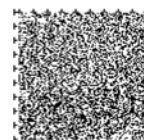


(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ◇ 障害がある人等の「働きたい」を実現させる多様な就労機会の創出について「障害者等就労環境整備計画」を基に、生産活動の機会の提供を進めていきます。
- ◇ 就労支援事業所への受注機会を増やすため、町の発注する物品や役務など、優先的な調達に努めます。
- ◇ トライアル雇用やジョブコーチ制度の周知を図り、「障害者雇用を検討している企業」と「就労をめざす障害のある人」を結びつける、職場体験・実習を推進していきます。
- ◇ 知的障害のある人の職場体験の機会を確保する目的として事業化されている産業現場実習（インターンシップ）に対する助成については、対象となる障害種別（現在は知的障害のみ）を、精神障害、身体障害にも拡大することを検討していきます。
一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進するとともに、障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行う就労選択支援（令和6年度新設事業）の利用促進を図ります。
- ◇ 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害のある人の就労能力や適性を客観的に評価し、適切なサービス等に繋げていくことに努めてきます。

主な事業

- 就労選択支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型、B型）
- 就労定着支援
- 障害者就労環境整備計画
- インターンシップ（産業現場実習）助成事業
- 障害者年金の支給



9. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

現状と課題

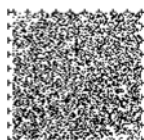
(1) 障害者スポーツ、文化・芸術活動の充実

- 障害の特性に配慮した余暇活動の充実が求められており、障害のある人が健常者とともにスポーツ・レクリエーションや趣味などの文化活動を行える環境づくりが求められています。
- 地域交流の機会として、障害のある人と健常者が一体となったスポーツ行事を実施しています(社会福祉協議会)。
- 障害のある人からスポーツを通じた社会参加を望む声が聞かれており、三重県障がい者スポーツ協会等関連団体からの情報収集に努めていますが、実施種目、活動場所、指導者の確保等、身近な地域での定期的な実施には課題があります。
- 障害のある人が参加しやすいように、文化芸術活動・スポーツ活動のイベントなど余暇活動に関する情報発信の工夫が必要です。
- 令和元年に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が施行され、点訳・音訳した図書の貸出を行っています。また、あいあいセンター図書室にない図書については、点字図書館等、他の図書館との連絡調整により、貸出しを受けることができます。

施策の方向

(1) 障害者スポーツ、文化・芸術活動の充実

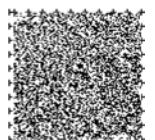
- ◇ 障害の程度・有無にかかわらず各種スポーツ・文化活動に参加しやすい環境づくりを促進し、生きがいのある、心豊かな生活を支援します。
- ◇ 障害のある人の余暇活動の支援を行うとともに、スポーツ・文化交流事業の推進、情報発信に務めます。
- ◇ 障害のある人が健常者とともにスポーツや文化活動など楽しむことのできる機会の充実に努めます。



- ◇ 「ふれあい祭・文化祭」での障害のある人の作品展示など文化活動の発表の機会や場の提供を支援します。
- ◇ 手話通訳者や要約筆記者の派遣等、障害のある人が、文化活動に気軽に参加できるよう支援するとともに、町や団体が主催するイベントのほか、地域で活動している文化サークル等に参加できるよう情報提供を行います。
- ◇ 障害のある人がどのような文化・スポーツ活動を希望し、どのような支援を必要としているかを把握し、ニーズに応じた支援に努めます。
- ◇ 視覚障害のある人等の読書環境の整備について、ニーズを把握しながら、アクセシブルな書籍・電子書籍等（デージー図書・音声読み上げ対応の電子書籍）の充実を図るとともに、円滑な利用のための支援を充実させていきます。

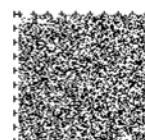
主な事業

- 障害者福祉事業（レクリエーション交流会）



第4部

第7期川越町障害福祉計画



1. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日厚生労働大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるにあたっての基本的な指針となっています。

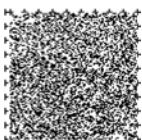
この指針において、設定された「達成すべき基本的な目標」（成果目標）のうち、障害福祉計画に関連する項目ごとに、以下のとおり目標値を設定しました。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	説明
令和8年度までに地域生活へ移行	1人	令和4年度施設入所者数（5人）の6%以上が移行
令和8年度末時点施設入所者数	4人	令和4年度施設入所者数（5人）から5%削減

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	説明
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年6回の開催	川越町においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会「こころのバリアフリー推進部会」において、精神障害のある人の地域移行及び地域定着を推進し、地域で支え合う仕組みづくりに向けて、保健・医療・福祉関係者による課題検討等の協議を進めます。 （令和5年12月22日付医保第09-939号三重県医療保険部長通知により、川越町における令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）の推計は2人）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回の開催	



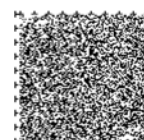
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値	説明
地域生活拠点等の確保及び機能の充実	圏域1か所 (整備済)	四日市障害保健福祉圏域における面的整備
強度行動障害を有する者への支援体制【新規】	支援体制を確保	各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、協議会の場を活用して支援体制を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	説明
令和8年度の一般就労移行者数	9人	令和3年度移行者数6人の1.28倍
【就労移行支援事業】の令和8年度の一般就労移行者数	4人	【就労移行支援事業】 令和3年度移行者数3人の1.31倍
【就労継続支援A型事業】の令和8年度の一般就労移行者数	2人	【就労継続支援A型事業】 令和3年度移行者数1人の1.29倍
【就労継続支援B型事業】の令和8年度の一般就労移行者数	3人	【就労継続支援B型事業】 令和3年度移行者数2人の1.28倍
一般就労へ移行した支援事業所数【新規】	－(※)	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合5割以上
就労定着支援事業の利用者数	5人	令和3年度実績3人の1.41倍以上
就労定着率一定割合以上の就労定着支援事業所数	－(※)	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合2割5分以上

※ 現在、町内に支援事業所は存在しないため、計画期間中に参入があった場合の目標とする。



(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値	説明
相談支援体制の充実・強化等	圏域での構築	各市町村において、基幹相談支援センターを設置し、相談支援従事者の人材育成、相談支援ネットワークの構築、相談支援従事者への助言・指導に取り組む。
地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	地域サービス基盤の開発・改善の実施	既存の地域資源で対応できないサービス（生活支援）のニーズを特定し、協議会を活用して社会資源の開発を行う。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値	説明
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	圏域での構築	障害福祉サービスの質の向上のための体制を構築

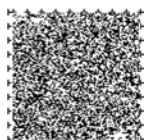
取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有 (1回)

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、三重県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ各年度1人が参加することを目標とします。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有については令和8年度に1回実施することを目標とします。



2. 障害福祉サービス等の利用実績と利用見込み

(1) 訪問系サービス

居宅介護

居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し常時介護を要する人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院または入所している障害のある人に意思疎通を図るうえでの支援等を行います。

同行援護

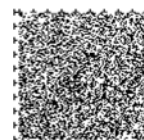
視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。

行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援援護

常時介護を要する障害のある人で意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。



■利用状況

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	時間	285	247	324	235	360	223
	人数	16	12	18	10	20	10
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数

時間：1月あたりの利用時間)

見込量の算定

居宅介護

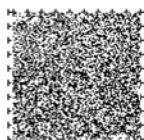
ニーズが高まることが予測されることから、利用人数については令和6年度以降1人ずつ増加を見込み、利用時間については過去の利用実績の平均利用時間と利用人数から見込みました。

重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

過去のサービスの利用実績が0であり、今後の利用見通しも現段階でないことから見込量を0と設定しました。

今後の方向性

- 同居家族の高齢化により、訪問系サービスのニーズが高まることが予測されます。特に、居宅介護については、手帳所持者アンケート調査結果等においてもニーズが高いことから、サービス供給量の増加に努めます。
- 本町外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。

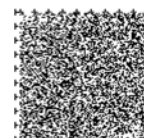


■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	243	266	288
	人数	11	12	13
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人数	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0
	人数	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0
	人数	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数

時間：1月あたりの利用時間)



(2) 日中活動系サービス

生活介護

常時介護が必要な人に、主として昼間において、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の場を提供します。

自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人または難病等対象者に、事業所への通所または自宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある人に、事業所への通所または自宅への訪問により、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練

知的障害または精神障害があり、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に、一定期間、居住の場を提供して、帰宅後に家事等の日常生活を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

就労選択支援（令和6年度新設）

障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。

就労移行支援

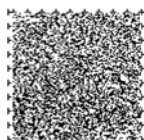
一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A・B型）

一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばず訓練などを受けるB型があります。

就労定着支援

障害のある人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。



療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援護を行います。

短期入所

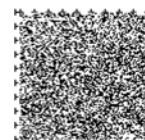
在宅で障害のある人を介護している保護者が、病気、冠婚葬祭などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

■利用状況

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	日数	505	491	525	537	545	557
	人数	25	24	26	27	27	28
自立訓練 (機能訓練)	日数	15	0	15	0	15	0
	人数	1	0	1	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	日数	0	42	0	54	0	68
	人数	0	2	0	2	0	3
宿泊型自立訓練	日数	—	25	—	31	—	31
	人数	—	1	—	1	—	1
就労移行支援	日数	138	78	138	76	138	27
	人数	8	5	8	4	8	1
就労継続支援 (A型)	日数	187	263	208	228	229	224
	人数	9	14	10	12	11	12
就労継続支援 (B型)	日数	527	462	545	530	563	570
	人数	29	25	30	29	31	29
就労定着支援	人数	1	1	1	3	1	1
療養介護	人数	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	日数	21	6	21	22	21	30
	人数	9	3	9	7	9	8
短期入所 (医療型)	日数	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数)

日数：1月あたりの延べ利用日数)



見込量の算定

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、宿泊型自立訓練

過去のサービス量の実績値を踏まえつつ、実績値からみたトレンド傾向から見込量を算出しました。

就労移行支援、就労選択支援

就労移行支援については過去のサービス量の実績値を踏まえつつ、実績値からみたトレンド傾向から見込量を算出しました。なお、就労選択支援については、令和6年度に新設され、令和7年10月からサービス利用が開始される事業であり実績から利用量を見込むことはできないため、仮定として令和8年度からの利用見込人数を2人、利用見込日数を20日と設定し、令和7年度はその半分の利用量を見込みました。

就労継続支援（A・B型）、就労定着支援

就労継続支援A型、就労継続支援B型については過去のサービス量実績値を基に見込量を算出しました。

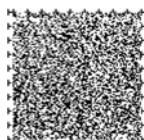
就労定着支援は、令和4年度の実績が3人、令和3年度、5年度の実績が1人であり、今後の利用見通しとして同程度の利用が見込まれることから見込量を2人と設定しました。

療養介護、短期入所

過去のサービス量実績値を基に見込量を算出しました。

今後の方向性

- ☐生活介護等の日中活動の場は、障害のある人の生活の場として、重要な場所となっています。事業所との連携を強め、必要量の確保に努めます。
- ☐手帳所持者アンケート調査結果では、就労継続支援（A型・B型）の今後の利用意向が最も高く、就労については、多様な雇用の場を設けることによって必要量の確保に努めます。
- ☐本町外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。

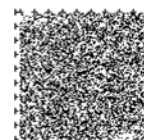


■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	日数	578	599	622
	人数	29	30	31
自立訓練(機能訓練)	日数	0	0	0
	人数	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	日数	71	75	79
	人数	3	4	4
宿泊型自立訓練	日数	31	31	31
	人数	1	1	1
就労選択支援【新規】	日数	0	10	20
	人数	0	1	2
就労移行支援	日数	74	72	70
	人数	4	4	4
就労継続支援(A型)	日数	220	216	212
	人数	12	12	12
就労継続支援(B型)	日数	613	659	709
	人数	31	34	36
就労定着支援	人数	2	2	2
療養介護	人数	2	2	2
短期入所(福祉型)	日数	33	36	40
	人数	9	10	11
短期入所(医療型)	日数	0	0	0
	人数	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数

日数：1月あたりの延べ利用日数)



(3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）等）

自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

共同生活援助

主として夜間に、共同生活を営む住居における相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排泄、食事の提供などを行います。

■利用状況

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	人数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人数	26	26	27	27	28	30
施設入所支援	人数	6	5	6	5	5	5

（人数：1月あたりの利用人数）

見込量の算定

自立生活援助

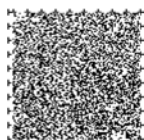
過去のサービスの利用実績が0であり、今後の利用見通しも現段階でないことから見込量を0と設定しました。

共同生活援助

過去のサービス量の実績値を踏まえつつ、実績値からみたトレンド傾向から見込量を算出しました。今後も地域生活への移行促進に伴い、利用希望者数の増加が想定されます。

施設入所支援

過去のサービス量実績値を基に、施設入所者の地域移行を見込み、算出しました。



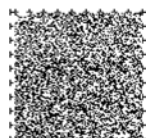
今後の方向性

- 本町外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。
- 共同生活援助(グループホーム)については、手帳所持者アンケート調査結果では親亡き後の生活を考え、ニーズが高まっている状況があります。障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として整備の必要性が高いため、設置にあたってはサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など必要な支援を行い、参入促進を図ります。

■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数	0	0	0
共同生活援助	人数	31	32	34
施設入所支援	人数	5	5	4

(人数：1月あたりの利用人数)



(4) 相談支援サービス

計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障害のある人について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

地域移行支援

入所施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人について、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

地域定着支援

居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■利用状況

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人数	20	27	21	21	22	23
地域移行支援	人数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人数	0	0	0	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数)

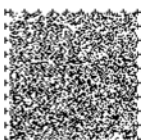
見込量の算定

計画相談支援

過去のサービス量実績値を基に、令和3年度から令和4年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。

地域移行支援、地域定着支援

過去のサービス量実績値を基に、施設入所者の地域移行を見込み、算出しました。



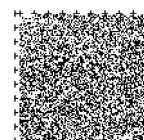
今後の方向性

- 計画相談のニーズの増加や困難事例への対応のため、サービス等利用計画を担当する相談支援専門員の質の向上に努めます。また、人員体制の整備を図るため、必要な支援等を実施します。
- 施設または医療機関から地域生活への移行を希望する障害のある人に対し、本町においては相談支援事業者や施設、医療機関等の地域の関係機関と連携し、必要に応じて支援を図ります。
- 本町外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。

■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数	25	28	30
地域移行支援	人数	0	0	1
地域定着支援	人数	0	0	1

(人数：1月あたりの利用人数)



3. 地域生活支援事業の実施実績と実施目標

(1) 理解促進研修・啓発事業

- 障害のある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除くためには、障害のある人に対する理解を深めることが必要です。
- 差別解消法や虐待防止法などについて様々な立場の人に応じた研修・啓発などにより、地域住民への働きかけを行います。

■実施状況

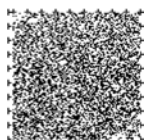
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
理解の促進研修・啓発事業	実施の有無	—	有	—	有	—	有

今後の方向性

- 障害のある人たちの理解に向けて、地域における各種交流活動につなげられるよう、講座の開催及び広報活動等に努めます。
- 実施にあたっては実施状況を勘案し内容の改善・拡充を図ります。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解の促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有



(2) 自発的活動支援事業

- 障害のある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人や地域住民等による地域における自発的な取組（ボランティア活動、孤立防止活動等）を支援します。

■実施状況

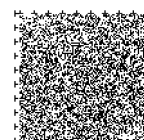
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
自発的活動 支援事業	実施の 有無	—	有	—	有	—	有

今後の方向性

- ☐当町ではボランティア団体や家族会が活動しており、この活動を支援しています。
- ☐実施にあたっては、事業の周知を行い利用者の拡大を図ります。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動 支援事業	実施の 有無	有	有	有



(3) 相談支援事業

障害者相談支援事業

地域の障害のある人の福祉に関する疑問や課題に対し、本人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

基幹相談支援センター

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

■実施状況

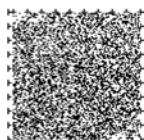
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
障害者 相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援 センター	設置の 有無	圏域に1 か所設置	無	圏域に1 か所設置	無	圏域に1か 所設置	無

今後の方向性

□相談支援体制を充実・強化するため、四日市障害保健福祉圏域で基幹相談支援センターの設置を検討し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するよう努めます。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者 相談支援事業	箇所	5	5	5
基幹相談支援 センター	設置の 有無	四日市障害保健福祉圏域で設置		



(4) 成年後見制度利用支援事業

- 判断能力が不十分な知的障害のある人及び精神障害のある人について、障害福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行います。

■実施状況

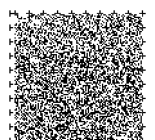
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	1	0	1	0	1	0

今後の方向性

- ☐ 本人もしくは親族申し立てによる成年後見制度の利用にあたっては、引き続き支援を実施しつつ、町長申し立てによる事業についても継続的に実施します。
- ☐ 相談支援事業と連携し、判断能力が不十分な人等の適切な利用を促進します。
- ☐ 制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、利用促進を図ります。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	1	1	1



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■実施状況

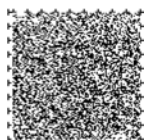
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	無	—	無	—	無

今後の方向性

- 成年後見法人の設立を視野に入れた体制づくりが求められますが、本町の現状を踏まえ計画期間内での見込み量の設定は行いません。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込み量の設定は行いません		



(6) 意思疎通支援事業

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■実施状況

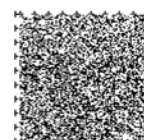
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
手話通訳者派遣事業	派遣人数	1	0	1	0	1	0
要約筆記者派遣事業	派遣人数	1	0	1	0	1	0

今後の方向性

- 手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣については、聴覚等の障害のある人のニーズや動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。今後も、聴覚等の障害のある人が日常生活において、必要性の高い場面で円滑に対応できるよう事業を推進するとともに、合理的配慮に対応していくことのできる体制の確保に努めます。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	派遣人数	1	1	1
要約筆記者派遣事業	派遣人数	1	1	1



(7) 日常生活用具給付等事業

- 障害のある人などに対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

介護・訓練支援用具

障害のある人・児童の身体介護を支援する用具や、訓練に用いる用具

自立生活支援用具

障害のある人・児童の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具

在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人・児童の在宅療養などを支援する用具

情報・意思疎通支援用具

点字や人工咽頭など、障害のある人・児童の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具

排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障害のある人・児童の排泄を管理する用具

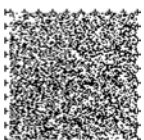
居宅生活動作補助用具（住宅改修）

障害のある人・児童の居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

■実施状況

事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
介護・訓練支援用具	給付件数	1	0	1	0	1	0
自立生活支援用具	給付件数	2	7	2	1	2	0
在宅療養等支援用具	給付件数	1	1	1	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	給付件数	2	2	2	1	2	1
排泄管理支援用具	給付件数	260	248	271	216	282	186
居宅生活動作補助用具	給付件数	1	4	1	0	1	0

※ 令和5年度は4～9月実績を2倍して見込む。

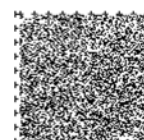


今後の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、令和2年度以降の利用者数は不規則な増減傾向となっていたため、今後は令和2年度～令和4年度における最大利用件数程度の利用が見込まれると予測します。
- 日常生活の自立や社会参加を支援するため、障害の特性に応じて事業を利用できるよう提供体制を確保します。
- 各事業について周知を行い、利用促進を図ります。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付件数	0	0	0
自立生活支援用具	給付件数	4	4	4
在宅療養等支援用具	給付件数	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付件数	2	2	2
排泄管理支援用具	給付件数	250	250	250
居宅生活動作補助用具	給付件数	4	4	4



(8) 手話奉仕員養成研修事業

- 聴覚に障害のある人の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

■実施状況

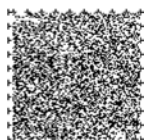
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
手話奉仕員 養成研修	修了者数	—	無	—	無	—	無

今後の方向性

- 手話奉仕員養成研修事業について、当面は町独自での養成研修を実施することが難しい現状等を踏まえ計画期間内での見込み量の設定は行いません。なお、町民に手話を広め、聴覚障害のある人への理解を深めるための取組については推進を図っていきます。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修	修了者数	見込み量の設定は行いません		



(9) 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促進します。

■実施状況

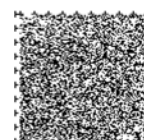
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
移動支援事業	利用時間 (時間)	70	39	76	24	82	30
	実利用者数	16	10	17	6	19	7

今後の方向性

- 実施事業所の実績と事業を実施する上での現状や課題を把握するとともに、より良い方法での事業の実施となるよう検討します。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用時間 (時間)	40	44	48
	実利用者数	10	11	12



(10) 地域活動支援センター機能強化事業

- 障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■実施状況

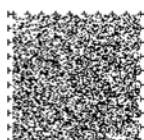
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
地域活動支援センター事業	か所/年	—	無	—	無	—	無
	人/年	—	無	—	無	—	無

今後の方向性

- 生活介護や日中一時支援等により、働くことが困難な障害のある人の日中活動を支援していくため、地域活動支援センターとしての見込み量の設定は行いませんが、今後の状況によって柔軟に対応を検討していきます。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所/年	無	無	無
	人/年	無	無	無



(11) 日中一時支援事業（任意事業）

●放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障害のある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障害のある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

■実施状況

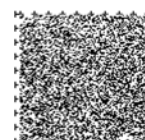
事業の種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画	実績	計画	実績	計画値	実績
日中一時支援事業	日/月	119	158	125	167	132	151
	人/月	25	29	26	30	28	27

今後の方向性

□利用者の増加が見込まれている日中一時支援事業では、本事業を必要とする人へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

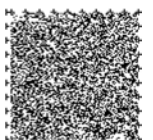
■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	日/月	160	169	178
	人/月	28	29	30



第5部

第3期川越町障害児福祉計画



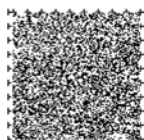
1. 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日厚生労働大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な指針となっています。

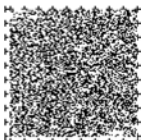
この指針において、設定された「達成すべき基本的な目標」（成果目標）のうち、障害児福祉計画に関連する項目ごとに、以下のとおり目標値を設定しました。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標数値	説明
児童発達支援センターの設置	四日市市及び桑名市に設置されている支援センターの利用充実に努める	既存の児童発達支援センター・事業所との連携を強化し、利用しやすい支援体制づくりに努めます。
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	体制の構築	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの維持	1か所以上	既存の事業所との連携を強化し、利用しやすい支援体制づくりに努めます。
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	圏域での設置及び町での配置	医療的ケア児支援のため、四日市障害保健福祉圏域において、関係機関の協議の場を設置するよう努めます。 また、町として、医療的ケア児等に関する支援に対応できるよう、令和3年度から1名配置しているコーディネーターについて、今後さらなる充実に努めます。



取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2人	2人	2人



2. 障害児通所支援等の利用実績と利用見込み

(1) 障害児通所支援

児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。（令和5年度までは別途「医療型児童発達支援」もありましたが、令和6年度以降は「児童発達支援」に一本化されます。）

放課後等デイサービス

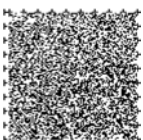
学校に就学している障害のある児童に対し、授業の終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサービスを提供します。

保育所等訪問支援

障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

訪問型児童発達支援

重度の障害等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。（令和5年度までは「居宅訪問型児童発達支援」の名称でしたが、令和6年度からは「訪問型児童発達支援」となります。）



■利用状況

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	日数	47	59	47	64	54	72
	人数	10	12	10	16	11	20
医療型児童発達支援	日数	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	日数	355	314	384	303	405	382
	人数	31	33	34	43	35	57
保育所等訪問支援	日数	0	0	0	0	2	1
	人数	0	0	0	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	日数	0	0	0	0	2	0
	人数	0	0	0	0	1	0

(人数：1月あたりの利用人数

日数：1月あたりの延べ利用日数)

見込量の算定

児童発達支援、放課後等デイサービス

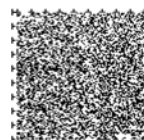
過去のサービス量実績値を基に、令和3年度から令和4年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。なお、事業所数の増加により、今後さらに利用日数が増加する可能性があります。

保育所等訪問支援

過去のサービス量実績値を基に、今後の動向を見据えて見込量を算出しました。

訪問型児童発達支援

過去のサービスの利用実績は0ですが、障害のあるお子さんの動向を踏まえつつ、利用状況及び供給体制を考慮して、利用量を見込みました。



今後の方向性

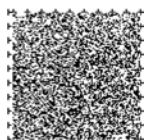
- 障害のある児童への支援にあたっては、障害児通所支援事業所や関係各課、並びに保育所（園）、幼稚園、小・中学校などの関係機関が相互理解の促進や連携を図るとともに、家庭との情報共有を推進します。
- 急激に増加する放課後等デイサービスについては、適切な支給決定を行い利用者ニーズに対応していきます。

■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	日数	76	79	83
	人数	21	22	23
放課後等デイサービス	日数	401	421	442
	人数	60	63	66
保育所等訪問支援	日数	4	6	8
	人数	2	3	4
訪問型児童発達支援	日数	10	10	10
	人数	1	1	1

（人数：1月あたりの利用人数

日数：1月あたりの延べ利用日数）



(2) 障害児相談支援

障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害のある児童について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

■利用状況

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度見込み	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害児相談支援	人数	6	9	7	11	7	11

(人数：1月あたりの利用人数)

見込量の算定

障害児相談支援

サービス量については、過去のサービス量実績値を基に、令和3年度から令和4年度の傾向を踏まえ、かつ、障害児通所支援サービスの支給決定者数の動向等を考慮し、見込量を算出しました。

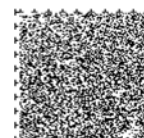
今後の方向性

□障害児相談支援については、今後も障害児通所支援の利用者の増加に伴い、拡大することが見込まれます。また、障害のあるお子さんの多様な利用希望に対応するために、専門的な相談支援が必要とされるため、相談支援の充実に努めます。

■利用見込み

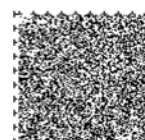
サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人数	12	13	15

(人数：1月あたりの利用人数)



第6部

計画の推進

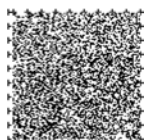
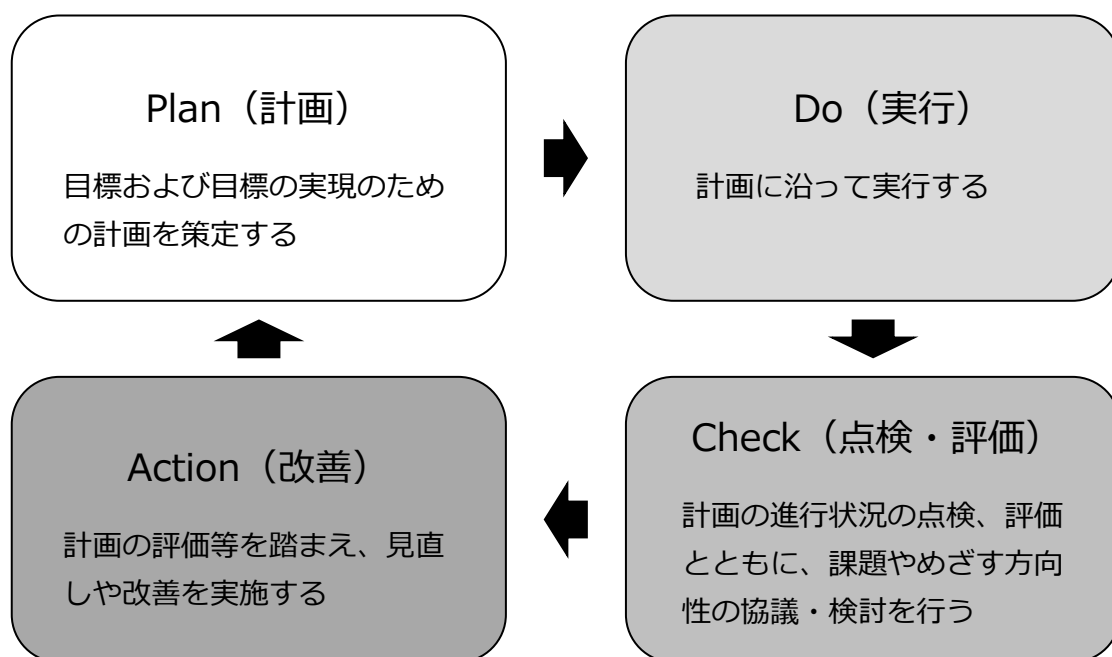


1. 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取組（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）の一連のPDCAサイクルに基づき、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行にかかる成果目標等についての達成状況の点検・評価を行います。

計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、PDCAサイクルの着実な実行に努めます。

■計画の進行管理のPDCAサイクル



2. 関係機関等との連携体制

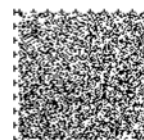
本計画の着実な推進に向けて、福祉分野だけではなく、庁内関係各課、医療機関、教育機関といった関連機関と連携し、総合的に取組む機会の確保に努め、課題解決、情報共有および具体的な事業内容や実施体制を検討します。

障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らすことができるようにするためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、障害者団体をはじめ、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など多くの地域関係団体の協力を得ながら、サポート体制の推進を図っていきます。

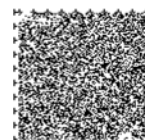
また、広域的な対応を必要とする障害のある人のニーズについては、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会、他圏域自立支援協議会および三重県との連携のもと、取り組んでいきます。

3. 情報提供の推進

利用者の意志に基づいた適切なサービス提供のために、制度やサービス内容の周知が必要であり、分かりやすい情報提供に努め、制度のより一層の普及と定着を図ります。



資料編



障害のある人を取り巻く状況

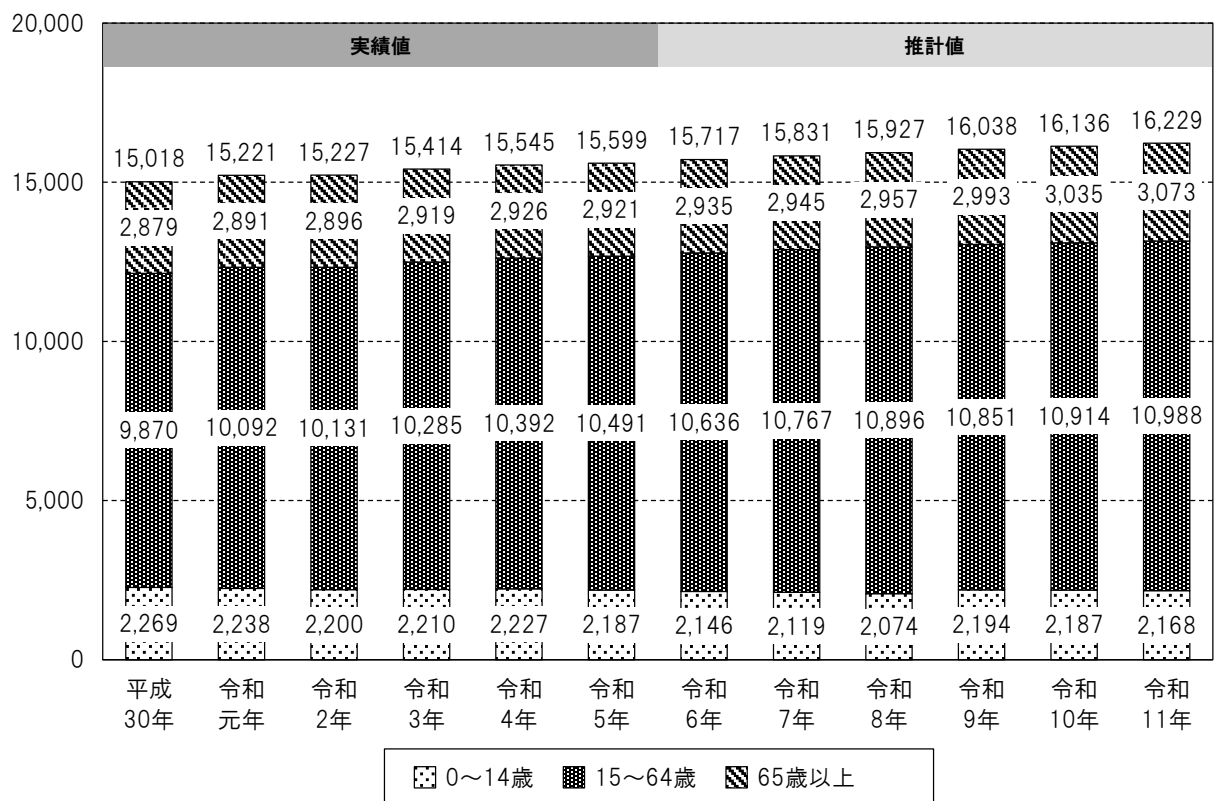
1. 町人口の状況

本町の人口は、現状において増加傾向が続いており、令和5年で15,599人となっています。年齢別でみると、65歳以上の人は、令和5年で2,921人となっており、18.7%となっています。

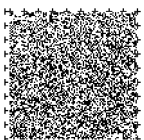
将来人口について、今後も増加傾向は続くものと予測され、第5期川越町障害者計画の計画期間が終了する令和11年には総人口が16,229人になると推計され、令和5年現在に比べ630人の増加が見込まれます。

■人口の推移および推計

(単位:人)



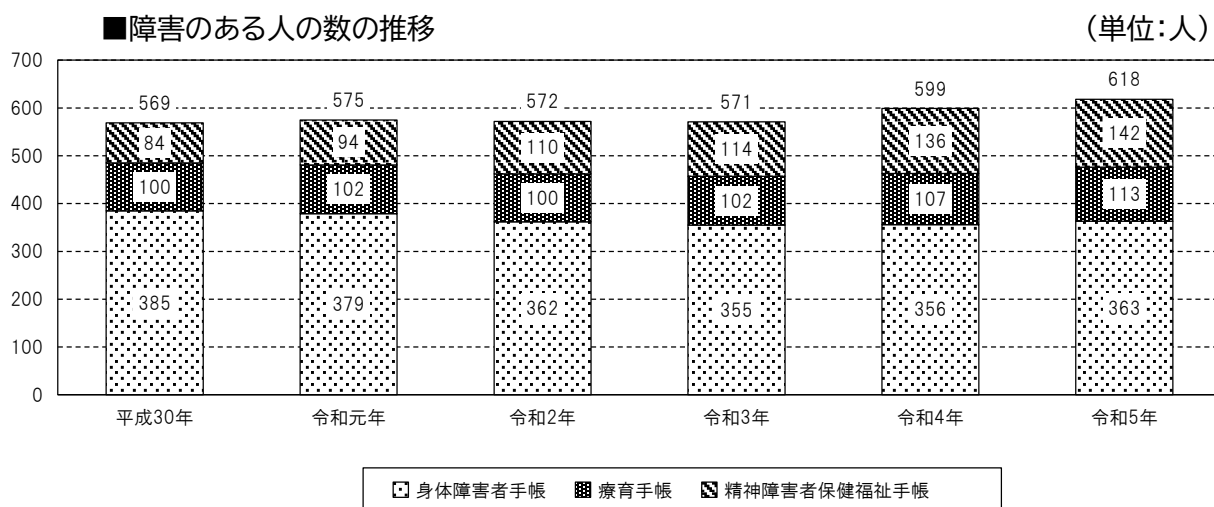
※令和6年～11年は、平成30年～令和5年の各年10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。なお、算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。



2. 障害のある人の数の推移

①障害のある人の数の推移

本町における障害のある人の総数（重複含む）は、令和3年までは570人前後でほぼ横ばいとなっていました。令和4年以降は増加傾向にあり、令和5年は618人となり600人を超えています。



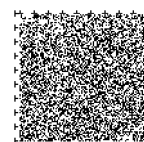
資料:福祉課、桑名保健所年報(各年4月1日現在)

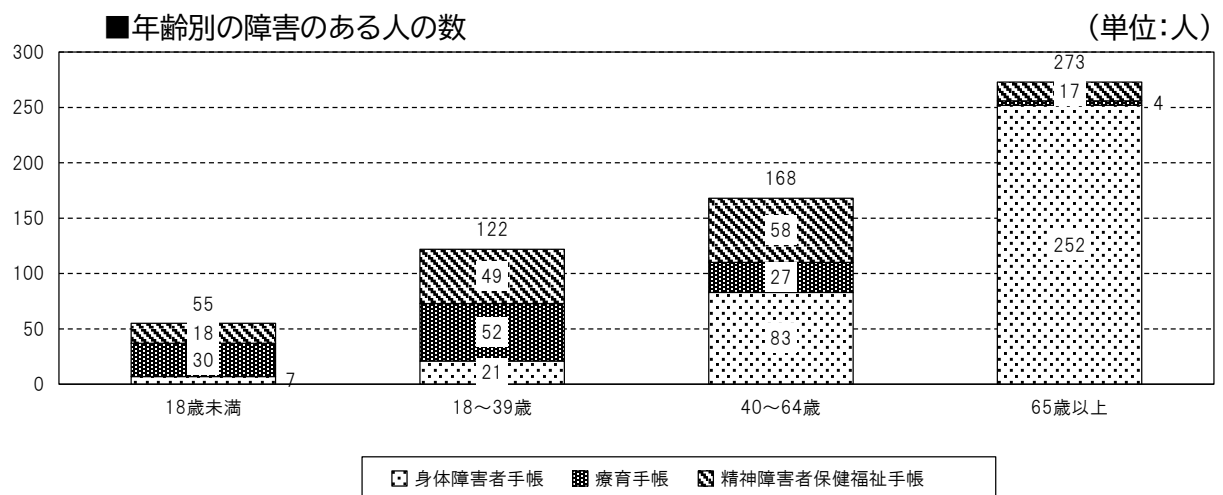
■障害のある人の数の推移

(単位:人)

年度	障害のある人	障害のある人の内訳			自立支援医療費 (精神通院) 受給者証所持者
		身体障害者手帳 所持者	療育手帳 所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	
平成30年	569	385	100	84	224
令和元年	575	379	102	94	243
令和2年	572	362	100	110	256
令和3年	571	355	102	114	304
令和4年	599	356	107	136	313
令和5年	618	363	113	142	309

資料:福祉課、桑名保健所年報(各年4月1日現在)

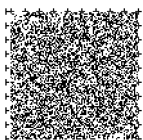




■年齢別の障害のある人の数 (単位:人)

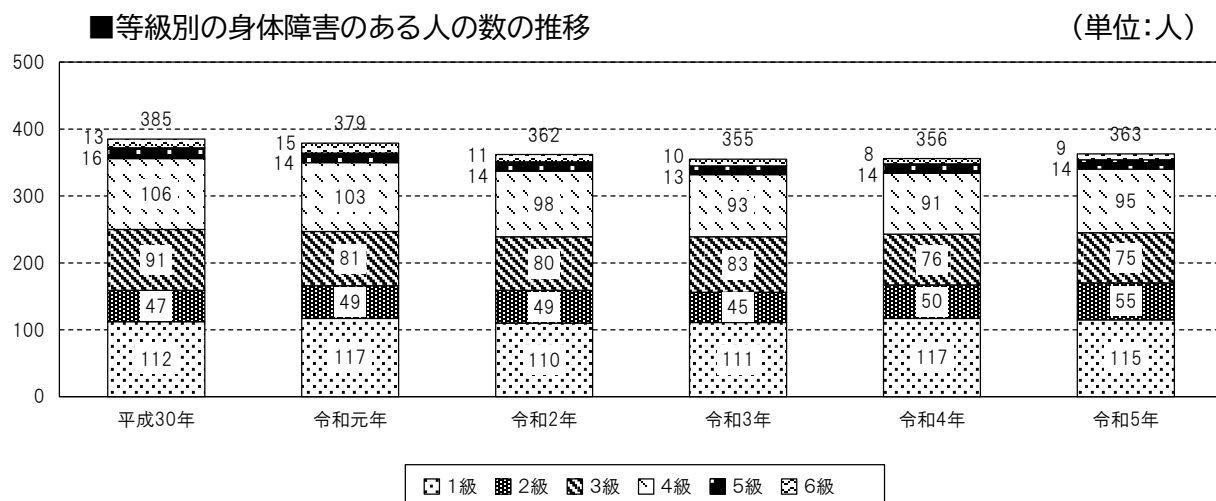
年齢	障害のある人	自立支援医療費 (精神通院) 受給者証所持者		
		身体障害者手帳 所持者	療育手帳 所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者
18 歳未満	55	7	30	18
18～39 歳	122	21	52	49
40～64 歳	168	83	27	58
65 歳以上	273	252	4	17
計	618	363	113	142

資料:福祉課、桑名保健所年報(令和 5 年 4 月 1 日現在)



②身体障害のある人（身体障害者手帳）

身体障害のある人の数は年々減少していましたが、令和3年以降は増加に転じており、令和5年では363人となっています。等級別では、令和5年において1級と2級を合わせ割合が46.8%と半数近くを占めています。障害部位別でも、ほぼ横ばい傾向ですが、肢体不自由については増加傾向にあります。

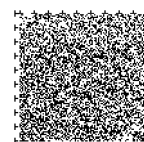


■等級別の身体障害のある人の数の推移

(単位:人)

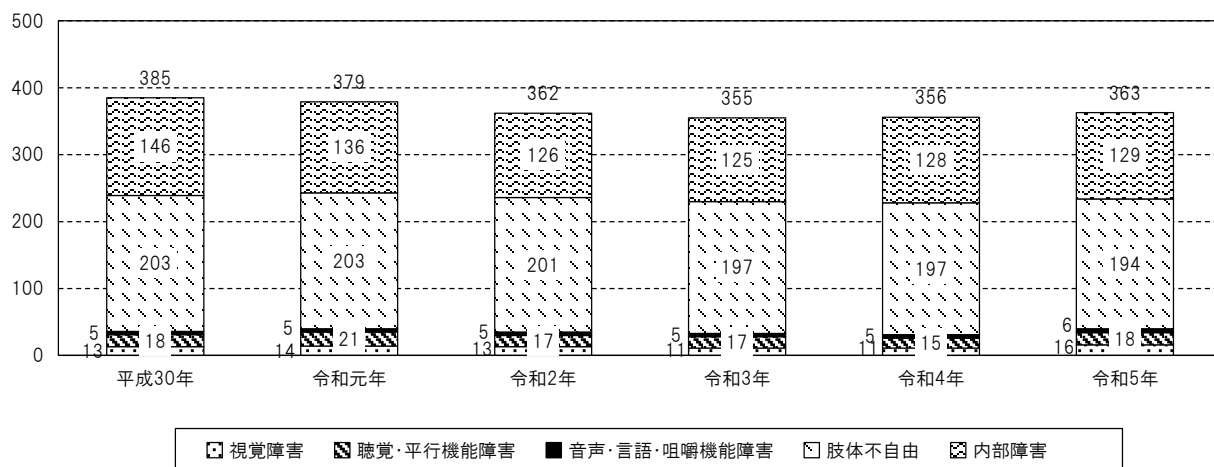
年度	身体障害 のある人	等級別					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成 30 年	385	112	47	91	106	16	13
令和元年	379	117	49	81	103	14	15
令和 2 年	362	110	49	80	98	14	11
令和 3 年	355	111	45	83	93	13	10
令和 4 年	356	117	50	76	91	14	8
令和 5 年	363	115	55	75	95	14	9

資料:福祉課(各年 4 月 1 日現在)



■障害部位別の身体障害のある人の数の推移

(単位:人)

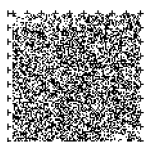


■障害部位別の身体障害のある人の数の推移

(単位:人)

年度	身体障害 のある人	視覚障害	聴覚・平行機能 障害	音声・言語・ 咀嚼機能障害	肢体不自由	内部障害
平成 30 年	385	13	18	5	203	146
令和元年	379	14	21	5	203	136
令和 2 年	362	13	17	5	201	126
令和 3 年	355	11	17	5	197	125
令和 4 年	356	11	15	5	197	128
令和 5 年	363	16	18	6	194	129

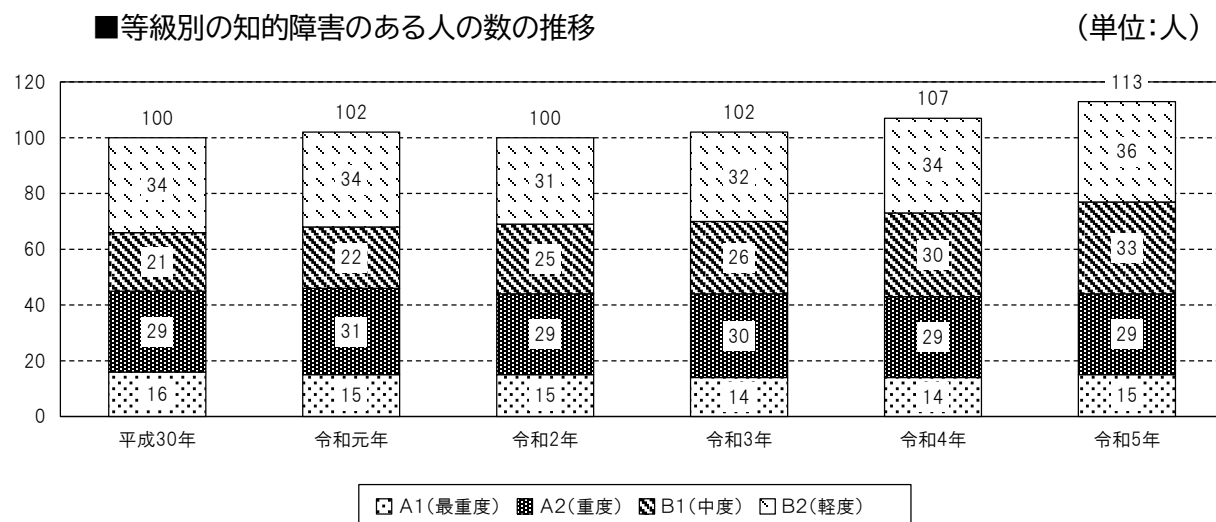
資料:福祉課(各年 4 月 1 日現在)



③知的障害のある人（療育手帳）

知的障害のある人の数は年々増加しており、令和5年では113人となり、令和4年に比べ6人、平成30年に比べ13人増加しています。

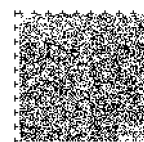
等級別でみると、比較的軽いB1（中度）、B2（軽度）で増加傾向がみられます。



■等級別の知的障害のある人の数の推移 (単位:人)

年度	知的障害のある人				
		A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)
平成30年	100	16	29	21	34
令和元年	102	15	31	22	34
令和2年	100	15	29	25	31
令和3年	102	14	30	26	32
令和4年	107	14	29	30	34
令和5年	113	15	29	33	36

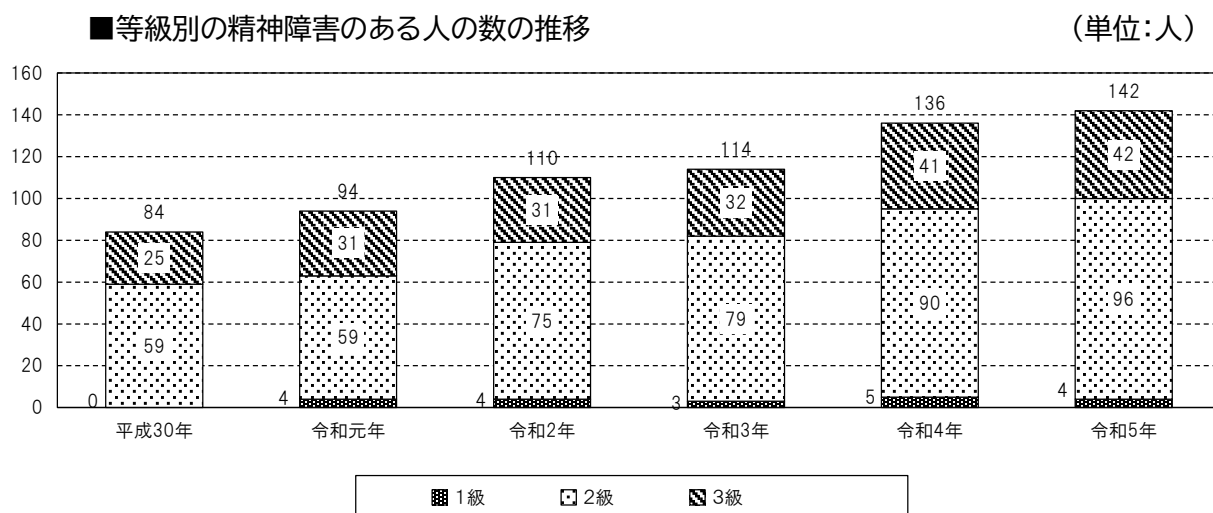
資料:福祉課(各年4月1日現在)



④精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳）

精神障害のある人の数は計画期間である6年の間で大幅に増加しており、令和5年には142人となり、6年間で58人、69.0%の増加となっています。

等級別でみると、2級の人が増えています。



資料:福祉課(各年4月1日現在)

■等級別の精神障害のある人の数の推移 (単位:人)

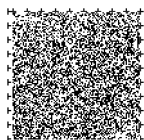
年度	精神障害のある人	1級	2級	3級
平成30年	84	0	59	25
令和元年	94	4	59	31
令和2年	110	4	75	31
令和3年	114	3	79	32
令和4年	136	5	90	41
令和5年	142	4	96	42

資料:福祉課(各年4月1日現在)

※1級: 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級: 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

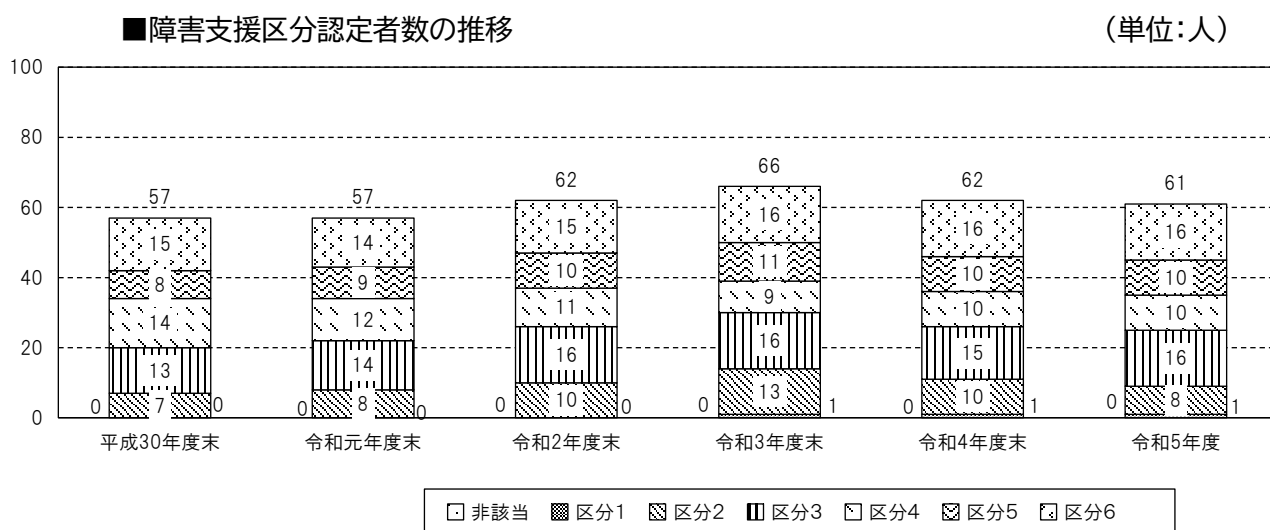
3級: 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの



⑤障害支援区分認定者数の推移

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定者数の状況は、令和3年度までは増加の傾向にありましたが、令和4年度、令和5年度が減少しています。

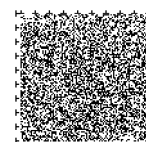
障害福祉サービスを利用する際、障害支援区分の認定が必要となりますが、訓練等給付等のサービスのみを利用する場合は、障害支援区分の認定は不要であるため、区分認定をもたず、就労移行支援・就労継続支援【A型・B型】を利用される人が存在しています。



■障害支援区分認定者数の推移

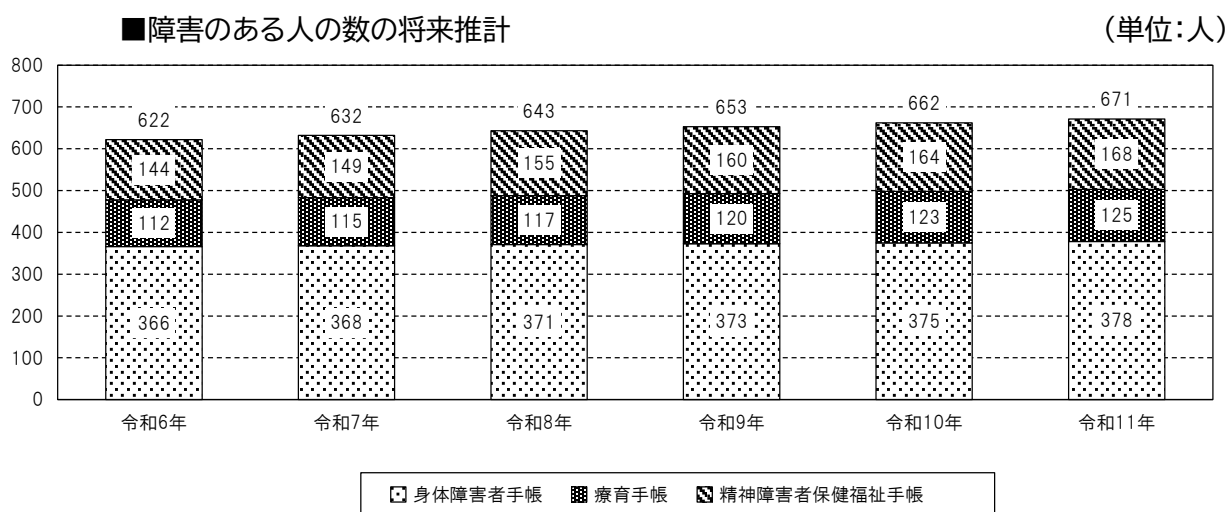
		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成30年度末	認定者数(人)	0	0	7	13	14	8	15	57
	割合(%)	0	0	12.3	22.8	24.6	14.0	26.3	100
令和元年度末	認定者数(人)	0	0	8	14	12	9	14	57
	割合(%)	0	0	14.0	24.6	21.1	15.8	24.6	100
令和2年度末	認定者数(人)	0	0	10	16	11	10	15	62
	割合(%)	0	0	16.1	25.8	17.7	16.1	24.2	100
令和3年度末	認定者数(人)	0	1	13	16	9	11	16	66
	割合(%)	0	1.5	19.7	24.2	13.6	16.7	24.2	100
令和4年度末	認定者数(人)	0	1	10	15	10	10	16	62
	割合(%)	0	1.6	16.1	24.2	16.1	16.1	25.8	100
令和5年度末	認定者数(人)	0	1	8	16	10	10	16	61
	割合(%)	0	1.6	13.1	26.2	16.4	16.4	26.2	100

資料:福祉課(各年度末現在)



⑥障害のある人の数の将来推計

本町における障害のある人の数の将来推計について、町の総人口の増加傾向および障害種別ごとの増減傾向を踏まえ推計すると、第5期川越町障害者計画の計画期間が終了する令和11年には、障害のある人の総数数（重複含む）で671人（令和5年に比べ53人増）と予測されます。障害種別では、令和11年で身体障害のある人が378人（令和5年に比べ15人減）、知的障害のある人が125人（同12人増）、精神障害のある人が168人（同26人増）になると予測されます。

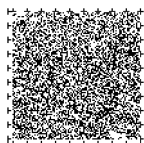


資料:福祉課試算

■障害のある人の数の将来推計 (単位:人)

年度	障害のある人	身体障害者手帳 所持者	療育手帳 所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者
令和6年	622	366	112	144
令和7年	632	368	115	149
令和8年	643	371	117	155
令和9年	653	373	120	160
令和10年	662	375	123	164
令和11年	671	378	125	168

資料:福祉課試算



3. アンケート調査結果の概要

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、令和6年度を初年度とする「第5期川越町障害者計画」および「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」を策定するにあたり、障害福祉に関する意識、意向や、障害のある方々の障害福祉サービスの利用実態などを把握し、計画策定や施策推進の基礎資料として活用することを目的に実施したものです。

2. 調査の方法

① 調査対象地域 川越町全域

② 調査対象者

調査種別	調査対象者	調査件数
(1) 障害者調査	障害に関する手帳をお持ちの18歳以上の方	すべて (495人)
(2) 障害児調査	障害に関する手帳をお持ちの18歳未満のお子さん	すべて (49人)
(3) 町民調査	川越町にお住まいの18歳以上の方	無作為抽出 (500人)

③ 調査期間 令和5年2月

④ 調査方法 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査

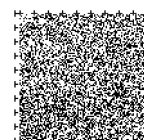
3. 配布・回収数

調査種別	配布数	回収数			回収率
			紙回答	WEB回答	
(1) 障害者調査	495件	296件	277件	19件	59.8%
(2) 障害児調査	49件	31件	20件	11件	63.3%
(3) 町民調査	500件	249件	187件	62件	49.8%
計	1,044件	576件	484件	92件	55.2%

4. 報告書の見方(注意事項)

① グラフおよび表中のN数(number of case)は、「無回答」や「不明」を除く回答者数を表しています。

② 調査結果(表中)の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。したがって、回答者比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。



調査結果

1 ご本人の現状について

あなたの年齢をお答えください。(令和5年2月1日現在)【N=292】

障害種別クロス

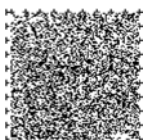
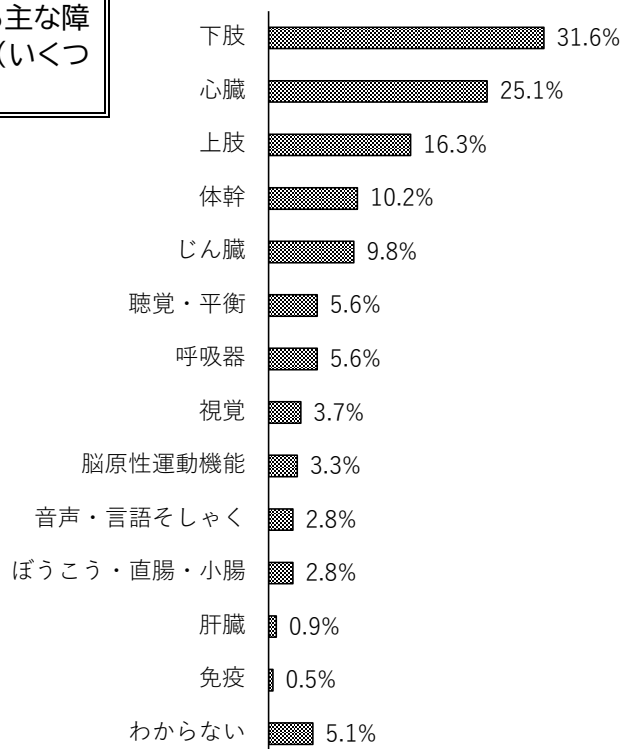
障害種別にみると、「身体障害」では「75歳以上」(52.8%)が、「知的障害」では「29歳以下」(45.9%)が、「精神障害」では「30～39歳」(24.5%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「身体障害」では65歳以上の高齢者が75.3%と7割を超えているのに対し、「知的障害」では64歳以下が86.4%と8割を超えています。

	N=	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上
全体	288	9.4	6.6	7.6	17.0	18.8	40.6
身体障害	218	1.8	1.4	5.0	16.5	22.5	52.8
知的障害	37	45.9	8.1	16.2	16.2	8.1	5.4
精神障害	53	15.1	24.5	15.1	22.6	9.4	13.2

身体障害者手帳に記載されている主な障害の部位をお答えください。(いくつでも)【N=215】

身体障害者手帳に記載されている主な障害の部位については、「下肢」が31.6%と最も高く、次いで、「心臓」(25.1%)、「上肢」(16.3%)と続いています。



2 日常生活の状況について

あなたは現在、どのように暮らしていますか。(1つだけ)【N=274】

障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「親・きょうだいなどから独立して地域で暮らしている」(31.3%)が、「知的障害」「精神障害」では「親・きょうだいなどといっしょに暮らしている」(52.8%、40.7%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「知的障害」では「仲間と地域で共同生活をしている(グループホームなど)」が19.4%と、全体を16.4ポイント上回っています。

	N=	親・きょうだいなどといっしょに暮らしている	親・きょうだいなどから独立して地域で暮らしている	介護や設備の整った施設で暮らしている(入所施設など)	仲間と地域で共同生活をしている(グループホームなど)	病院に入院している	その他	わからない
全体	271	31.7	28.8	4.8	3.0	2.2	26.2	3.3
身体障害	201	25.9	31.3	5.0	-	3.0	30.8	4.0
知的障害	36	52.8	5.6	8.3	19.4	2.8	8.3	2.8
精神障害	54	40.7	29.6	3.7	1.9	-	20.4	3.7

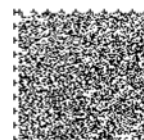
あなたは今後、どのように暮らしたいと思いますか。(1つだけ)【N=278】

障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「わからない」(35.8%)が、「知的障害」では「親・きょうだいなどといっしょに暮らしたい」(28.9%)が、「精神障害」では「親・きょうだいなどから独立して地域で暮らしたい」(32.7%)が、それぞれ最も高くなっています。

一方、「知的障害」では「仲間と地域で共同生活をしたい(グループホームなど)」が21.1%と、全体を17.1ポイント上回っています。

	N=	親・きょうだいなどから独立して地域で暮らしたい	親・きょうだいなどといっしょに暮らしたい	仲間と地域で共同生活したい(グループホームなど)	介護や設備の整った施設で暮らしたい(入所施設など)	その他	わからない
全体	275	15.6	20.0	4.0	13.1	16.4	30.9
身体障害	204	13.2	17.2	0.5	14.2	19.1	35.8
知的障害	38	-	28.9	21.1	18.4	5.3	26.3
精神障害	52	32.7	21.2	3.8	5.8	9.6	26.9



日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①～⑩のそれぞれにお答えください。
(①～⑩のそれぞれについて、1つだけ)

障害種別クロス

障害種別に『介助が必要』な状況を見ると、「身体障害」では、「⑦外出」が35.7%と高くなっています。また、「⑨お金の管理」「③入浴」「⑩薬の管理」「⑤身だしなみ」はいずれも2割を超えています。

「知的障害」では、「⑨お金の管理」が78.3%と高くなっています。また、「⑦外出」「⑧家族以外の人との意思疎通」「⑩薬の管理」は6割を超え、「⑤身だしなみ」も5割を超えています。

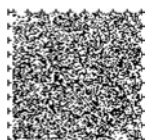
「精神障害」では、「⑨お金の管理」が36.6%と高くなっています。また、「⑧家族以外の人との意思疎通」「⑦外出」「⑩薬の管理」なども2割を超えています。

【身体障害】

日常生活の項目	N=	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
①食事	206	85.9	9.7	4.4
②トイレ	207	86.0	4.3	9.7
③入浴	203	77.8	10.8	11.3
④衣服の着脱	205	81.0	10.7	8.3
⑤身だしなみ	204	79.9	11.8	8.3
⑥家の中の移動	202	81.7	8.4	9.9
⑦外出	199	64.3	19.1	16.6
⑧家族以外の人との意思疎通	197	81.2	11.7	7.1
⑨お金の管理	202	74.3	12.4	13.4
⑩薬の管理	202	79.7	6.4	13.9

【知的障害】

日常生活の項目	N=	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
①食事	37	64.9	21.6	13.5
②トイレ	37	70.3	16.2	13.5
③入浴	37	64.9	18.9	16.2
④衣服の着脱	37	59.5	27.0	13.5
⑤身だしなみ	37	43.2	40.5	16.2
⑥家の中の移動	36	75.0	11.1	13.9
⑦外出	36	30.6	41.7	27.8
⑧家族以外の人との意思疎通	34	32.4	47.1	20.6
⑨お金の管理	37	21.6	35.1	43.2
⑩薬の管理	37	37.8	27.0	35.1



【精神障害】

日常生活の項目	N=	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
①食事	51	88.2	9.8	2.0
②トイレ	53	92.5	5.7	1.9
③入浴	52	82.7	13.5	3.8
④衣服の着脱	52	90.4	7.7	1.9
⑤身だしなみ	52	84.6	13.5	1.9
⑥家の中の移動	52	90.4	5.8	3.8
⑦外出	52	71.2	17.3	11.5
⑧家族以外の人との意思疎通	52	71.2	23.1	5.8
⑨お金の管理	52	63.5	21.2	15.4
⑩薬の管理	52	75.0	13.5	11.5

【1つでも「一部介助が必要」または「全部介助が必要」を選んだ方は次をお答えください】

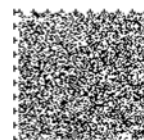
あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(いくつでも)【N=126】

障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「夫・妻」(45.7%)が、「知的障害」「精神障害」では「父親・母親」(76.7%、41.7%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「知的障害」では「ホームヘルパーや施設の職員」が36.7%、「きょうだい」が23.3%と、全体をそれぞれ14.1ポイント、15.2ポイント上回っています。

	N=	夫・妻	父親・母親	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	きょうだい	祖父・祖母	その他の人(ボランティアなど)
全体	124	33.9	29.8	28.2	22.6	8.1	0.8	3.2
身体障害	81	45.7	8.6	42.0	21.0	2.5	-	2.5
知的障害	30	3.3	76.7	-	36.7	23.3	3.3	-
精神障害	24	37.5	41.7	12.5	12.5	4.2	-	12.5

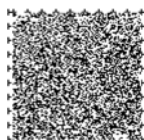


介助や支援について、あなたが困っていることはありますか。(いくつでも)【N=250】

障害種別クロス

障害種別にみると、いずれの障害種別でも「とくにない」が最も高くなっています。
 一方、困っていることとしては、「身体障害」では「介助や支援にかかる金銭的な負担が難しいこと」(12.6%)が、「精神障害」では「誰に介助や支援を頼めばよいのかわからないこと」(19.1%)が、それぞれ高くなっています。また、「知的障害」では「介助や支援にかかる金銭的な負担が難しいこと」「介助者や支援者に障害や病気の特徴を理解してもらえないこと」「希望する福祉サービスを提供している施設・事業者が身近にないこと」が同率(14.7%)で高くなっています。

	N=	とくにない	介助や支援にかかる金銭的な負担が難しいこと	誰に介助や支援を頼めばよいのかわからないこと	介助者や支援者に障害や病気の特徴を理解してもらえないこと	福祉サービスの種類や支給量が少ないこと	周囲の介助や支援が足りないこと	希望する福祉サービスを提供している施設・事業者が身近にないこと	適切な介助者や支援者がいないこと	その他
全体	246	65.9	14.2	9.3	9.3	8.9	6.5	5.3	4.5	3.7
身体障害	183	71.0	12.6	8.2	7.1	8.2	5.5	3.3	3.3	2.2
知的障害	34	52.9	14.7	8.8	14.7	8.8	8.8	14.7	2.9	8.8
精神障害	47	57.4	17.0	19.1	14.9	10.6	8.5	8.5	10.6	4.3



あなたが、現在、とくに不安に感じていることは何ですか。(3つまで)【N=267】

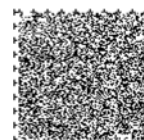
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「ご自身の健康状態、障害のこと」(54.0%)が、「知的障害」では「親などの老後や、親などがいなくなってからのこと」(52.8%)が、「精神障害」では「経済的なこと」(54.2%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「精神障害」では「経済的なこと」(54.2%)が全体を24.0ポイント上回っています。

	N=	ご自身の健康状態、障害のこと	経済的なこと	災害時の対応のこと	介助者が病気などで一時的に介助できなくなった場合の対応について	仕事のこと	親などの老後や、親などがいなくなってからのこと	ご自身に対する介助のこと	身のまわりの安全のこと
全体	265	49.8	30.2	21.1	15.1	13.6	13.6	12.1	8.3
身体障害	198	54.0	26.3	23.7	15.7	7.6	2.5	13.6	7.1
知的障害	36	36.1	11.1	22.2	22.2	22.2	52.8	8.3	16.7
精神障害	48	47.9	54.2	10.4	10.4	29.2	29.2	8.3	12.5

	住まいのこと	近所づきあいのこと	生活全般の見守りのこと	その他	とくにない
全体	6.0	4.5	4.2	1.9	15.8
身体障害	6.1	3.5	3.5	1.0	19.2
知的障害	2.8	8.3	-	2.8	11.1
精神障害	6.3	8.3	8.3	4.2	4.2



あなたは、普段、悩みや困ったことを、どなたもしくはどこに相談しますか。(いくつでも)
【N=286】

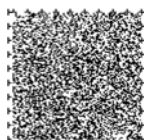
障害種別クロス

障害種別にみると、いずれの障害種別でも「家族や親せき」が最も高くなっています。次いで、「身体障害」「精神障害」では「医療関係者」(24.3%、46.3%)が、「知的障害」では「サービス事業所の職員」と「医療関係者」が同率(28.9%)で続いています。

また、「知的障害」では「相談支援事業所などの相談員」(+14.7ポイント)、「役場職員(福祉課、子ども家庭課、健康推進課、学校教育課など)」(+11.6ポイント)などが全体よりも高くなっています。一方、「精神障害者」では「相談できる人はいない」が9.3%と、全体を2.2ポイント上回っています。

	N=	家族や親せき	医療関係者(医師・看護師・ケースワーカーなど)	友人・知人	社会福祉協議会の職員	役場職員(福祉課、子ども家庭課、健康推進課、学校教育課など)	サービス事業所の職員	相談支援事業所などの相談員	民生委員・児童委員
全体	282	75.9	28.0	21.3	16.3	12.1	7.4	6.4	5.0
身体障害	210	78.1	24.3	22.9	18.1	10.0	3.8	2.4	6.7
知的障害	38	78.9	28.9	7.9	10.5	23.7	28.9	21.1	-
精神障害	54	61.1	46.3	24.1	20.4	18.5	5.6	13.0	-

	職場の上司や同僚	障害者団体や家族会・親の会の人	インターネット上の相談サイト	幼稚園、保育所、学校などの先生の先生	子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの職員	相談できる人はいない	その他
全体	3.9	2.5	0.7	0.4	-	7.1	3.9
身体障害	3.3	1.4	-	-	-	6.7	2.4
知的障害	2.6	10.5	-	-	-	5.3	5.3
精神障害	9.3	1.9	3.7	1.9	-	9.3	11.1



障害のある人への相談支援を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(3つまで)【N=255】

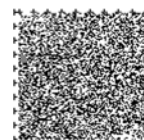
障害種別クロス

障害種別にみると、いずれの障害種別でも「身近な場所で相談できること」が最も高くなっています。次いで、「身体障害」では「一か所で用事が済む相談窓口を設置すること」(29.3%)が、「知的障害」では「わかりやすい情報を提供してくれること」(37.5%)が、「精神障害」では「素早い対応をしてくれること」(37.3%)が続いています。

また、「精神障害」では「プライバシーに配慮がなされること」(27.5%)が10.1ポイント、「知的障害」では「専門的な相談や助言ができる人材がいること」(31.3%)が6.8ポイント、それぞれ全体を上回っています。

	N=	身近な場所 で相談 できるこ と	素早い対 応をして くれるこ と	一か所で 用事が済 む相談窓 口を設置 すること	専門的な 相談や助 言ができ る人材が いること	わかりや すい情報 を提供し てくれる こと	休日や夜 間など、 いつでも 相談でき ること	プライバ シーに配 慮がなさ れること	福祉・教 育・就労 などの一 貫した相 談支援体 制を充実 させるこ と
全体	253	50.2	29.2	28.5	24.5	24.1	22.5	17.4	15.8
身体障害	188	50.0	27.1	29.3	23.9	20.2	23.9	16.0	14.4
知的障害	32	53.1	21.9	31.3	31.3	37.5	12.5	6.3	18.8
精神障害	51	49.0	37.3	21.6	23.5	27.5	21.6	27.5	21.6

	町や県、 民間相談 機関など が互いに 協力しあ うこと	当事者や 家族など 同じよう な立場の 人による サポート 活動を進 めること	電話や ファク ス、E メールな どにより 相談でき ること	その他
全体	8.3	6.3	5.1	3.2
身体障害	9.0	6.4	4.8	2.1
知的障害	3.1	6.3	6.3	6.3
精神障害	11.8	5.9	5.9	5.9



3 社会参加・余暇活動について

あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(1つだけ)【N=287】

障害種別クロス

障害種別にみると、「知的障害」「精神障害」では「毎日外出する」(39.5%、48.1%)が、「身体障害」では「1週間に数回外出する」(43.9%)が、それぞれ最も高くなっています。

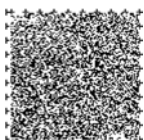
	N=	毎日外出 する	1週間に 数回外出 する	月に数回 外出する	ほとんど 外出しな い
全体	286	35.0	41.3	11.9	11.9
身体障害	214	30.4	43.9	12.6	13.1
知的障害	38	39.5	34.2	10.5	15.8
精神障害	54	48.1	35.2	7.4	9.3

障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」「精神障害」では「買い物に行く」(69.4%、66.7%)が、「知的障害」では「通勤・通学・通所」(65.6%)が、それぞれ最も高くなっています。

	N=	買い物に 行く	医療機関 への受診	通勤・通 学・通所	外食に行 く	散歩に行 く	友人・知 人に会う	趣味やス ポーツを する
全体	251	69.3	56.2	31.9	30.3	29.5	19.9	15.1
身体障害	186	69.4	60.8	21.5	28.5	31.2	22.0	16.1
知的障害	32	62.5	25.0	65.6	43.8	34.4	9.4	21.9
精神障害	48	66.7	52.1	50.0	25.0	22.9	16.7	4.2

	訓練やり ハビリに 行く	グループ 活動に参 加する	その他
全体	13.9	6.8	3.6
身体障害	17.2	7.0	3.2
知的障害	3.1	9.4	6.3
精神障害	12.5	2.1	4.2



あなたが外出する時に困ることは何ですか。(いくつでも)【N=238】

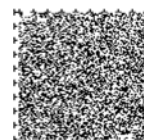
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「道路や駅に階段や段差が多い」(27.1%)が、「知的障害」では「困った時にどうすればいいのか心配」(51.5%)が、「精神障害」では「外出にお金がかかる」(41.9%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「精神障害」では「外出にお金がかかる」が41.9%と、全体を21.6ポイント上回っています。

	N=	困った時にどうすればいいのか心配	公共交通機関が少ない(ない)	道路や駅に階段や段差が多い	外出にお金がかかる	電車やバスの乗り降りが困難	発作など突然の身体の変化が心配	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	いっしょに出掛ける仲間がいない
全体	237	23.6	21.5	21.5	20.3	18.1	18.1	16.9	11.4
身体障害	177	15.8	22.0	27.1	16.9	21.5	16.9	20.9	8.5
知的障害	33	51.5	21.2	6.1	12.1	9.1	6.1	12.1	18.2
精神障害	43	39.5	16.3	4.7	41.9	14.0	27.9	4.7	20.9

	周囲の目が気になる	介助者が確保できない	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	その他
全体	10.1	6.8	6.3	13.5
身体障害	5.6	5.6	5.1	14.1
知的障害	12.1	12.1	12.1	12.1
精神障害	25.6	4.7	4.7	14.0



4 日中活動や就労、就学について

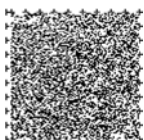
あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(1つだけ)【N=277】

障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「自宅で過ごしている」(46.6%)が、「知的障害」では「福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援A型も含む)」(54.1%)が、「精神障害」では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と「自宅で過ごしている」が同率(32.1%)で、それぞれ最も高くなっています。

	N=	自宅で過ごしている	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援A型も含む)	専業主婦(主夫)をしている	入所している施設や病院などで過ごしている	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている
全体	276	40.6	23.6	10.1	9.8	5.1	4.3	3.6
身体障害	204	46.6	20.6	2.0	10.3	6.4	5.9	4.4
知的障害	37	13.5	27.0	54.1	-	5.4	-	-
精神障害	53	32.1	32.1	13.2	11.3	3.8	-	5.7

	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	ボランティアなど社会活動を主にしている	その他
全体	0.7	0.4	1.8
身体障害	1.0	0.5	2.5
知的障害	-	-	-
精神障害	1.9	-	-



【「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」「福祉施設、作業所などに通っている」を選んだ方は次をお答えください】

現在している仕事について不安や不満はありますか。(3つまで)【N=92】

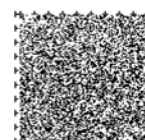
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「とくにない」(40.9%)が最も高くなっています。「知的障害」では「とくにない」と「給与・工賃などの収入が少ない」が同率(30.0%)となっています。「精神障害」では「給与・工賃などの収入が少ない」(33.3%)が最も高くなっています。

また、「身体障害」では「通勤が大変」(+2.6ポイント)、「勤務時間、日数が多く体力的に不安」(+8.2ポイント)などが全体よりも高くなっています。「知的障害」では「職場の人間関係」(+10.2ポイント)、「現在利用している障害者施設・作業所などが将来も利用できるのか不安」(+10.1ポイント)などが全体よりも高くなっています。「精神障害」では「これまでの経験や技術が活かさない」(+10.1ポイント)、「障害に対する職場の理解不足」(+7.9ポイント)、「リストラにあわないか不安」(7.0ポイント)などが全体よりも高くなっています。

	N=	給与・工賃などの収入が少ない	職場の人間関係	通勤が大変	現在利用している障害者施設・作業所などが将来も利用できるのか不安	障害に対する職場の理解不足	勤務時間、日数が多く体力的に不安	これまでの経験や技術が活かさない	リストラにあわないか不安
全体	91	31.9	16.5	11.0	9.9	8.8	7.7	6.6	5.5
身体障害	44	34.1	9.1	13.6	2.3	6.8	15.9	6.8	2.3
知的障害	30	30.0	26.7	6.7	20.0	6.7	-	-	3.3
精神障害	24	33.3	16.7	8.3	12.5	16.7	4.2	16.7	12.5

	仕事の将来性がない	勤務時間、日数が希望より少ない	職場の設備などが障害に対応していない	職場の身分が不安定である	障害や病気の状況に業務内容が合っていない	その他	とくにない
全体	4.4	4.4	3.3	3.3	2.2	7.7	34.1
身体障害	6.8	4.5	4.5	-	2.3	4.5	40.9
知的障害	6.7	6.7	3.3	3.3	-	16.7	30.0
精神障害	-	4.2	4.2	8.3	4.2	-	29.2

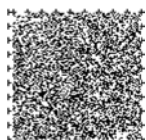


あなたは今後、どのように働きたいと思いますか。(1つだけ)【N=261】

障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「できない」(34.9%)が、「知的障害」では「福祉就労(就労継続支援など)をしたい」(48.6%)が、「精神障害」では「わからない」(28.8%)が、それぞれ最も高くなっています。

	N=	できない	企業などで働きたい	働く必要はない	福祉就労(就労継続支援など)をしたい	その他	働きたくない	わからない
全体	259	27.4	15.1	14.3	9.7	7.7	7.7	18.1
身体障害	192	34.9	13.0	17.7	4.2	5.2	9.4	15.6
知的障害	35	14.3	14.3	-	48.6	11.4	-	11.4
精神障害	52	17.3	21.2	7.7	7.7	13.5	3.8	28.8



あなたは、障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(いくつでも)【N=229】

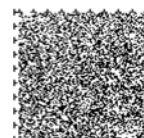
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」「精神障害」では「職場の障害のある人への理解」(42.2%、56.3%)が、「知的障害」では「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」(51.5%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「知的障害」では「通勤手段の確保」(36.4%)が10.0ポイント、「精神障害」では「働くための知識や能力を身につけるための訓練」(33.3%)が9.5ポイント、それぞれ全体を上回っています。

	N=	職場の障害のある人への理解	障害の特性にあった職業・雇用の拡大	障害や病気などの状態に応じた柔軟な勤務態勢（短時間勤務や勤務日数などの配慮）	就労支援に関する相談窓口の充実	通勤手段の確保	働くための知識や能力を身につけるための訓練	ジョブコーチなど、職場に定着するための支援	在宅勤務の拡充
全体	227	45.8	43.6	41.9	32.2	26.4	23.8	19.8	19.8
身体障害	161	42.2	40.4	41.6	34.2	26.1	21.7	16.8	19.3
知的障害	33	48.5	51.5	27.3	24.2	36.4	18.2	24.2	9.1
精神障害	48	56.3	43.8	50.0	37.5	20.8	33.3	22.9	25.0

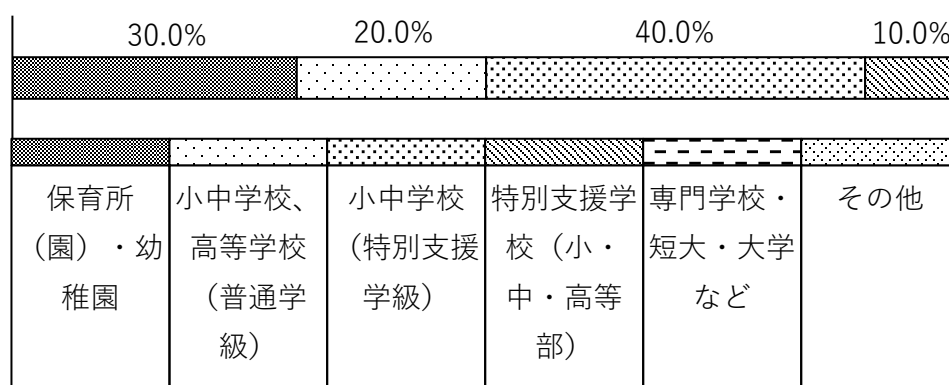
	職場施設のバリアフリー化	職場を理解するための職場実習や就労体験	その他
全体	16.3	13.7	5.7
身体障害	19.9	14.3	4.3
知的障害	12.1	12.1	15.2
精神障害	6.3	10.4	4.2



5 お子さんの日中活動や就学、就労について

障害児 お子さんが通園・通学している園・学校などは次のどれですか。(1つだけ)
【N=30】

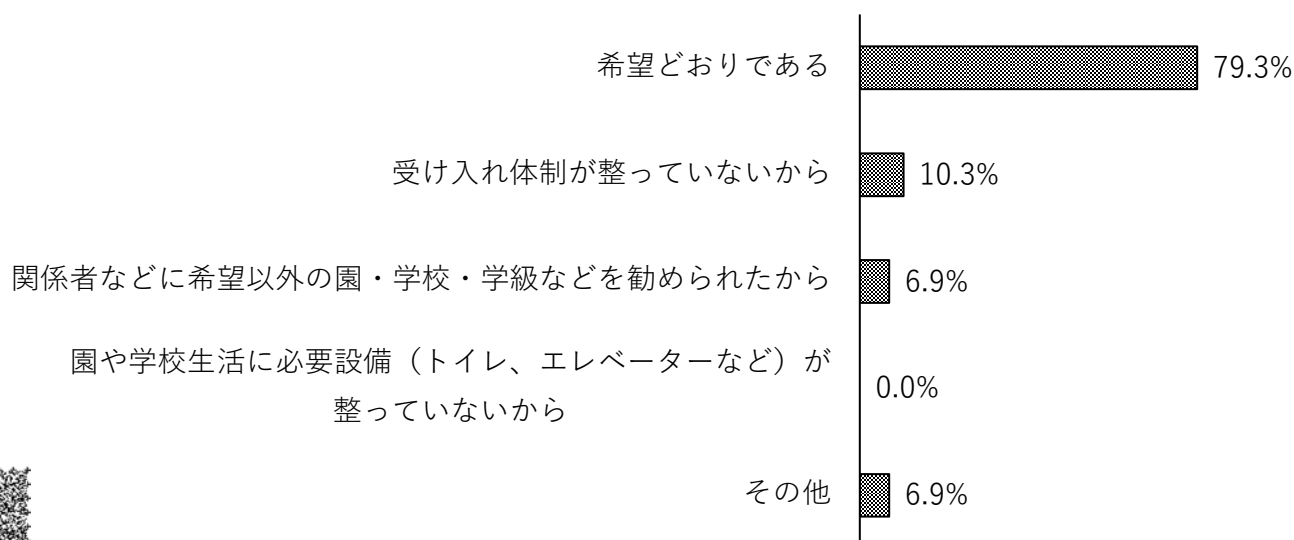
通園・通学している園・学校などについては、「小中学校(特別支援学級)」が12人(40.0%)と最も多く、次いで、「保育所(園)・幼稚園」が9人(30.0%)、「小中学校、高等学校(普通学級)」が6人(20.0%)、「特別支援学校(小・中・高等部)」が3人(10.0%)と続いています。



障害児 通っている園・学校・学級などは希望どおりですか。希望どおりでない場合は、その理由もお答えください。(いくつでも)【N=29】

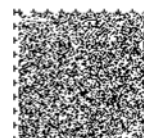
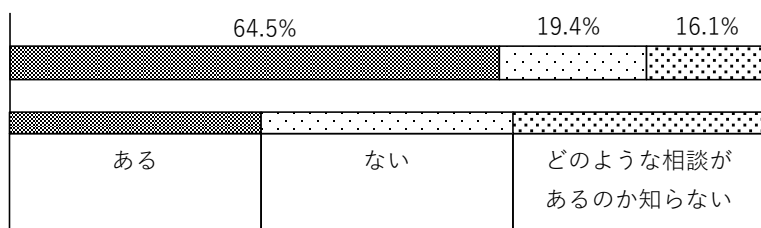
希望どおりの園・学校・学級かどうかについては、「希望どおりである」が23人(79.3%)と最も多くなっています。

希望どおりでない場合の理由については、「受け入れ体制が整っていないから」が3人(10.3%)、「関係者などに希望以外の園・学校・学級などを勧められたから」と「その他」が2人ずつ(6.9%)となっています。



障害児 川越町役場における相談支援事業を利用したことはありますか。(1つだけ)
 なお、相談支援事業の内容については、問30の選択肢をご参照ください。【N=31】

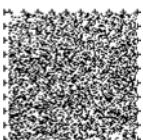
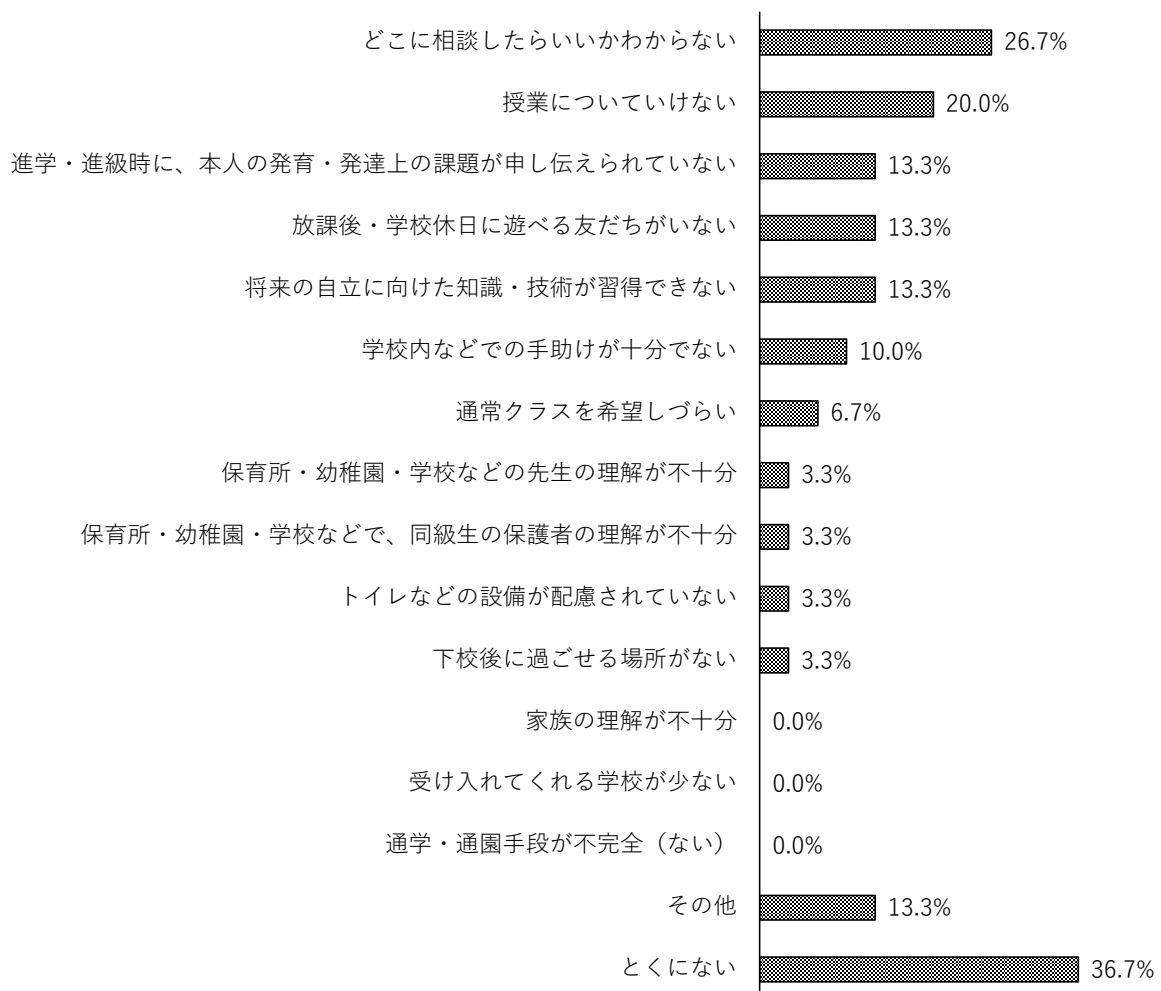
川越町役場における相談支援事業を利用したことがあるかどうかについては、「ある」が20人(64.5%)、「ない」が6人(19.4%)、「どのような相談があるのか知らない」が5人(16.1%)となっています。



障害児 就学していて、または今後就学するにあたって、困っていることは何かありますか。
(いくつでも)【N=30】

就学していて、または今後就学するにあたって、困っていることがあるかどうかについては、「とくにない」が11人(36.7%)と最も多くなっています。

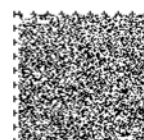
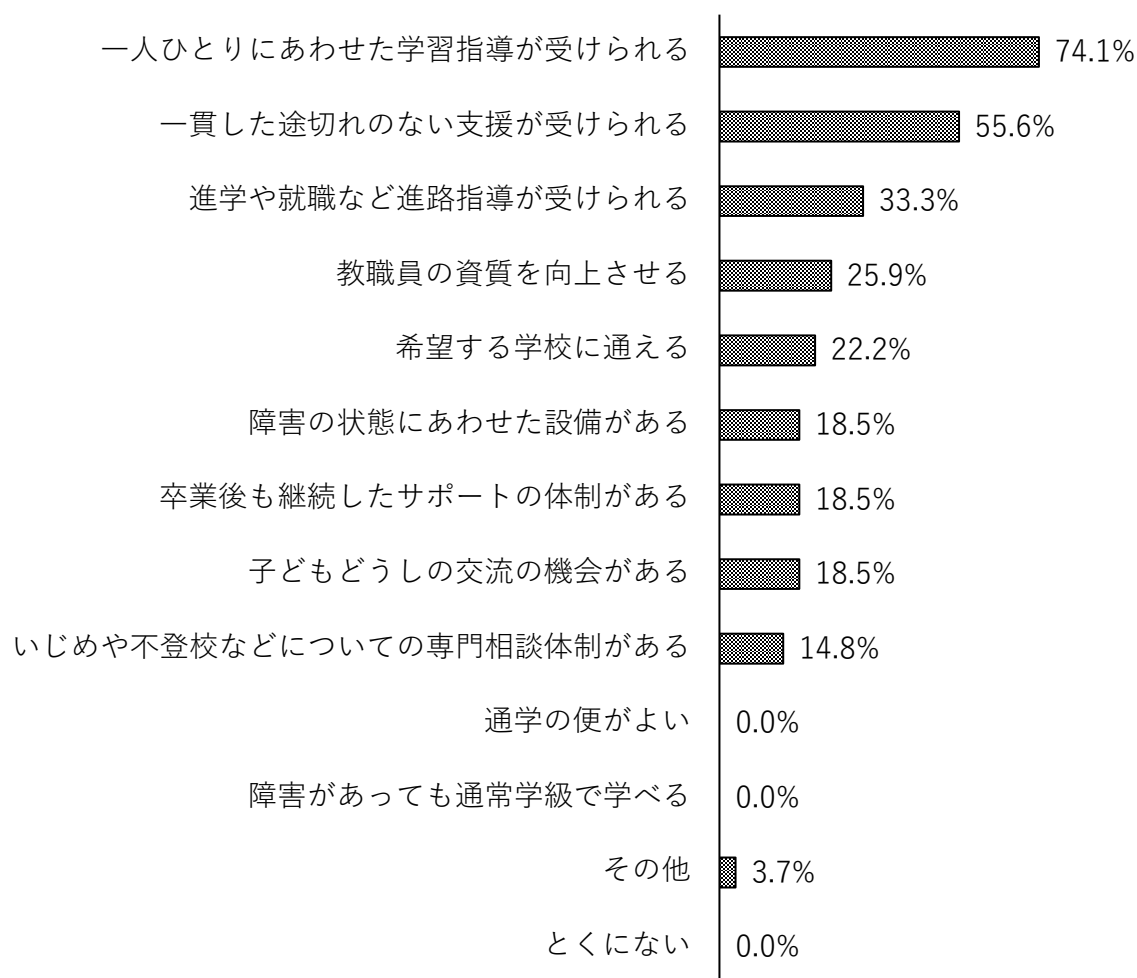
困っていることとしては、「どこに相談したらいいかわからない」が8人(26.7%)と最も多く、次いで、「授業についていけない」が6人(20.0%)、「進学・進級時に、本人の発育・発達上の課題が申し伝えられていない」「放課後・学校休日に遊べる友だちがいない」「将来の自立に向けた知識・技術が習得できない」「その他」が4人ずつ(13.3%)と続いています。



障害児 障害のある子どもの教育について、重要だと思うことは何ですか。(3つまで)
【N=27】

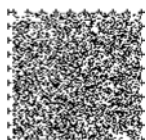
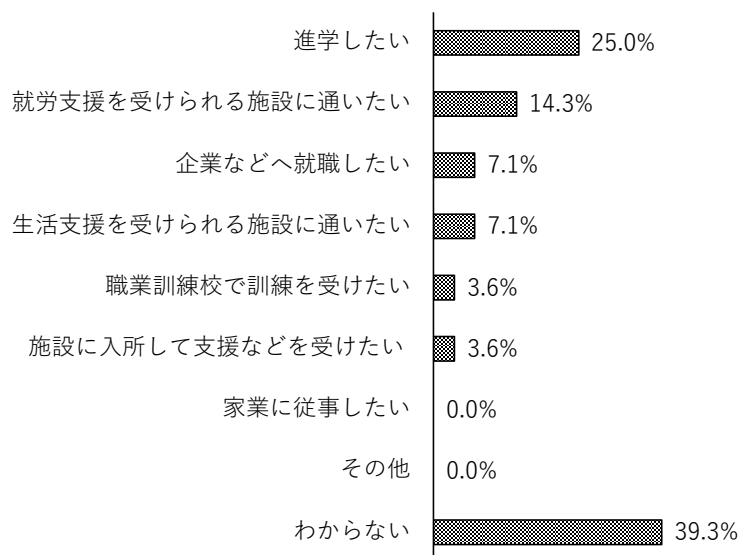
障害のある子どもの教育について、重要だと思うことについては、「一人ひとりにあわせた学習指導が受けられる」が20人(74.1%)と最も多く、次いで、「一貫した途切れのない支援が受けられる」が15人(55.6%)、「進学や就職など進路指導が受けられる」が9人(33.3%)と続いています。

一方、「とくにない」はいませんでした。



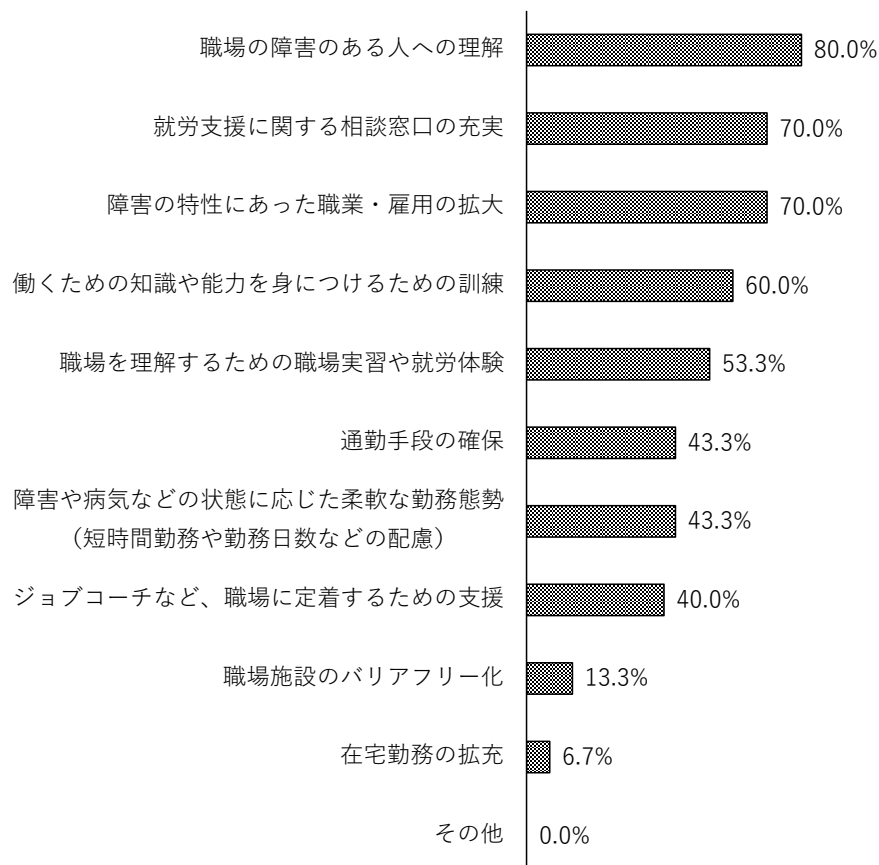
障害児 お子さんが学校を卒業したあと、どのような進路を希望されますか。(1つだけ)
【N=28】

希望する進路については、「わからない」が11人(39.3%)と最も多く、次いで、「進学したい」が7人(25.0%)、「就労支援を受けられる施設に通いたい」が4人(14.3%)と続いています。



障害児 障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも)【N=30】

障害のある人の就労支援としては、「職場の障害のある人への理解」が24人(80.0%)と最も多く、次いで、「就労支援に関する相談窓口の充実」と「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」が21人ずつ(70.0%)、「働くための知識や能力を身につけるための訓練」が18人(60.0%)と続いています。



6 障害福祉サービスなどの利用について

あなたは、以下の障害福祉サービスを利用していますか。また、今後、利用したいサービスはありますか。(それぞれあてはまるものすべて)

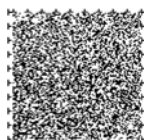
障害種別クロス

現在、利用しているサービスを障害種別にみると、いずれの障害種別でも「障害者医療費助成」が最も高くなっています。次いで、「身体障害」「精神障害」では「タクシー料金の助成、または自動車燃料費助成」(48.3%、41.5%)が、「知的障害」では「計画相談支援」(57.6%)が続いています。

また、「知的障害」では「通所系サービス(生活介護、日中一時支援など)」(+30.4ポイント)、「就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A・Bなど)」と「入所・入居系サービス(グループホーム、障害者施設)」(ともに+24.0ポイント)、「移動支援」(+10.8ポイント)などが全体よりも高く、他の障害種別に比べて利用サービスが多くなっています。

	N=	障害者医療費助成	タクシー料金の助成、または自動車燃料費助成	通所系サービス(生活介護、日中一時支援など)	計画相談支援(障害福祉サービスの利用に際しての相談・サポート)	日常生活用具の利用(紙おむつ、ストマ、入浴補助用具など)	就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A・Bなど)	補装具の利用(補聴器、義足など)	訪問系サービス(ヘルパーによる身体介護、家事援助など)
全体	205	72.7	46.3	15.1	14.1	11.7	9.3	8.8	8.3
身体障害	147	74.1	48.3	10.9	4.8	15.0	1.4	10.2	10.9
知的障害	33	81.8	48.5	45.5	57.6	6.1	33.3	9.1	6.1
精神障害	41	61.0	41.5	7.3	22.0	12.2	22.0	4.9	7.3

	訓練系サービス(自立訓練(機能訓練・生活訓練))	入所・入居系サービス(グループホーム、障害者施設)	移動支援	短期入所(ショートステイ)	委託相談支援(かがやき、陽だまり、ブルーム、ソシオ、HANA)	手話通訳者・要約筆記者の派遣	その他	利用していない、利用したくない
全体	6.3	6.3	4.4	3.4	2.4	-	2.0	7.8
身体障害	6.8	0.7	2.0	3.4	0.7	-	1.4	6.8
知的障害	3.0	30.3	15.2	6.1	6.1	-	3.0	-
精神障害	14.6	4.9	2.4	2.4	4.9	-	2.4	17.1



今後、利用したいサービス【N=155】

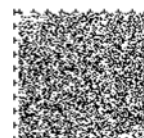
障害種別クロス

今後、利用したいサービスを障害種別にみると、「身体障害」「精神障害」では「タクシー料金の助成、または自動車燃料費助成」(55.6%、37.5%)が、「知的障害」では「移動支援」(55.0%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「知的障害」では「就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A・Bなど)」(+19.4ポイント)、「入所・入居系サービス(グループホーム、障害者施設)」(+16.2ポイント)などが全体よりも高くなっています。「精神障害」では「委託相談支援(かがやき、陽だまり、ブルーム、ソシオ、HANA)」が全体を9.4ポイント上回っています。

	N=	タクシー料金の助成、または自動車燃料費助成	障害者医療費助成	訪問系サービス(ヘルパーによる身体介護、家事援助など)	移動支援	計画相談支援(障害福祉サービスの利用に際しての相談・サポート)	通所系サービス(生活介護、日中一時支援など)	短期入所(ショートステイ)	入所・入居系サービス(グループホーム、障害者施設)
全体	154	48.7	31.2	29.9	25.3	24.7	22.7	20.8	18.8
身体障害	117	55.6	32.5	31.6	22.2	21.4	22.2	21.4	16.2
知的障害	20	15.0	25.0	20.0	55.0	30.0	30.0	20.0	35.0
精神障害	24	37.5	29.2	29.2	8.3	33.3	20.8	16.7	20.8

	日常生活用具の利用(紙おむつ、ストマ、入浴補助用具など)	就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A・Bなど)	訓練系サービス(自立訓練(機能訓練・生活訓練))	委託相談支援(かがやき、陽だまり、ブルーム、ソシオ、HANA)	補装具の利用(補聴器、義足など)	手話通訳者・要約筆記者の派遣	その他	利用していない、利用したくない
全体	19.5	15.6	15.6	15.6	15.6	5.8	2.6	6.5
身体障害	23.9	11.1	15.4	13.7	17.9	6.0	3.4	6.8
知的障害	5.0	35.0	10.0	15.0	5.0	-	-	5.0
精神障害	12.5	16.7	16.7	25.0	8.3	8.3	4.2	8.3

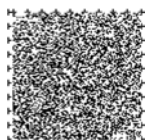


障害福祉サービスの利用にあたって、希望することはありますか。(いくつでも)【N=245】

障害種別クロス

障害種別にみると、障害福祉サービスの利用にあたり希望することとしては、「身体障害」では「利用したい日時にサービスが利用できるとよい」(25.1%)が、「知的障害」「精神障害」では「サービス内容が今より充実してほしい」(40.6%、34.7%)が高くなっています。また、「知的障害」では「サービスを提供してくれる事業者が増えてほしい」(31.3%)が全体を14.9ポイント上回っています。

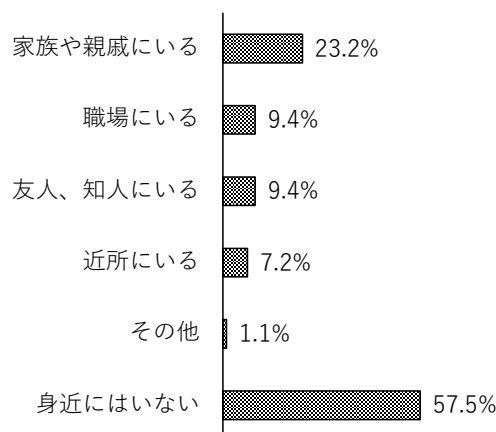
	N=	とくにな い	サービス 内容が今 より充実 してほし い	利用した い日時に サービス が利用で けるとよ い	サービス を提供し てくれる 事業者が 増えてほ しい	サービス を利用す る回数や 時間を増 やしたい	事業者と 家族との 連携が上 手くいく とよい	その他
全体	244	49.6	22.1	22.1	16.4	11.5	10.2	4.1
身体障害	179	51.4	17.9	25.1	12.8	12.3	10.1	3.9
知的障害	32	43.8	40.6	12.5	31.3	12.5	18.8	6.3
精神障害	49	40.8	34.7	16.3	24.5	16.3	6.1	2.0



7 障害のある人への正しい理解について

町民 あなたの身近に障害のある人はいらっしゃいますか。(いくつでも)【N=181】

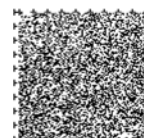
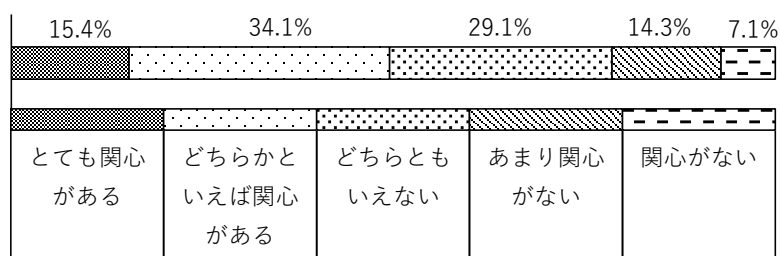
障害のある人は「身近にはいない」が57.5%と最も高く、次いで、「家族や親戚にいる」(23.2%)、「職場にいる」と「友人、知人にいる」が同率(9.4%)で続いています。



町民 障害のある人のことや障害福祉について関心をお持ちですか。(1つだけ)【N=182】

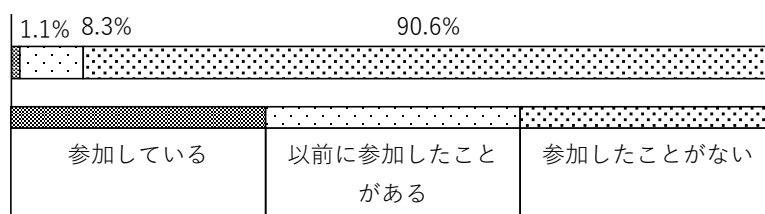
障害のある人のことや障害福祉についての関心については、「どちらかといえば関心がある」が34.1%と最も高く、「とても関心がある」(15.4%)を合わせた『関心がある人』は49.5%と半数近くを占めています。

一方、「関心がない」(7.1%)と「あまり関心がない」(14.3%)を『関心がない人』は21.4%となっています。



町民 あなたは、障害のある人に対するボランティア活動に参加したことがありますか。(1つだけ)【N=181】

障害のある人に対するボランティア活動への参加状況については、「参加したことがない」が90.6%を占めており、「参加している」は僅か1.1%、「以前に参加したことがある」は8.3%と、『参加経験のある人』は合わせて9.4%と低くなっています。

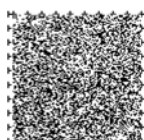
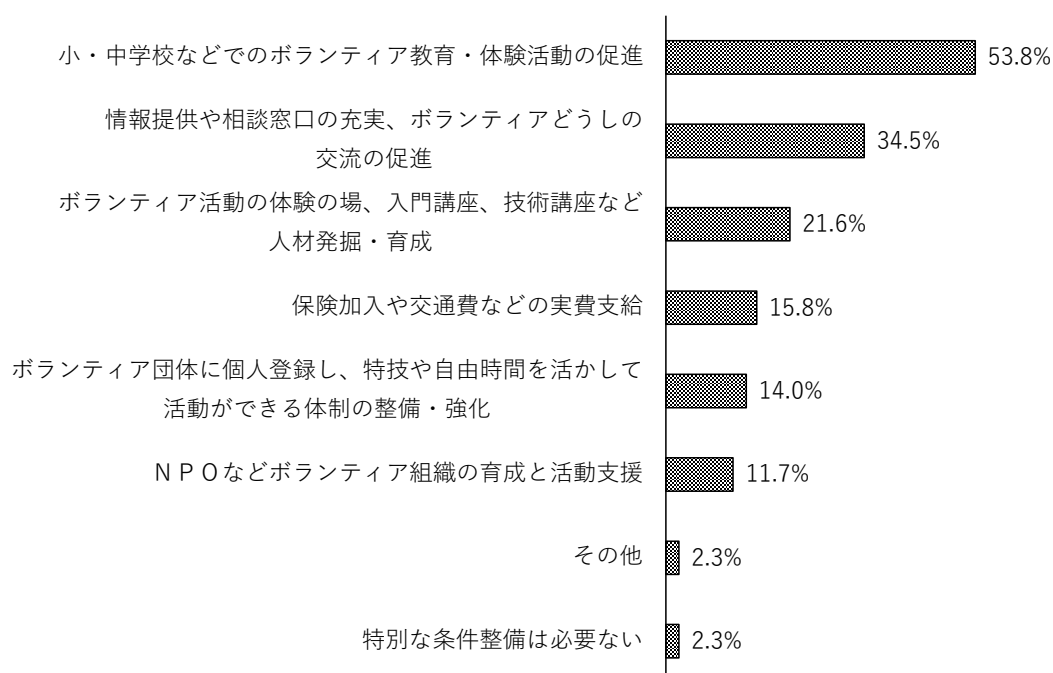


【「参加したことがない」を選んだ方は次をお答えください】

町民 ボランティア活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(2つまで)【N=171】

ボランティア活動を活発にするために必要なことについては、「小・中学校などでのボランティア教育・体験活動の促進」が53.8%と最も高く、次いで、「情報提供や相談窓口の充実、ボランティアどうしの交流の促進」(34.5%)、「ボランティア活動の体験の場、入門講座、技術講座など人材発掘・育成」(21.6%)と続いています。

一方、「特別な条件整備は必要ない」は2.3%となっています。



あなたは、5年前と比べて障害のある人に対する地域内での理解について、どのように感じていますか。(1つだけ)【N=280】

障害種別クロス

障害種別にみると、「知的障害」では「かなり深まっていると思う」と「ある程度深まっていると思う」を合わせた『深まっていると思う』が21.6%となっており、全体の16.2%を5.4ポイント上回っています。

一方、「精神障害」では「まったく深まっていないと思う」と「あまり深まっていないと思う」を合わせた『深まっていないと思う』が35.9%となっており、全体の23.0%を12.9ポイント上回っています。

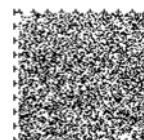
	N=	かなり深 まっている と思う	ある程度 深まって いると思 う	あまり深 まって いないと思 う	まったく 深まって いないと思 う	どちらと も言えな い	わからな い
全体	278	4.3	11.9	13.3	9.7	23.4	37.4
身体障害	207	4.8	11.1	12.6	7.7	24.6	39.1
知的障害	37	-	21.6	8.1	5.4	27.0	37.8
精神障害	53	3.8	3.8	17.0	18.9	18.9	37.7

町民年齢別クロス

年齢別にみると、「75歳以上」では『深まっていると思う』が41.2%と、全体を19.0ポイント上回っています。

一方、「30～39歳」では『深まっていないと思う』が30.5%と、全体を8.3ポイント上回っています。

	N=	かなり深 まっている と思う	ある程度 深まって いると思 う	あまり深 まって いないと思 う	まったく 深まって いないと思 う	どちらと も言えな い	わからな い
全体	243	4.9	17.3	17.3	4.9	22.6	32.9
29歳以下	25	-	16.0	24.0	-	12.0	48.0
30～39歳	36	2.8	5.6	22.2	8.3	13.9	47.2
40～49歳	47	2.1	25.5	12.8	6.4	23.4	29.8
50～64歳	61	4.9	18.0	18.0	4.9	24.6	29.5
65～74歳	40	5.0	10.0	12.5	7.5	30.0	35.0
75歳以上	34	14.7	26.5	17.6	-	26.5	14.7



あなたは、障害があることで差別を感じたり、いやな思いをする(した)ことがありますか。(1つだけ)【N=277】

障害種別クロス

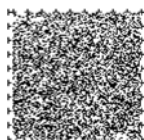
障害種別にみると、『ある人』は「身体障害」では26.8%、「知的障害」では63.9%、「精神障害」では59.3%と、「知的障害」と「精神障害」で高くなっています。

	N=	ある	少しある	ない
全体	275	19.3	18.2	62.5
身体障害	205	12.2	14.6	73.2
知的障害	36	41.7	22.2	36.1
精神障害	54	31.5	27.8	40.7

町民年齢別クロス

年齢別にみると、49歳以下では『ある』は30%を超えています。
一方、50歳以上では「ない」は70%を超えています。

	N=	ある	少しある	ない
全体	239	13.8	16.3	69.9
29歳以下	25	24.0	12.0	64.0
30～39歳	36	25.0	8.3	66.7
40～49歳	47	12.8	23.4	63.8
50～64歳	59	10.2	18.6	71.2
65～74歳	39	10.3	15.4	74.4
75歳以上	33	6.1	15.2	78.8



障害者差別解消法を知っていますか。(1つだけ)【N=276】

障害種別クロス

障害種別にみると、いずれの障害種別でも「法律の名称も内容も知らない」が最も高くなっています。

一方、「知的障害」では「法律の名称も内容も知っている」が17.1%と、全体を12.4ポイント上回っています。

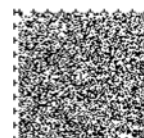
	N=	法律の名称も内容も知っている	法律の名称は知っているが、内容は知らない	法律の名称も内容も知らない
全体	274	4.7	17.5	77.7
身体障害	205	2.4	18.0	79.5
知的障害	35	17.1	20.0	62.9
精神障害	54	5.6	14.8	79.6

町民年齢別クロス

年齢別にみると、いずれの年齢でも「法律の名称も内容も知らない」が最も高く、とくに「65～74歳」では95.0%と高くなっています。

一方、「29歳以下」では「法律の名称も内容も知っている」が8.0%と、全体を4.3ポイント上回っています。

	N=	法律の名称も内容も知っている	法律の名称は知っているが、内容は知らない	法律の名称も内容も知らない
全体	242	3.7	14.5	81.8
29歳以下	25	8.0	24.0	68.0
30～39歳	35	5.7	11.4	82.9
40～49歳	47	2.1	17.0	80.9
50～64歳	61	3.3	8.2	88.5
65～74歳	40	2.5	2.5	95.0
75歳以上	34	2.9	32.4	64.7

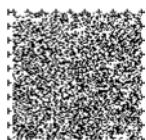


問44 「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」などの権利擁護を目的とした制度を知っていますか。また、利用したいですか。(1つだけ)【N=275】

障害種別クロス

障害種別にみると、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」などの権利擁護を目的とした制度を『知っている人』は「知的障害」では40.5%と、全体を2.8ポイント上回っています。

	N=	すでに成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用している	どのような制度か知り、今後、制度を利用したい	どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない	どのような制度か知らない
全体	273	4.0	7.0	26.7	62.3
身体障害	203	3.0	4.4	31.0	61.6
知的障害	37	8.1	24.3	8.1	59.5
精神障害	53	9.4	5.7	18.9	66.0



障害のある人に対する理解を深めていくために必要なことは何だと思いますか。(3つまで)
【N=262】

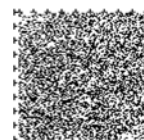
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「とくにない」(31.1%)が、「知的障害」では「学校での福祉教育の充実」(42.4%)が、「精神障害」では「障害のある人の一般企業への就労の促進」(45.3%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「知的障害」では「地域住民との交流の場を増やす」(30.3%)が全体を8.4ポイント上回っています。

	N=	障害のある人の一般企業への就労の促進	学校での福祉教育の充実	障害のある人自身が積極的に社会参加する	地域住民との交流の場を増やす	ボランティアの育成	障害福祉をテーマとした講座や講演会の開催	スポーツ・文化活動などを通じた交流
全体	260	29.6	28.5	25.0	21.9	18.1	13.5	8.1
身体障害	193	25.4	26.9	26.9	23.3	17.1	14.0	9.3
知的障害	33	21.2	42.4	12.1	30.3	21.2	12.1	6.1
精神障害	53	45.3	20.8	26.4	17.0	17.0	9.4	3.8

	障害のある人の活動の積極的なPR	その他	とくにない
全体	7.7	3.1	28.1
身体障害	8.3	1.6	31.1
知的障害	3.0	6.1	27.3
精神障害	7.5	7.5	22.6



8 災害時の避難などについて

平時から、災害時の避難についてご家族で話し合っていますか。(1つだけ)【N=285】

障害種別クロス

障害種別にみると、「精神障害」では「話し合ったことはない」が53.7%と過半数を占め、全体を15.9ポイント上回っています。

	N=	話し合っている	話し合ったことはない	わからない
全体	283	47.3	37.8	14.8
身体障害	212	49.1	36.3	14.6
知的障害	37	43.2	29.7	27.0
精神障害	54	38.9	53.7	7.4

あなたは、ご自分が避難する一次避難所を決めていますか。(1つだけ)【N=287】

障害種別クロス

障害種別にみると、「知的障害」では「どこに避難していいかわからない」が35.1%と全体を15.5ポイント上回っています。

	N=	決めている	決めていない	どこに避難していいかわからない
全体	285	47.0	33.3	19.6
身体障害	214	48.6	36.0	15.4
知的障害	37	35.1	29.7	35.1
精神障害	54	44.4	25.9	29.6

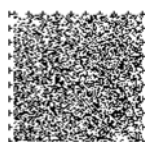
あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(1つだけ)【N=287】

障害種別クロス

障害種別にみると、「精神障害」では「できる」が51.9%と全体を7.7ポイント上回っています。

一方、「知的障害」では「できない」が56.8%と全体を20.7ポイント上回っています。

	N=	できる	できない	わからない
全体	285	44.2	36.1	19.6
身体障害	214	45.3	36.4	18.2
知的障害	37	24.3	56.8	18.9
精神障害	54	51.9	20.4	27.8



「避難行動要支援者名簿」を知っていますか。(1つだけ)【N=285】

障害種別クロス

障害種別にみると、「知的障害」では「知っている」が18.9%と全体を6.5ポイント上回っています。

一方、「精神障害」では「知らない」が98.1%とほとんどを占め、全体を12.9ポイント上回っています。

	N=	知っている	すでに登録している	知らない
全体	283	12.4	2.5	85.2
身体障害	212	13.7	2.4	84.0
知的障害	37	18.9	5.4	75.7
精神障害	54	1.9	-	98.1

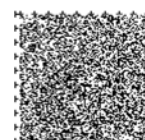
地震などの災害時において、「避難する際」に困ること、不安に思うことは何ですか。
(いくつでも)【N=287】

障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「安全なところまで、迅速に避難することができない」(47.4%)が、「知的障害」「精神障害」では「どのように対応すべきか自分で判断できない」(69.4%、34.0%)が、それぞれ最も高くなっています。

また、「知的障害」では「周囲とコミュニケーションがとれない」(+35.2ポイント)、「自分の身の周りで何が起きているのか把握できない」(+26.1ポイント)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」(+22.9ポイント)などほとんどの項目で全体を上回っており、「避難する際」に困ること、不安に思うことが多岐にわたっています。

	N=	安全なところまで、迅速に避難することができない	どのように対応すべきか自分で判断できない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	自分の身の周りで何が起きているのか把握できない	救助を求めることができない	周囲とコミュニケーションがとれない	その他	とくに困ることはない	わからない
全体	284	43.3	34.9	24.3	23.9	21.5	17.6	3.2	18.7	13.0
身体障害	215	47.4	29.3	21.4	20.0	20.9	11.6	3.7	19.5	12.1
知的障害	36	50.0	69.4	47.2	50.0	36.1	52.8	-	11.1	2.8
精神障害	53	20.8	34.0	22.6	26.4	18.9	18.9	1.9	22.6	22.6



地震などの災害時において、「避難所などでの避難生活(当面の間の一時的な避難)」で困ること、不安に思うことは何ですか。(いくつでも)【N=289】

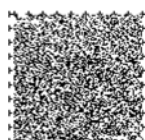
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」「知的障害」では「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」(64.7%、67.6%)が、「精神障害」では「投薬や治療が受けられない」(59.3%)が、それぞれ最も高くなっています。

一方、「知的障害」では「周囲とコミュニケーションがとれない」(+32.8ポイント)、「自分の障害について、他の避難者の理解が得られないのではないかと不安」(+23.0ポイント)、「避難場所の雑音、騒音に耐えられない」(+16.6ポイント)などが全体より高くなっています。また、「精神障害」でも「避難場所の雑音、騒音に耐えられない」は全体を14.8ポイント上回っています。

	N=	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	投薬や治療が受けられない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の雑音、騒音に耐えられない	自分の障害について、他の避難者の理解が得られないのではないかと不安	補装具の使用が困難になる	配給のお弁当が食べられない
全体	286	64.3	54.9	21.3	18.5	17.5	11.9	4.9
身体障害	215	64.7	55.8	14.0	10.2	12.6	15.8	5.1
知的障害	37	67.6	43.2	54.1	35.1	40.5	5.4	8.1
精神障害	54	57.4	59.3	29.6	33.3	22.2	7.4	7.4

	その他	とくに困ることはない	わからない
全体	3.8	5.2	8.0
身体障害	2.8	4.7	8.8
知的障害	10.8	10.8	2.7
精神障害	3.7	5.6	9.3



避難場所があれば「役に立つ」「障害特性に配慮されている」と思われるものはありますか。(食料など、長く保存できないものは除いて、お答えください。)(いくつでも)【N=264】

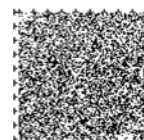
障害種別クロス

障害種別にみると、いずれの障害種別でも「自分だけの空間を作る簡易な装置(段ボール箱の区切りなど)」が最も高くなっています。

また、「身体障害」では「車いすで使用できるトイレ(多機能トイレ)」(46.4%)が6.6ポイント、「知的障害」では「何らかの支援が必要なのがわかるヘルプマークなど」(45.7%)が9.7ポイント、「騒音、雑音を遮断する耳あて(イヤーマフなど)」(34.3%)が8.6ポイント、それぞれ全体を上回っています。「精神障害」でも「騒音、雑音を遮断する耳あて(イヤーマフなど)」(37.3%)が全体を11.6ポイント上回っています。

	N=	自分だけの空間を作る簡易な装置(段ボール箱の区切りなど)	車いすで使用できるトイレ(多機能トイレ)	何らかの支援が必要なのがわかるヘルプマークなど	避難所での連絡事項などが音声により伝えられる装置	騒音、雑音を遮断する耳あて(イヤーマフなど)	避難所での連絡事項などが文字により伝えられる装置	利用している医療機器を充分に利用できるだけの電源
全体	261	70.5	39.8	36.0	27.6	25.7	24.9	21.8
身体障害	192	67.2	46.4	34.9	27.6	20.8	25.5	25.5
知的障害	35	71.4	25.7	45.7	25.7	34.3	20.0	8.6
精神障害	51	82.4	27.5	31.4	31.4	37.3	25.5	19.6

	筆談ボードなどのコミュニケーション支援のための道具	ストマ器具	その他
全体	11.1	6.1	5.4
身体障害	11.5	7.3	3.6
知的障害	8.6	5.7	17.1
精神障害	9.8	-	3.9



9 情報収集やコミュニケーションについて

あなたは、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。
(いくつでも)【N=282】

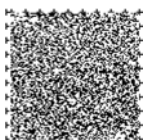
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「広報紙(広報かわごえ)」(48.3%)が、「知的障害」では「家族や親せき、友人・知人、近所の人」(44.1%)が、「精神障害」では「医療関係者(医師・看護師・ケースワーカーなど)」(35.8%)が、それぞれ最も高くなっています。

一方、「身体障害」では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(42.7%)が5.1ポイント、「精神障害」では「インターネット」(28.3%)が11.5ポイント、それぞれ全体を上回っています。また、「知的障害」では「役場などの行政機関の相談窓口」(+16.0ポイント)、「サービス計画を作成する相談支援専門員」(+15.2ポイント)、「入所施設職員やサービス事業所」(+12.7ポイント)などが全体より高くなっています。

	N=	広報紙 (広報かわごえ)	本や新聞、雑誌 の記事、テレビや ラジオのニュース	家族や親 せき、友人・知 人、近所の人	医療関係 者(医師・看護 師・ケースワ ーカーなど)	役場など の行政機 関の相談 窓口	社会福祉 協議会	インター ネット	町のホーム ページ	入所施設 職員やサ ービス事 業所
全体	279	43.4	37.6	26.2	26.9	22.2	22.2	16.8	15.1	7.9
身体障害	211	48.3	42.7	26.1	25.1	20.9	24.6	13.3	15.6	6.6
知的障害	34	26.5	17.6	44.1	20.6	38.2	11.8	20.6	11.8	20.6
精神障害	53	32.1	22.6	13.2	35.8	26.4	22.6	28.3	15.1	7.5

	サービス 計画を作 成する相 談支援専 門員	民生委 員・児童 委員	相談支援 事業所な どの民間 の相談窓 口	障害者団 体や家族 会(団体の 機関誌 など)	職場の上 司や同僚	幼稚園、 保育所、 学校など の先生	子育て支 援セン ター、 ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	とくにない
全体	5.4	5.4	5.0	4.3	1.4	-	-	1.4	9.3
身体障害	2.8	7.1	2.4	3.8	0.5	-	-	0.9	9.0
知的障害	20.6	-	11.8	11.8	5.9	-	-	5.9	14.7
精神障害	5.7	-	13.2	1.9	1.9	-	-	-	9.4



10 今後のまちづくりについて

あなたは、近所の方との程度お付き合いがありますか。(1つだけ)【N=280】

障害種別クロス

障害種別にみると、いずれの障害種別でも「あいさつをする程度」(41.7%、44.4%、40.7%)が最も高くなっていますが、「知的障害」では「ほとんど付き合いはない」も同率(44.4%)で高くなっています。

一方、「身体障害」では「立ち話などの会話をする程度」が31.6%と全体を6.0ポイント上回っています。

	N=	あいさつ をする程 度	立ち話な どの会話 をする 程度	互いの家 を 訪問して いる	困ったと きに助け 合って いる	ほとんど 付き合い はない
全体	277	41.9	25.6	3.2	6.5	22.7
身体障害	206	41.7	31.6	3.4	7.8	15.5
知的障害	36	44.4	5.6	2.8	2.8	44.4
精神障害	54	40.7	14.8	1.9	5.6	37.0

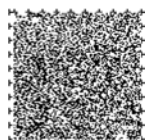
あなたは、川越町は障害のある人にとって暮らしやすい町だと思いますか。(1つだけ)【N=285】

障害種別クロス

障害種別にみると、『暮らしやすい町だと思う人』は「知的障害」では57.1%と全体を11.7ポイント上回っています。

一方、『暮らしやすい町だと思わない人』は「精神障害」では14.9%と全体を6.3ポイント上回っています。

	N=	とても暮 らしやす い町だと 思う	暮らしや すい町だ と思う	どちらと も言えな い	あまり暮 らしやす い町だと 思わない	暮らしや すい町だ と思わな い	わからな い
全体	282	8.9	36.5	28.0	4.3	4.3	18.1
身体障害	212	9.0	37.3	27.4	4.7	2.8	18.9
知的障害	35	11.4	45.7	31.4	-	2.9	8.6
精神障害	54	9.3	31.5	25.9	5.6	9.3	18.5



今後、障害のある人が地域で安心して生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(5つまで)【N=266】

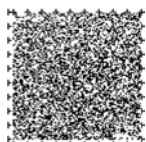
障害種別クロス

障害種別にみると、いずれの障害種別でも「さまざまな福祉問題に対応できる相談体制の充実」が最も高くなっています。

また、「知的障害」では「グループホームなど地域で生活できる住まいの場の確保」(+14.0ポイント)、「成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業の推進」(+13.3ポイント)、「障害のある人への理解を促すための福祉教育や広報活動の充実」(+12.2ポイント)などが全体より高くなっています。「精神障害」では「就労支援の充実・働く場の確保」(36.5%)が全体を12.7ポイント上回っています。

	N=	さまざまな福祉問題に対応できる相談体制の充実	障害のある人への障害福祉サービスの充実	公共交通機関や利用しやすい道路・建物などの整備・改善	災害や緊急時の情報提供および避難誘導體制の充実	就労支援の充実・働く場の確保	福祉に関する情報の提供の充実	障害のある人への理解を促すための福祉教育や広報活動の充実	各種手続きの簡素化（電子申請など）	グループホームなど地域で生活できる住まいの場の確保	保健・福祉・医療・教育の連携
全体	265	44.5	41.1	25.7	25.3	23.8	20.0	19.2	19.2	17.4	14.3
身体障害	197	48.7	42.6	28.9	25.4	18.3	21.3	19.8	18.3	14.7	16.2
知的障害	35	45.7	42.9	17.1	25.7	28.6	11.4	31.4	20.0	31.4	5.7
精神障害	52	40.4	34.6	13.5	23.1	36.5	25.0	13.5	21.2	17.3	17.3

	生きづらさを抱えた人達（不登校、ひきこもりの方も含む）の『居場所』づくり	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	療育事業（発達支援）や障害児保育、特別支援教育の充実	ボランティア活動の促進	障害のある人の芸術文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	障害のある人と地域住民の交流促進	成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業の推進	その他	わからない
全体	14.3	13.6	7.9	5.7	4.5	4.2	3.8	3.8	9.8
身体障害	12.7	12.7	6.1	6.1	4.1	4.6	-	1.5	10.2
知的障害	11.4	20.0	17.1	5.7	8.6	-	17.1	11.4	8.6
精神障害	21.2	13.5	5.8	5.8	1.9	3.8	9.6	5.8	7.7



11 新型コロナウイルス感染症の影響について

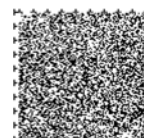
あなたは、新型コロナウイルス感染症の流行によって、ふだんの行動にどのような影響がありましたか。(いくつでも)【N=275】

障害種別クロス

障害種別にみると、いずれの障害種別でも「外出を控えるようになった」(66.7%、57.1%、60.4%)が最も高くなっています。次いで、「身体障害」「精神障害」では「友人と会う機会が減った」(40.7%、28.3%)が、「知的障害」では「地域行事への参加を控えるようになった」(31.4%)が続いています。

また、「知的障害」では「障害福祉サービスの利用日数が減った」が17.1%と全体を12.3ポイント上回っています。

	N=	外出を控えるようになった	友人と会う機会が減った	それほど影響はない	地域行事への参加を控えるようになった	医療機関の受診日数が減った	障害福祉サービスの利用日数が減った	その他
全体	273	63.7	37.4	28.6	20.5	12.8	4.8	5.5
身体障害	204	66.7	40.7	30.4	20.6	14.2	2.5	4.9
知的障害	35	57.1	22.9	25.7	31.4	8.6	17.1	8.6
精神障害	53	60.4	28.3	24.5	13.2	9.4	5.7	3.8



12 障害のある方を「主に介助する人」への質問

主に介助をする人(介助者)が、日頃、不安や心配および負担に感じていることは何ですか。(いくつでも)【N=157】

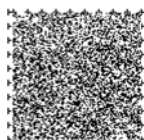
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」「知的障害」では「介助者自身の健康に不安がある」(38.4%、45.2%)が、「精神障害」では「代わりに介助を頼める人がいない」(45.8%)が、それぞれ最も高くなっています。

一方、「精神障害」では「介助者の経済的な負担が大きい」(41.7%)が18.6ポイント、「介助者の精神的な負担が大きい」(41.7%)が11.6ポイント、それぞれ全体を上回っています。

	N=	介助者自身の健康に不安がある	緊急時の対応に不安がある	介助者の精神的な負担が大きい	代わりに介助を頼める人がいない	介助者が高齢であることに不安がある	介助者の体力的な負担が大きい	介助者の経済的な負担が大きい	介助者に休養や息抜きがない
全体	156	39.7	37.2	30.1	29.5	29.5	27.6	23.1	19.9
身体障害	112	38.4	33.9	26.8	23.2	33.0	30.4	18.8	19.6
知的障害	31	45.2	41.9	35.5	41.9	25.8	22.6	19.4	22.6
精神障害	24	37.5	41.7	41.7	45.8	29.2	33.3	41.7	16.7

	介助者が外出や旅行に出かけられない	介助者の相談相手がいない	介助者が仕事にかけられない	その他	とくにな
全体	19.2	10.9	7.7	3.2	16.7
身体障害	19.6	7.1	7.1	3.6	17.9
知的障害	25.8	16.1	9.7	3.2	9.7
精神障害	4.2	16.7	4.2	-	25.0



もし、主に介助をする人が居なくなり、障害のある人がお一人になった場合(いわゆる「親なき後」)に心配なこと、不安なことはなんですか。(いくつでも)【N=163】

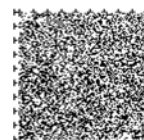
障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「日常生活において身の回りの世話をしてくれる人がいるか」(54.2%)が、「精神障害」では「自分で金銭管理や契約ができるか」(69.2%)が、それぞれ最も高くなっています。

一方、「知的障害」では「本人の特性を理解してもらえるか」(+34.4ポイント)、「日常で困ったときに相談する人がいるか」(+31.3ポイント)、「自分で金銭管理や契約ができるか」(+29.4ポイント)など、多くの項目が全体より高くなっており、心配なこと、不安なことが多岐にわたっています。また、「精神障害」でも「安定した収入が得られるか」(+33.0ポイント)、「楽しくつきあえる、仲間・友人がいるか」(+23.2ポイント)、「日中過ごす場所があるか」(+17.3ポイント)などが全体より高くなっています。

	N=	日常生活 において 身の回り の世話を してくれ る人がい るか	自分で金 銭管理や 契約がで きるか	日常で 困ったと きに相談 する人が いるか	本人の特 性を理解 してもら えるか	安定した 収入が得 られるか	楽しくつ きあえ る、仲 間・友人 がいるか	日中過 す場所が あるか
全体	162	54.9	38.3	36.4	33.3	24.7	19.1	17.3
身体障害	118	54.2	24.6	28.0	25.4	13.6	11.0	12.7
知的障害	31	67.7	67.7	67.7	67.7	38.7	35.5	22.6
精神障害	26	38.5	69.2	50.0	26.9	57.7	42.3	34.6

	住まいが あるか	その他	とくにな い
全体	14.8	4.9	16.0
身体障害	10.2	5.1	21.2
知的障害	25.8	6.5	6.5
精神障害	19.2	-	7.7

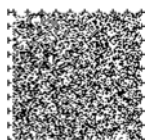


もし、主に介助をする人が居なくなり、障害のある人がお一人になった場合(いわゆる「親なき後」)の住まいについて、どのような暮らし方を考えていますか。(いくつでも)【N=178】

障害種別クロス

障害種別にみると、「身体障害」では「どこで暮らすか計画を立てていない」(37.2%)が、「知的障害」では「グループホーム」(61.3%)が、「精神障害」では「一人暮らしの住まい」(43.3%)が、それぞれ最も高くなっています。

	N=	どこで暮 らすか計 画を立て ていない	グループ ホーム	一人暮ら しの住ま い	兄弟姉 妹・親類 と一緒に の住まい	その他
全体	176	33.5	30.7	29.0	18.8	9.7
身体障害	129	37.2	24.8	32.6	18.6	10.1
知的障害	31	19.4	61.3	9.7	19.4	6.5
精神障害	30	36.7	13.3	43.3	16.7	10.0



4. ヒアリング調査結果の概要

調査の目的

障害のある人の生活全般にわたる現状、課題、障害福祉サービスのほか、障害のある人に関するサービスの利用上の問題点や、今後の障害福祉施策やニーズを把握することを目的にヒアリング調査を実施しました。

調査の方法

各障害者団体および事業所ごとにヒアリング調査日を設定し、面談ヒアリング調査を実施しました。

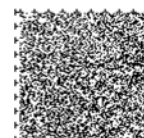
ヒアリング調査の対象・実施日時

【障害者団体】

団 体 名	調査実施日
川越町身体障害者福祉会	2023 年 6 月 22 日 (木)
くろがねもち友の会	2023 年 7 月 3 日 (月)

【事業者】

事 業 所 名	調査実施日
社会福祉法人よつば会 よつばの里	2023 年 6 月 28 日 (水)
社会福祉法人よつば会 ケアホームさとなか	2023 年 6 月 28 日 (水)
社会福祉法人川越町社会福祉協議会 川越町訪問介護ステーション	2023 年 6 月 30 日 (金)
株式会社 Clue クラシム川越	2023 年 6 月 30 日 (金)
株式会社アルコバレーノ アルコバレーノ A、B	2023 年 6 月 30 日 (金)
社会福祉法人よつば会 ワークセンターよつばの里	2023 年 7 月 3 日 (月)
社会福祉法人川越町社会福祉協議会 川越町くろがね作業所	2023 年 7 月 3 日 (月)
社会福祉法人川越町社会福祉協議会 川越町特定・障がい児相談支援事業所	2023 年 7 月 6 日 (木)
株式会社ファミリア グループホームファミリアの家川越	2023 年 7 月 6 日 (木)
NPO法人 あったかコミュRみえ 放課後等デイサービスAAOかわごえ	2023 年 7 月 31 日 (月)



【障害者団体】

■ 活動にあたっての課題

- 活動への参加者は、今後減ることはあっても増えることはないだろう。
- 障害がある当事者のお子さんが亡くなっても保護者の集いとしての役割が大きくなっている。
- コロナ禍により団体としての取り組み方が変わってきている。
- 新しいことを始めるため変えていくことも必要であり、新しい人が事業所へ入ってきてもらえるようにしていかなければならない。
- 保護者が受け入れてもらえる場所、おしゃべりできる場所が大事。実情を知らない人に話をしてもわからない。
- つなぐ役割が求められている。

■ 障害者施策の取組への意見

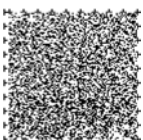
- 子どもが大きくなってくると保護者の悩みの方が多い。子どものころは学校活動などを通じて相談ができたが、子どもが学校を卒業した後の相談できる場所が大事だろう。
- 不登校のお子さんが勉強をする場所がないと学業の面で遅れてしまう。町外にはそういった子どもが集まる場所があるが、そこに住んでいる子どもしか入れない。

■ これからの障害者（児）支援のあり方

- 一番の問題は災害対策だろう。自然災害もそうだが、交通災害や、犯罪に巻き込まれるのも災害の一つだろう。これらについてどのように対応していくのか。
- 福祉で住民の心をつかんでもらいたい。

■ 計画の策定にあたって

- 他市町の計画の表紙や中身がさっぱりとしてよい。川越町の次期計画も参考にしてはどうか。
- 今までの計画はわかりにくいので、川越町の福祉を計画でわかりやすく載せてほしい。



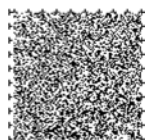
【事業者】

■ サービス提供にあたっての課題

- 本人の特性に対応した合理的配慮が求められる。
- 身体障害のある人で、外出するときの手段に困ることがある。
- 安定した作業の提供が課題となる。作業がすべて終了してから次の作業を企業からいただくのに日数が空いてしまうことがある。
- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して就労活動ができる環境づくりが大切だろう。
- 障害や特性等を持った方の地域での生産活動の拡充を図るとともに、特色のある生産活動が展開されるような取り組みを推進していくべき。
- グループホームについて、利用者同士の希望の衝突もみられる。各個人に特性がある中で、共同生活を成り立たせていくことが求められる。
- 居宅介護について、夜間の訪問を希望される方が増えてきている。
- 物価が上がっており、さまざまな面でかかる経費が増えているが、利用料は上げづらい。
- 働き手が集まりにくい。ヘルパーの人員が少ない。
- 報酬を上げてほしい。

■ 地域や他団体（ボランティア団体等も含め）との連携

- 災害時の避難について、地域との連携が不可欠である。安否確認や避難の支援を助けていただけるとありがたい。
- どんなことでも構わないので、双方の負担にならない程度で活動を共にできたらと思う。その中で知的障害を持つ方々のことを知って、寄り添ってもらえたらと思う。
- 親が高齢になり、車の運転ができなくなったときに通院時等の車の運転などを支援してもらえるとありがたい。
- 親亡き後について、施設に入ることだけが残された選択肢になってしまわないよう、親が亡くなった後も住み慣れた場所で生活が継続できるよう、障害のある人の生活圏にいるみんなが障害を理解する、障害のある人のことを知ることがとても大切だろう。
- 地域の方々との交流や日ごろからのあいさつなどを通じた見守りをお願いしたい。



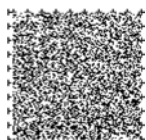
- ヘルプマークの周知や理解を深めていくことが必要である。
- ボランティア団体の方たちが事業所などを視察し、障害のある人たちの実情を体験するとともに、就労状況を理解していただく。
- 地域社会とつながるさらなる地域活動、コミュニティ活動を推進してほしい。
- 障害のある人の地域活動への参加を推進。

■ 行政との連携

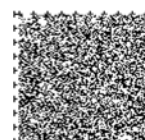
- 災害時の避難について、どこに避難すればよいかなどの情報提供や、避難した先でどのようなサポートが受けられるのかなど、行政と情報を共有していきたい。
- 利用者一人ひとりについて、人との交流を好まれる方、そうでない方がみえたり、できること、できないことも違う。外出やイベントが好きな方も多いので、できる範囲で一人ひとりそれぞれが参加できる活動や取り組みがあると良いと思う。
- 一事業所だけでは支えきれない要望やトラブルの際に、行政として介入や支援をしてもらうなどフォローしてもらえ体制を作っていただきたい。「事業所につないだから終了」で終わらない継続的な援助がほしい。
- 障害者総合支援法でのサービスから介護保険でのサービスに移行するときの支援を行政に期待したい。
- 親亡き後の支援についての相談体制を充実してほしい。

■ 障害者施策の取組への意見

- 本人が社会的経験を積める環境づくりと見守り支援が求められる。
- 入所施設から地域移行でグループホームへというケースがあるが、グループホームの空きがない。グループホームを建てるには報酬や補助金がないと難しいのではと思っている。
- 一人ひとりの障害特性や性格を理解し、可能な範囲で（個別で）寄り添っていただきたい。
- 早期に障害、課題を発見するために居住している地域での見守り支援の拡充や、未就学児世代の療育や放課後等デイサービスのようなサービスや支援を広めていってほしい。



- 支援制度があることを知らずにいる方への周知や相談など、丁寧な説明が必要である。
- 障害福祉サービスの申請や更新手続きの見直しや簡略化があるとサービスが利用しやすいだろう。



参考資料

1. 川越町障害者計画策定委員会の組織及び運営に関する規則

令和2年3月25日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関等の設置等に関する条例(令和2年条例第1号)第3条の規定に基づき、川越町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、川越町障害者計画及び川越町障害福祉計画(川越町障害児福祉計画を含む。以下これらを「障害者計画等」という。)の策定その他町長が必要と認める事項について、調査審議し、その意見を町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に係る諮問に係る事務が完了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

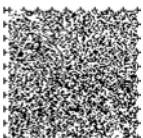
第5条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)



第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

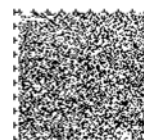
附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

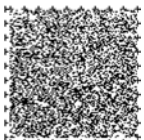
(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。



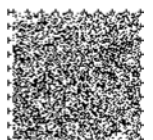
2. 川越町障害者計画策定委員会 委員名簿

				敬称略
職 名	氏 名	所 属 等		備 考
委 員 長	加藤 志保子	社会福祉法人 川越町社会福祉協議会 会長		福祉関係団体の代表者
副委員長	下方 宏明	障害者相談支援センター ソシオ 管理者		学識経験者
委 員	杉本 雅照	川越町議会 教育民生常任 委員会委員長	令和5年5月1日まで	学識経験者
	早川 茂樹		令和5年5月2日から	
	國保 祐子	四日市市障害者自立生活支援センター かがやき 所長		学識経験者
	清水 正義	障害者相談支援事業所 陽だまり 所長		学識経験者
	小西 照代	川越町民生委員児童委員協議会 会長		福祉関係団体の代表者
	平塚 勝	川越町身体障害者福祉会 会長		福祉関係団体の代表者
	吉原 悦子	川越町ボランティア連絡協議会 会長		福祉関係団体の代表者
	石川 英樹	社会福祉法人 よつば会 理事長		福祉関係団体の代表者
	山野 孝治	NPO法人 あったかコミュRみえ 代表 (放課後等デイサービスAAOかわごえ)		福祉関係団体の代表者
	出口 好樹	川越町立川越北小学校 校長		行政機関の職員
	早川 順子	川越町立 中部保育所 園長	令和5年3月 31 日まで	行政機関の職員
	川村 友美子		令和5年4月1日から	
	稲塚 利夫	川越町区長会 会長	令和5年1月 22 日まで	その他町長が必要と認める者
	水谷 俊治		令和5年1月 23 日から	
	片山 真澄	公募委員		その他町長が必要と認める者

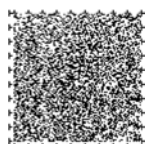


3. 策定経過

開催日	内 容
令和4年 12月12日（月） 12月21日（水）	第1回 第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・ 第3期川越町障害児福祉計画 ワーキンググループ会議 第1回 川越町障害者計画策定委員会 【議事】 (1)第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・第3期川 越町障害児福祉計画の概要とスケジュールについて (2)障害者（児）の現状について (3)アンケート調査について
令和5年 1月24日（火）	第2回 第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・ 第3期川越町障害児福祉計画 ワーキンググループ会議 【協議事項】 (1)第1回策定委員会での意見および対応案について (2)アンケート調査票（案）全般および実施スケジュールについて (3)計画策定スケジュールについて
3月28日（火）	第3回 第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・ 第3期川越町障害児福祉計画 ワーキンググループ会議 【協議事項】 (1)「障害福祉に関するアンケート」の回収状況の報告について (2)「障害福祉に関するアンケート」の中間速報結果の報告について (3)今後の計画策定スケジュールについて
2月8日（水）～ 3月8日（水）	アンケート調査の実施
6月22日（木）～ 7月31日	ヒアリング調査の実施



開催日	内 容
7月18日（火） 8月1日（火）	第4回 第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・ 第3期川越町障害児福祉計画 ワーキンググループ会議 第2回 川越町障害者計画策定委員会 【議事】 (1)アンケート結果の報告について (2)団体ヒアリング結果概要の報告について (3)障害者数等の現状と将来見込みについて (4)障害福祉計画等の目標値と実績結果の報告について (5)次期計画の構成および基本的な考え方の検討について
10月20日（金） 11月14日（火）	第5回 第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・ 第3期川越町障害児福祉計画 ワーキンググループ会議 第3回 川越町障害者計画策定委員会 【議事】 (1)障害者計画で位置づけた施策の取り組み実績の報告、および障 害者計画各論の検討【資料2・3、緑色用紙】 (2)障害福祉サービス等の見込量の検討【資料1】
12月14日（木） 12月25日（月）	第6回 第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・ 第3期川越町障害児福祉計画 ワーキンググループ会議 第4回 川越町障害者計画策定委員会 【議事】 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画＜素案＞について (1)基本的な考え方（施策の体系）について (2)障害者計画について (3)障害福祉計画、障害児福祉計画について (4)素案全般について
令和6年 2月7日（水）～ 2月26日（月）	パブリックコメントの実施
2月27日（火）	第5回 川越町障害者計画策定委員会 【議事】 (1)パブリックコメント実施結果について (2)障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画（案）について（最 終確認） (3)障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画（案）に対する答申 （案）について



4. 諮問

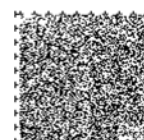
川 福 第 4 9 9 号
令和4年12月21日

川越町障害者計画策定委員会
委 員 長 様

川越町長 城 田 政 幸

川越町障害者計画・川越町障害福祉計画・川越町障害児福祉
計画（案）について（諮問）

川越町障害者計画策定委員会の組織及び運営に関する規則第2条の規定に基づき、第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・第3期川越町障害児福祉計画（案）について、貴委員会に諮問します。



5. 答申

令和6年2月27日

川越町長 城 田 政 幸 様

川越町障害者計画策定委員会

委員長 加 藤 志 保 子

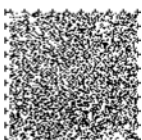
川越町障害者計画・川越町障害福祉計画・川越町障害児福祉計画（案）
について（答申）

令和4年12月21日付け川福第499号で諮問のありました、第5期川越町障害者計画・第7期川越町障害福祉計画・第3期川越町障害児福祉計画（案）について、当委員会で慎重に審議した結果、本計画（案）が新たな計画として適正と認めますので、下記事項を附して答申します。

記

- 1 川越町障害福祉施策推進の基本理念「すべての人がともしながり認め合う、いきいきと暮らせるまちづくり」を実現するために、すべての町民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して笑顔でいきいきと暮らせるまちづくりの推進に努めてください。
- 2 本計画の実施にあたり、福祉・保健・教育・防災・雇用その他関係部署間の連携を密にし、施策を総合的に推進するよう努めてください。
- 3 施策の推進に当たっては、障害者を取り巻く環境が変わる中、適切な進行管理を図るとともに、障害者一人ひとりに合ったきめ細やか、かつ、柔軟な支援が図られるよう努めてください。
- 4 本計画の実効性を高めるため、計画で示された目標の達成状況などの点検や評価を行い、PDCAサイクルによる効果的・効率的な事業の推進に努めてください。

以上



6. 用語解説

あ行

アクセシビリティ

アクセスのしやすさを意味し、転じて、製品やサービスの利用しやすさという意味でも使われる。

アクセシブル

近寄りやすいさま。利用しやすいさま。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

医療的ケア・医療的ケア児

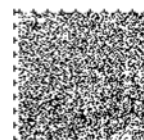
医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいう。

インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶ教育。障害のある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

インフォーマルサービス

家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指す。



か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）などを、地域の実情に応じて実施する機関。平成 24 年度に障害者総合支援法により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置することができることとされ、令和 6 年 4 月から設置が市町村の努力義務となった。

強度行動障害

自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援などの助けが必要な状態を言う。

ケアマネジメント

利用者一人ひとりに対して、適切なサービスを組み合わせて提供するためのケアプランの作成とサービス利用のための調整を行うこと。

権利擁護

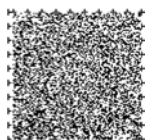
知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない場合に、財産侵害や不当な金銭消費貸借契約の締結、虐待などの不利益を被らないように、本人の自己決定権を尊重しながら、様々な権利が侵されないよう保護すること。

合理的配慮

障害のある人が、障害のない人と平等にすべての人権を享有し、日常生活または社会生活を営むことができるよう社会的障壁（バリア）を取り除くにあたって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障害のある人にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うこと。令和 6 年 4 月からは、障害者差別解消法の改正により、行政機関と同様に民間の事業所においても合理的配慮が義務化される。

個別避難計画

高齢者や障害のある人など、災害時に一人では避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの。



さ行

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、市町村長により、洪水、崖崩れ・土石流・地滑り、地震、津波、大規模な火事等の災害種別ごとに指定が行われる。

児童発達支援センター

児童福祉法第 43 条で定められた児童福祉施設であり、地域の中核的な療育支援施設として、障害があつたり、日常生活のなかで困りごとのある未就学の子どもやその家族のための相談や療育など総合的な支援を行う。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある人への偏見など）その他の一切のものをいう。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する団体。市町村、都道府県、中央の各段階に組織されている。

重症心身障害児

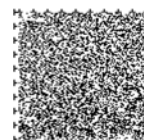
何らかの原因疾患によって脳に障害が生じ、重度の肢体不自由と、重度の知的障害が重複した状態の子どもを言う。

手話通訳者

聴覚に障害のある人や言語に障害のある人と障害のない人との意思伝達を援助する者で、都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業を修了した者。

障害児福祉計画

2018（平成 30）年 4 月より、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、「障害児福祉計画」の策定が市町村の義務となった。



障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害のある人の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。

障害者計画

障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障害者のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体障害、知的障害及び精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人をいう。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、2013（平成 25）年 6 月に制定され、一部の附則を除き 2016（平成 28）年 4 月 1 日から施行された。国連の「障害者の権利に関する条約」（略称「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法制度の整備の一環として制定された。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的としている。

障害者総合支援法

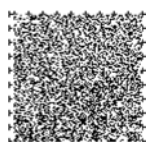
正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害のあるなしにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障害者相談支援事業

障害のある人の福祉に関すること等、本人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言等を行う。

障害福祉計画

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制が確保されるように、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づき策定が義務づけられている。



ジョブコーチ制度

障害のある人が就業するにあたり、職場に定着して長く働けるように支援する制度。障害のある人本人に対しては、仕事の理解を深める助けをし、仕事をどのようにこなしていけばいいのかアドバイスや、毎日勤務できるよう生活リズムの見直しや通勤に対しての支援などを行い、職場に対しては、障害のある人本人ができる仕事とできない仕事を見極めて、どのような仕事を担当させればいいかを提言する。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障害福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関、市町村などで構成する協議会。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害）で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

生活・介護支援サポーター

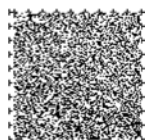
生活・介護支援サポーター養成講座を受けて、介護や生活支援などにかかわるボランティアを行う人。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障害の状態にあることを証するもの。精神障害のある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、地域の医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された総合的な支援体制。



成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

相談支援事業所

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で、困ったことやわからないことなどがあった場合に、相談することができる場所。また、障害福祉サービス利用のための利用計画の作成、施設等から地域での生活に移行するための支援なども行っている。相談支援事業所には大きく分けて「特定相談支援事業所」と「一般相談支援事業所」の2つがある。

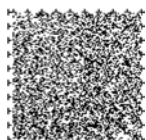
た行

地域生活支援拠点

グループホームまたは障害者支援施設に付加された拠点で、相談（地域移行、親元からの自立等）、体験の機会・場（一人暮らしやグループホーム等）、緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等の機能を有し、障害のある人の地域生活を支援するものである。なお、拠点を設けるのではなく、地域において複数の機関が機能を分担する仕組み（面的整備）も考えられる。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、一人ひとりの状況やその変化に応じて、福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。



特殊詐欺

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のこと。

特別支援学級

障害のある児童・生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

従来の盲・聾・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

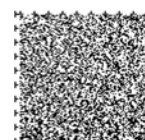
トライアル雇用

職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則 3 か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度。

な行

難病

国が治療や研究を進めている希少な難治性の疾患。その背景として、平成 27 年 1 月に「難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）」が施行され、治療にかかる医療費負担を軽減させること、難病のある人が治療と両立しながら社会生活を送れるように支援をすることが制度として整備された。



は行

発達障害

脳機能の発達に関する障害であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における生活のし辛さがみられる状態をいう。神経発達障害、神経発達症とも表記される。「精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版」では、知的障害（知的能力障害）、コミュニケーション障害、自閉スペクトラム症（ASD）、ADHD（注意欠如・多動症）、学習障害（限局性学習症、LD）、発達性協調運動障害、チック症の7つに分けられている。一般的には、乳幼児から幼児期にかけて、特徴的な症状を呈するものを言う。ただし小児期に症状が目立たず、学齢期や思春期あるいは成人に至って、学校や職場で問題が顕在化することもある。

バリアフリー

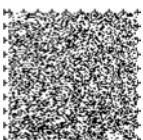
「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等、生活環境上の物理的障壁（バリア）の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去」という意味でも用いる。

PDCAサイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

避難行動要支援者

高齢者、障害のある人等、災害時の避難行動や被災後の生活において何らかの福祉的支援が必要な人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。



福祉医療費

国民健康保険や社会保険で診療を受けた時に自己負担しなければならない費用を公費で負担するもの。

福祉協力員

①地域住民の福祉意識の啓発、②地域住民への福祉情報の提供、③小地域福祉ネットワークの形成、④地区社会福祉協議会活動への協力、⑤サロンの運営・支援などの目的達成のため必要な活動をする人。

福祉避難所

令和３年に災害対策基本法施行規則が改正され、高齢者や障害のある人など、避難生活において、特別な配慮を必要とする方のために、バリアフリー化や多目的トイレなどが整備された社会福祉施設等を利用して開設される福祉避難所について、あらかじめ受入対象者として特定された人が避難する施設である指定福祉避難所の制度が創設された。

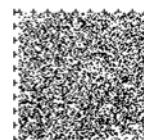
ま行

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

バリアフリーのまちづくりを推進するため、1999（平成 11）年 4 月に「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」が施行され、2007（平成 19）年 4 月には、「すべての人々の社会参加の機会を確保し、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」の理念のもと、バリアフリーに向けた取組みも進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組むため改正した条例。

民生委員・児童委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された人で任期は 3 年。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼任する。



や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が快適に利用できるような製品や建造物、生活空間などのデザインのこと。

要約筆記

聴覚に障害のある人の知る権利を守り、社会参加を促進するための情報保障の手段のひとつで、話し手の話の内容を要約し、その場で文字にして聴覚に障害のある人に伝達することをいう。手書き要約筆記とパソコン要約筆記の2種類があり、それぞれ個人向けのノートテイクと、講演会等で提供する全体投影がある。

四日市障害保健福祉圏域

三重県が障害者施設や事業の整備にあたり、地域間のバランスを考慮するために設定したもの。四日市市、菰野町、朝日町、川越町の1市3町はこの圏域に属している。

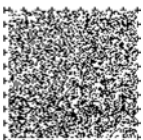
ら行

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

療育手帳

児童相談所等において「知的障害」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障害の程度により、A（最重度、重度）とB（中度、軽度）に区分される。



第5期川越町障害者計画

[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度]

第7期川越町障害福祉計画

第3期川越町障害児福祉計画

[令和6(2024)年度～令和8(2026)年度]

発行／川越町

発行年月／令和6年3月

編集／川越町福祉課

〒510-8588

三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

Tel 059-366-7116

